

2016 年度 秋学期活動記録



2016 年 9 月 30 日～12 月 9 日

早稲田大学 文化構想学部

社会構築論系 共生社会論

現代共生理論 森ゼミナール

目次

まえがき (ix)

発表班一覧 (xi)

授業予定表 (xii)

秋合宿予定表 (xiii)

第1部 秋合宿報告書

第1章 憲法秩序と日常性—改憲と護憲の秩序論—	1
はじめに	1
I 憲法秩序に関して	1
I-i 憲法の歴史概説	1
I-ii 日本の歴史の歴史概説	2
I-iii 憲法の機能からみる憲法秩序	3
I-iv 憲法という制度 その性質	4
II 私たちの日常性	5
II-i 日常性の分析—アルフレート・シュッツを手掛かりに—	5
II-ii 〈小括〉1~2章 まとめ	6
III 改憲と護憲の秩序論	6
III-i 消失点について	6
III-ii 改憲の帰属—他国との比較分析—	10
IV 改憲における国家と国民のコミュニケーション構造	12
V まとめ	13
VI 参考文献	14
The Structure of Constitutional Ordering and the Lifeworld	15

第2章 戦争放棄と核武装.....	17
はじめに.....	17
I 本章の流れ.....	18
II 憲法9条の戦争放棄と自衛権.....	19
II-i 第2世界大戦前までの戦争放棄に関する国際法の歴史.....	19
II-ii 日本国憲法成立と、幣原・マッカーサーの平和思想.....	21
II-iii 日本国憲法成立過程での憲法第9条に関する政府の見解.....	23
II-iv 冷戦による9条解釈の転換.....	24
II-v 現在の憲法第9条の政府解釈.....	27
III 日本の核兵器使用・非核化の可能性.....	29
III-i 非核三原則 「もたず」と「つくらず」.....	29
III-ii 非核三原則 「持ち込ませず」.....	30
III-iii 核密約① —旧日米安全保障条約を見る—.....	31
III-iv 核密約② —安保改正に伴って—.....	31
III-v 核密約③ —密約の継承—.....	33
III-vi 日本の非核化.....	34
III-vii 今後の核兵器に対する姿勢について.....	35
IV 核兵器を保有する国家の事例.....	35
IV-i アメリカとソ連の核保有、MAD理論について.....	36
IV-ii ABMの音大と核兵器に関する条約.....	36
IV-iii 自衛手段としての核兵器.....	37
IV-iv 日本の核保有について.....	37
V 結論.....	38
VI 参考文献.....	39
Renunciation of war and nuclear armament	40

第3章 国民統合とは何か？	41
はじめに	41
I 本章の流れ	41
II 国民統合とは何か	41
II-i 多様な国民統合論と本稿における国民統合	41
II-ii 国民に共通した規範はどのように生まれるか	42
III 日本の国民統合の特殊性	42
III-i 日本の国民統合の歴史	42
III-ii 日本の国民統合における特殊性	43
IV 戦前日本における規範 —教育—	43
IV-i 戦前教育	44
IV-ii 天皇制に基づく教育	44
V 戦前日本における規範 —法—	45
V-i 治安維持法	45
V-ii 言論統制と法律	46
V-iii 国家総動員法	46
VI 戦後日本における規範と象徴としての天皇	47
VI-i 教育基本法から見る戦後規範	47
VI-ii ミッチーブームに見る象徴天皇	47
VII 自民党草案とお気持ち表明	48
VII-i 自民党草案第1条と集合表象のズレ	48
VII-ii お気持ち表明とは	49
VIII まとめ	49
IX 参考文献	49
The differences between social order and Japanese constitutional order in terms of national integration	51

第2部 Practice Readings

The Japan Times より 和訳と要約.....	55
I Renho nationality accusations spur debate on dual citizenship	55
II Tsukiji fish market relocation facing delay by new Gov. Yuriko Koike	61
III BOJ ready to act if global downturn threatens inflation goal: board member.....	67
IV Hikaru Utada and the iconic women of Japanese pop who came before her..	71
V Trump's victory sets off protests on both coasts	78
VI Overtime woes at Dentsu	83
VII President Trump: Japanese-Americans, Japanese in U.S. weigh in	88
VIII Cutting down on passive smoking	96
IX Skilled foreign workers to be employed by farms in special zones.....	104

第3部 議事録

秋学期 議事録集	111
I 半期の進め方	111
I-i 秋学期の予定の確認.....	111
I-ii 各回テーマについて	111
I-iii 方向の形式と内容の決定.....	112
II 憲法とは何か?	114
II-i 秩序とはいかに可能か	114
III 国家と国民.....	119
III-i 丸山と石原から見る国家と国民	119
IV 天皇の位置	124
IV-i 伊藤博文と尾高朝雄をどう見る	124
V 婚姻と家族.....	133
V-i 家族とは何か? 過去 100 年の日本家族を踏まえて	133
V-ii 預貯金・土地と相続.....	133
VI 勤労は義務か?	137

VI-i 労働価値説とミニマムインカムから考える	137
VII 戦争放棄と安全保障	142
VII-i 行為としての戦争と安全保障	142
VIII 地方自治の理念から見る在沖米軍基地	148
VIII-i 中央・地方関係と連邦制・道州制	148
IX 憲法改正の可能性	155
IX-i 日米独を比較して考える	155
X 秋合宿	160
X-i 憲法秩序と日常性—改憲と護憲の秩序論—	160
X-ii 戦争放棄と核武装	171
X-iii 国民統合とは何か?	189
X-iv 卒論構想	197

まえがき

「戦争法案」という言葉がある。これは2015年に衆参両院で可決された平和安全法制関連2法案のことを指し、日本の戦争への参加を可能にするとの危惧を表わしたものである。参議院での採択の様子はさながら体育祭の棒倒しのようであり、先進国の立法府とは信じ難い光景であった。平和安全法制だけではない、2016年12月にはIR推進法案・俗に言う「カジノ法案」も安倍政権によって「強行採決」されたと騒がれている。法案の是非はともかく、こういった情勢の中では、政権の在り方だけでなく国民の在り方についても見直されるべきだと感ぜられる。何故なら、本来政治は国民の意見を反映するよう意図してシステム化されているからだ。しかし、現在国政選挙において投票率は約五割にとどまるのみであり、市民が自らのおかれた状況を正確に把握しているとは言い難い。強い推進力を持つ安倍政権のもとで次々と起こる政治的なうねりに対し、私達国民は、傍観者のような立場をとっていいのだろうか。

自らがActorとなるためには、まず世界について知らなければならない。その一環として、2016年秋学期の森ゼミナールでは、グループごとに自民党憲法改正草案についての分析を行った。日本の成り立ちに関わる天皇についての条項から生活に密接にかかわる家族についてまで、現行の日本国憲法と比較しながら自民党の意図や実現可能性について考察し、議論をもって更に見識を深めてきた。その集大成として、秋合宿においては、日本の憲法秩序・核兵器に関連する安全保障体制・天皇を基盤とした国民統合の在り方という、国の根幹に関わる問題についての発表を行っている。第1部はその研究成果をそれぞれ精緻に記したものである。

第2部では、The Japan Times より記事を抜粋し、和訳・英文要約を行ったものがまとめられている。都度世間で話題になったニュースについて学ぶだけでなく、世界で流通する情報に触れる良い機会となったことが分かるだろう。

第3部は、授業における発表内容とそれを踏まえた議論の記録となっている。自分たちがどのような基盤の上で暮らしているのか、そしてそれがどのように変化する可能性があるのか、3か月以上に及ぶ考察をもってしても、明確な確証のある解答は誰も得られなかっただろう。また憲法を含め様々な状況が変化する以上、ここに記された成果はあくまで途中経過に過ぎず、この先の人生を通して考え続けなくてはならない。

傍観者を脱し、情報を集め、考える続けることは決して楽な作業ではない。しかし、それこそが自ら世界を形作るということなのだと信じて、愚直に世界を問い続けた学生達の成果をここに記し残すこととする。

2017年1月22日

吉備彩日 城間正人

発表班一覧

1	1T140362	吉備 彩日	KIBI Ayaka
	1T140427	小西 勇輝	KONISHI Yuki
	1T140769	中村 優士	NAKAMURA Yuji
	1T140571	末次 延蔵	SUETSUGU Enzo
	1T120243	小川 貴弘	OGAWA Takahiro
	1T130428	小瀬 敦也	KOSE Atuya
	1T131036	室井 美里	MUROI Misato
	1T130345	城戸 秀平	KIDO Shuhei
	1T130210	大津 功治	OTSU Koji
9	1T140445	小町 貴之	KOMACHI Takayuki
	1T140781	形川 静華	NARIKAWA Shizuka
	1T140929	槇 大和	MAKI Yamato
	1T130835	蓮見 智彦	HASUMI Tomohiko
	1T130209	金親 光	KANECHIKA Mitsuru
	1T131066	柳原 雅貴	YANAGIHARA Masataka
	1T130050	荒木 真歩	ARAKI Maho
	1T130953	牧野 アンドレ	MAKINO André
	1T130416	国分 孝平	KOKUBU Kohhei
5	1T140106	市井 杏	ICHII Anzu
	1T140439	小林 ひかる	KOBAYASHI Hikaru
	1T140564	城間 正人	SHIROMA Masato
	1T130630	高木 菜水	TAKAGI Nami
	1T130641	高野 紘一	TAKANO Koichi
	1T130611	瀬古 尚樹	SEKO Naoki
	1T130063	井川 理歩	IKAWA Riho
	1T130057	飯島 はるな	IIJIMA Haruna

授業予定

日付	内容	担当班
9月30日	【半期の進め方】 i 秋学期の予定の確認 ii 各回テーマについて iii 報告の形式と内容の決定	
10月7日	【憲法とは何か？】 i 秩序はいかに可能か	5班
10月14日	【国家と国民】 i 丸山と石原から見る国家と国民	1班
10月21日	【天皇の位置】 i 伊藤博文と尾高朝雄をどう見る	9班
10月28日	【婚姻と家族】 家族とは何か？過去100年の日本家族を踏まえて i 家族とは何か：社会学と法律学の差異 ii 預貯金・土地と相続	5班
11月11日	【勤労は義務か？】 i 労働価値説とミニマムインカムから考える	1班
11月18日	【戦争放棄と安全保障】 i 行為としての戦争と安全保障	9班
11月25日	【地方自治の理念からみる在沖米軍基地】 i 中央・地方関係と連邦制・道州制	5班
12月2日	【憲法改正の可能性】 i 日米独を比較して考える	1班
12月9日	【秋合宿】 i 憲法秩序と日常性—改憲と護憲の秩序論— ii 戦争放棄と核武装 iii 国民統合とは何か？ iv 卒論構想	5班 1班 9班

秋合宿予定

2016 年度森ゼミ 冬合宿 タイムテーブル					
12/10(土)		12/11(日)		12/12(月)	
		7:30 ~8:30	朝食	7:30 ~9:30	朝食 荷造り
		9:00 ~12:00	卒論構想 一人当たり 10~15 分目安 休憩 5~10 分	9:30 ~12:00	映画鑑賞 『ハゲタカ』 上映時間 134 分
10:15	東京駅団体 改札口前集合				
10:39	快速アクティ 熱海行き				
12:15	熱海到着	12:00 ~13:00	昼食	12:00 ~13:00	昼食
12:50	伊東到着				
13:30 ~14:45	報告 1 (報告 60 分 /議論 15 分)	13:00 ~17:30	自由時間 (レク)	13:45	伊東発
14:45 ~15:00	休憩(15 分)			14:32	東京行き
15:00 ~16:15	報告 2 (報告 60 分 /議論 15 分)			16:18	東京着 団体改札口で 解散
16:15 ~16:30	休憩(15 分)				
16:30 ~17:45	報告 3 (報告 60 分 /議論 15 分)				
17:45 ~18:00	片付け・撤収				
18:00 ~19:00	夕食	18:00 ~19:00	夕食		
自由時間		自由時間			
20:00~	コンパ	20:00~	コンパ		

第1部 秋合宿報告書

12月9日～12月11日

早稲田大学川奈セミナーハウスにて実施

憲法秩序と日常性の構造

—改憲と護憲の秩序論—

槇大和 小林ひかる 城間正人

はじめに

本稿では日本の改憲と護憲を巡る憲法秩序の性質を明らかにする。この憲法秩序の性質において、重要な点は、改憲と護憲を巡る憲法秩序の帰属点が消失点であるということだ。この点を明らかにするにあたって、この報告は次の様な形で展開する。第1に、現行憲法の特徴を通時的に分析するとともに、ウェーバーの支配の概念などを用いて、憲法という制度の性質を明らかにする。

第2章では、シュッツの日常性に関する議論を手掛かりに、私たちの生活世界と、憲法という制度がどのような水準において接点を持つのかという事を明らかにする。これにより現代の日本の憲法秩序と日常性の大きな構造が明らかになる。

第3章では、上記までの議論を基に、繰り返される改憲派と護憲派の悶着が、戦後より続いてきた日本の憲法秩序に存在する消失点に由来するという事を指摘する。第4章では、第3章までで述べた憲法秩序と日常性の構造モデルを元に、国民投票制度がいかに機能しているかということ、消失点の観点を交えて解説する。そしてその上で、「憲法秩序と日常性の構造」という本題への答えを明示したい。

また、第3章、第4章を受けて、他国との比較検討も行い、日本の改憲と護憲の秩序のモデルにおいて複数存在する消失点と、消失点によって展開される帰属点のない循環構造という性質を指摘する。

I 憲法秩序に関して

さて、今回のテーマは「憲法秩序と日常性」ということになるが、最初に前提として憲法そのものに関する説明と、世界各国の憲法と比較した改正手続きと憲法のあり方に関する説明をすることにする。

I-i 憲法の歴史概説

まず憲法とは一体どのような性質を持つものなのか簡単にではあるが解説する。今一般的に私達が知るような「全ての人間に権利と自由を保障する」というような近代憲法は、近代という名を冠してこそいるが近代になって突然出現した新しい概念とその表出

という訳ではない。かつてイングランド王国ジョン王権下で国王の恣意的な課税や人権侵害を貴族等の特権階級にある限られた人間達に及ばないようにする目的を第 1 に作成された憲章である「マグナ・カルタ」を近代において再解釈する事で、全ての人間の権利を保証する近代的な憲法として成立した。このことは「マグナ・カルタ」を契機として、王権などの統治者を前提とした上で、統治上の制限を与えるという「立憲主義」の考え方が成立したと考えられる。

その後、憲法と憲法を取り巻く思想はアメリカ、フランスなどに徐々に広まり、その考え方が君主による個人統治を前提としたものではなく、市民を重点的に認知し、立法などの統治諸権利を持つ存在として統治が成立していくと捉えるようになった。そのような統治権力分化の動きを受けて、憲法は「権利保障と権力分立によって権力を制限するものである」という性質を持つ様になっていった。このような動きはフランスで特に顕著であったため、それに連動した近代フランス憲法的思想を形作り、次第に現在の国民主権・基本的人権の尊重・権力分立の要素を持つ、権力者を縛るそれぞれの現代憲法に繋がっていく動きになった。この流れの上に各国近代憲法は構築され、現代の憲法へと繋がっている。

I-ii 日本の歴史の歴史概説

これまで、憲法が全体的にどのような概念と思想を包含して、どのようなあり方をしているかということを紹介してきたが、日本では憲法はどのように発露し、形成されたのか。現在の日本国憲法はどのような性質を備えているかということ、歴史を踏まえて考えたい。

日本では明治時代を初めとして、諸外国の煽りを受けた国内で頻発した自由民権運動の流れを受け、フランス人権宣言などの影響を受けた民間で起草された憲法案が提唱されるようになった。しかし結果として、よく知られている様に明治期の日本は君主という制度に基づいた権力が、構造上強く残されているドイツ・プロイセンの憲法を模範とした。この為、立憲主義の本分とは実質的には異なる、君主権の強い成文憲法が日本において成立することになった。これは形式的にしか立憲主義の要素を持たないため、憲法学の概念では「外見的立憲主義」的憲法として国際的には理解された。

そのような憲法を軸とした大日本帝国は第二次大戦で敗戦し、大日本帝国から近代日本への整備が憲法の側面でも推進されることとなった。結果日本はアメリカからの直接的な影響もあり、米仏由来の思想を持つ近代憲法の思想を引き継いで、大日本帝国憲法第 73 条の手続きを用いて過去の憲法を改正する形で外見的立憲主義からは脱し、現代日本にまで堅持される日本国憲法へと発展した事で国民主権を強調する憲法へ改憲された。その結果、現代の日本国憲法は立憲主義から逸脱しにくい違憲立法審査権、自己拘束的な硬性憲法、国民と議会の両方による投票による改正という制度をはじめとして、

多くの側面を持つ憲法になった。

I-iii 憲法の機能からみる憲法秩序

この項では、前項までの憲法それ自体の概説と日本の現行憲法の特質に関する議論を踏まえ、本稿の主題である憲法と日常性の構造、取り分け両者がどのような関係を持つのかという事について分析を深めていく。

この分析をしていくにあたり、明らかになるのは憲法が形作る秩序（＝憲法秩序）と私たちの日常とが一定の距離を持ちつつも、関係を持つという全体図である。憲法とは言うまでもなく、最高法規であり、権力抑制の装置である。そのもとに展開される憲法秩序とは、憲法という装置の作用によって為政者に一定の制約が与えられた状態である。もっと言えば、為政者の行為、これは即ち、権力行使という事になるが、その行為体系に一定の制約が与えられた状態であると定義する事が出来る。「法は、権力の場合と同様に、人と人の関係に関わる。それゆえにしばしば権力と法とは共生関係にある。法の執行が権力行使となり、権力行使の根拠が法に求められる。」¹という事である。

この権力行使というものを考えるにあたって、導かれる為政者と人びとの関係は支配の関係という事が出来るだろう。この支配という概念について、ウェーバーは『『支配』』というのは、挙示しうる一群の人びとを特定の（またはすべての）命令に服従させるチャンスのことである²と述べている。更にウェーバー風に言えば、正当性に支えられた支配によって行使された権力は、人びとに命令に従わせる機会をもつ、という事なのであろうが、ここで重要なのは、法という制度と人びととの接点である。この点を理解しなければ、憲法と人びとの生活の関係を見る事ができない。ウェーバーは支配に関する先の引用の後に、次の様に述べている。

「こうした意味での支配（「権威」）は、個々のばあいには千差万別な服従の動機にもとづくことがありうる。つまり、この動機は、無反省なしきりからはじまって、純粹に目的合理的な打算にまでわたっている。」³

なるほど確かに私たちが憲法や法に対しての服従を動機という観点から見ると、それは多種多様なものがあり得るように思える。例えば日本国憲法 9 条を考えよう。9 条に対しては言わずもがな、賛成と反対という二つの立場が明確に表れ、両方の立場の論争がたえない。そうかと思えばそのような論争など意に介さず、全くの無関心であるというまさに「無反省なしきり」に当たる人々も存在しよう。ウェーバーは上

¹ 森元孝（2015）『理論社会学 社会構築のための媒体と論理』 東信堂 p.95

² マックス・ウェーバー（2012）『権力と支配』 濱嶋朗訳 講談社学術文庫 p.23

³ 同上 p.23

記の引用部分の後に、支配の根底に存在する正当性という要素を指摘し、それについての議論を展開していくのであるが、ここで重要なのは上記の引用で触れた人々の動機について、ウェーバーが正当性だけにとらわれない支配―服従の関係を為政者と人びとの間に見出していたことである。

「日常を絶したばあいには、これのみが決定的な力をもつかもしれない。日常茶飯の生活では、慣習やそのほかに物質的・目的合理的な利害が、他の諸関係と同じくこの関係を左右する。」⁴

前の部分の「これのみ」というのは、「純粹に物質的また目的合理的な動機」を指す。なるほど確かに、私たちの生活と為政者・法との関係は合理性だけではなく、それ以外の要素にも支えられており、憲法と日常性の構造の様態を独特なものにしている。ここまでは、支配―服従という観点から憲法と日常性の構造の議論を進めてきたが、事項からは、法という制度がどのようにして存在し得るのか、という観点から憲法と私たちの日常性との接点について迫っていく事とする。

I-iv 憲法という制度 その性質

人々の視点から考えるのであれば、憲法を含んだ制度一般は、私たちのイメージの中で存在し得る。これについて例えば憲法や法律は条文として言葉で定められており、書籍の中に存在するのだという指摘もあり得よう。しかしそれは媒体「言語」を用いてその意味内容を媒介させているというだけにしかない。

憲法と日常性が接点を持つとすれば、次の一点に他ならない。つまり、「制度には人々の思念の主観性と制度のある種の協働性ないし客観性との間に矛盾が存在する事になる。」⁵のであり、これが制度の性質という事になる。取り分け憲法においては、国家の最高法規であり、この協働性が最高度にまで高められ、そこでは普遍的な価値観、自由・平等などが規定されている事になる。そして私たちがその日常性において、憲法の条文を読む、あるいはそれに出会ったときに、自由・平等をうたった憲法という制度が存在する事になるのだ。

憲法秩序と私たちの日常性の接点はそのような関係論的な構図の中で立ち現れる。つまり、憲法秩序はその文面において規定された制度により上意下達式に国民を支配するという支配―服従という関係において私たちの日常性と関わり、それが憲法秩序であるという事ではなく、憲法という制度そのものが持つ、人々の間の協働性、あるいは客観性といった性質と、人々の主観性という矛盾したような性質の下で起きる行為体系であ

⁴ 同上 p.24

⁵ 盛山和夫 (2013) 『社会学的方法的立場』 東京大学出版会 p.26

ると考える事ができる。そして勿論この行為体系においては、為政者は過度な権力行使を憲法によって抑制され、人びとは主権を持つという事を保証されると裏付けられ、憲法秩序は、憲法と人びと両方の相互に作用しあう中で構築される構造を持つのである。

II 私たちの日常性

II-i 日常性の分析—アルフレート・シュッツを手掛かりに—

この節では、前節までの議論を踏まえ、アルフレート・シュッツの議論を手掛かりに、日常性の構造・性質について考察を進め、人びとと制度の接点について更に分析を深めていく。シュッツによれば日常性とは、以下の様なものだ。

「日常生活世界とは、人がそのなかで自らの身体をとおして作用することによってそれに介入し、それを変化させることのできる現実領域のことである。

(中略)

日常生活世界とは、常識的態度のうちにいる十分に目覚めた通常の成人が、端的な所与として見出す現実領域のことであると理解されるべきであろう。『端的な所与』ということによって支持されているのは、疑いのないこととして体験されているものすべて、さらなる気づきが生じるまでは問題化されることのない事態の事である。」⁶

上記のシュッツの指摘を参照するなら日常生活世界とは、私たちの周辺環境と言い換える事もできよう。私たちは自らの身体を通じて周辺環境にある事物、あるいは人びとと接点を持ち、回収し、場合によってはそれに変化をもたらす。またこれは、私たちにとって、あまりにも当然のように存在するもので、だからこそ「端的な所与」として、疑いのないこととして体験されるものという事ができる。この点は、前節で参照したウェーバーが支配に関する議論の中で、服従への動機について、「無反省なしきたり」と述べていたものと重なるものである。

ではこの様に私たちの日常性が作られているのならば、制度を「端的な所与」とせず、疑えるものとして体験する事が出来る水準とはいったいどこに存在するのであろうか。これこそが、超日常性と言われる水準だ。超日常性とは、上記のシュッツの引用部分に重ねていうのならば、「端的な所与」として与えられた現実をメタ化し、主題化する営みである。これにより、憲法という制度は、私たちの日常性から切り離され、それ独自のものとして存在する事になるのだ。

当然この点について「端的な所与」が一体どのようなもので、超日常性が発生するメ

⁶ アルフレート・シュッツ トーマス・ルックマン (2015)『生活世界の構造』 那須壽訳 ちくま学芸文庫 pp.43-44

カニズムについても言及せねばならない。まず前者の「端的な所与」について言及するならば、この点についてシュッツはいくつかの特徴を言い表し「端的な所与」について議論を深めている。この中で重要になるのは「分節化されている社会的あるいは文化的世界は、私と共存者にとって準拠枠として歴史的に、しかも『自然的世界』と同じように疑いのない仕方で、あらかじめ与えられていること」⁷という指摘である。

憲法という制度、取り分け現行の日本国憲法は歴史的に私たちがその当時の世代の人びとから与えられているものであり、これはつまり、「日本国の憲法は現行の日本国憲法である」という形で疑いのない仕方で与えられているという事だ。憲法秩序とはこのような意味で私たちにとって準拠枠としての性質があるのだ。

次に超日常性が発生するメカニズムについて議論を深めよう。⁸ここで機能する媒体は「身体」「言語」である。先の私たちの日常性は私たちが自らの身体と自らが発する言語によって介入し、場合によっては変化させ得る周辺環境の事である。周辺環境を私たちは媒体「身体」によって感じ取り、知覚する。これにより主題化・主題的レリバンスが作用し、私たちは「それが何か」という形で意識の注意を向ける事が可能になる。そしてそれは次の水準、解釈・解釈的レリバンスとなり主題化された事物に対して、媒体「言語」を介した主題の掘り下げが可能になる。更にそれは動機説明・動機的レリバンスに繋がり、帰属の模索がなされ行為の一連の体系化がなされるのである。

この一連の行為体系の連続、蓄積こそが超日常性と呼ばれるものだ。この一連の行為体系によって「端的な所与」は所与のものから離れたメタ化された事物として認知される。この水準において、人びとの主観とある種の協働を特質とする制度が存在し得るのだ。

またこのメカニズムにおける超日常性の主体を「国」と「国民」と分けて考える事が出来る。「国」であれば日常性の行為体系の下地は言うまでもなく、上意下達の行政システムである官僚制であり、官僚制の中で彼ら自身を成り立たせる媒体「法」やその周辺環境を主題化—解釈—動機説明といった一連のレリバンスによって行為体系を作りうる。そして国民は、一人ひとり異なる日常性やレリバンスを持つのであるが、その中で「制度」について主題化から始まる上述の一連の行為体系が成り立つ。これら二つの立場からの主観性のもとで、憲法という制度は存在し得るのである。

上記の議論がシュッツの議論を踏まえ、前節までの憲法と日常性の構造を深めた結論であるが、補足としてこの構造の別の特質を述べておくと、この構造において国家と国民は非対称な関係にあると考えてよい。なぜなら、国家側のレリバンスは上意下達の官僚制・書類主義に基づく強固な形の行為体系を持っているのに対し、国民のレリバンスは国民一人一人が異なるものであるだけでなく、それぞれは官僚制のそれよりも変化し

⁷ アルフレート・シュッツ トーマス・ルックマン (2015)『生活世界の構造』 那須壽訳 ちくま学芸文庫 p.47

⁸ 森元考 (2015)『理論社会学 社会構築のための媒体と論理』 東信堂 p.70

やすいものであるからだ。人々の間で異なるレリバンスが出会ったとき、それらは人々の間で調整がなされるが、国家と国民という関係に立った時、当然強固な側が、調整に加わるわけではなく、変動可能性を持った国民の側のレリバンスが変容し、別の形で行為体系を持つ事になるのである。

次の章からは、この点について、改憲・護憲という為政者内での異なるレリバンスの出会いがどのような構造を持つのか、そして国家と国民という関係を見たうえで、実際の制度として両者の接点としてあげられる国民投票という例を挙げ、ここまで述べてきた理論を当てはめ、本稿のテーマを深めていく事とする。

II-ii 〈小括〉 1~2 章 まとめ

憲法秩序は、政府の権力行使に一定の制約のかかった行為の体系である。またそれは、人々に行政を通じて上意下達式に影響を与える一方で、私たちは日常性の中で、各種レリバンスの積み重ねにより超日常性を獲得し、憲法との接点を持つ。

しかしそこには国家と国民という異なるレリバンスを持つもの同士の非対称な関係性があり、ここに日本における改憲と護憲の秩序と、日本の憲法秩序と日常性の構造に接近するポイントが存在するだろう。次節より、その点を詳しく見ていく。

III 改憲と護憲の秩序論

III-i 消失点について

ここまで、日本の憲法と秩序の関係性、日常性について述べてきた。ここからは、日本の秩序の帰属点に目を向ける。国家の支配力を制限し、秩序を維持する機能を持つ憲法について考えることは、日常性がどのようにして維持されるかについて明らかにすることと不可分である。

憲法に対してなんらかのアクションを起こそうとした時、問題となるのは責任の所在、言うなれば帰属点とも言える。超日常性の立場に立ち、憲法をまなざすもの言い換えると憲法をメタ的に捉えるものたちがいる。それが一般的に言うところの改憲派・護憲派である。改憲派・護憲派の行為体系とその輪廻のような構造、そして両者の関係性について述べ、他国の改憲制度と比較しながら日本の持つ憲法制度と、その帰属のありかたが各国と比較してみても特殊な形態であることについて明らかにする。

改憲派とは、歴史的経緯・現状の憲法のあり方や日常を鑑みたときに現行憲法が適切ではないと考える人々であると定義する。単純化すると改憲派の最終目標は「改憲された日常世界」である。しかしその手段として試みる、成文化された形で示された「改憲」が達成されないがために、彼らは挑戦と失敗によって構成される無限の輪廻の中にいる。

一方、護憲派は現行憲法を維持すべきであるとする。護憲派とは、改憲派の理念や行動に対して疑問を持ち、改憲派の考えに対してそれぞれに対応する形で出現する。改憲派が目的達成のために行う無限の改憲ループに対応することで、護憲派は無限に連なっていく。また、両者には、お互いの行為に対して反感を持っている人々も含まれる。

次に、改憲・護憲という行為についてそれぞれをモデル化したい。今回モデル化を行うにあたって、行動に至る前の認知段階と解釈の段階も考慮する。改憲・護憲モデルの下地となる基礎モデルとして、対象Aに対し、(1) 媒体「身体」「言語」により認知 (2) 自身のまなごしをメタ化、超日常性の立場で解釈 (レリバンスの構築) (3) 対象への違和感などの解釈結果 (4) (1) から (3) を踏まえた具体的な行動 (5) 行動による結果、という流れに当てはめてモデル化する。

改憲という行為は、(1) 憲法の法文や意味内容その背景を対象とする。(2) 法文・意味内容を対象として捉え、(3) 歴史的、世界との比較といったメタ視点で解釈する。そこで対象に対して違和感を抱いた者が、「改憲派化」し、(4) 改憲という目的達成のために行う。(5) その目的は日本においては今まで達成されたことはなく、挫折してきたと言える。

続いて、対する護憲という行為についてモデル化する。(1) 憲法についてだけではなく、改憲派の主張・行動をも対象と認知し、(2) 超日常の立場で解釈を行う。そして、(3) 現行憲法を是とし、改憲派の主張・行為に対して違和感を覚え、(4) 護憲に向けて改憲派に対して行動を起こし、憲法を護るべきという主張を行う。(5) 改憲派に対し、護憲派の目的は現行憲法と、それに影響されると予想される日常を護ることであり、本日までそれは達成されている。これらを統合すると以下の図のようになる。(図1)

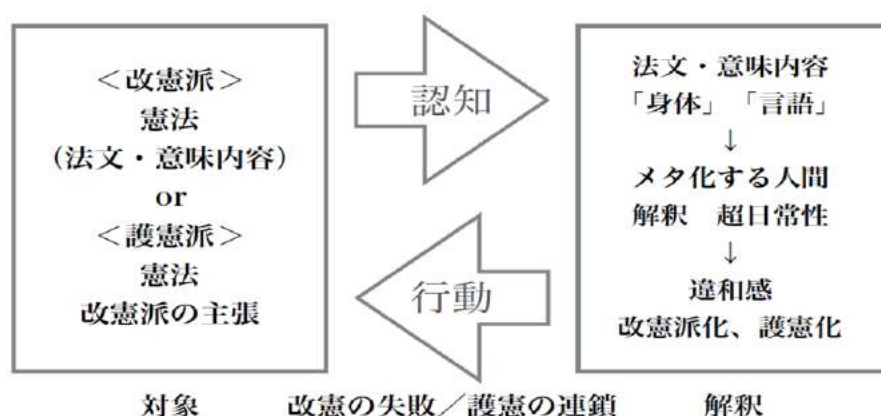


図 1 改憲派と護憲派の行為体系

両者の関係性について改めて整理すると、目的が達成されず結果的に挫折し続けてい

る改憲派の行為体系は、改憲派として存在し続ける限り思想的分派・継承を続け、連なり続ける。一方、護憲派は改憲派の思想を対象とするがゆえに、改憲派の連なりに合わせて拡大し、改憲派の中に内包する形で広がっている。憲法を中心に、彼らはお互いに影響を与えながら拡大し続け、今日までの決着のつかない議論が行われているのではないだろうか。また、護憲派の「現行憲法を護る」という目的も、彼らが行動するゆえに達成されているのではなく、元々のシステム上の問題でそのままであらざるを得ない状況なのではないだろうかと考えた。図にすると理解がより容易になるため、以下の図2に示す。

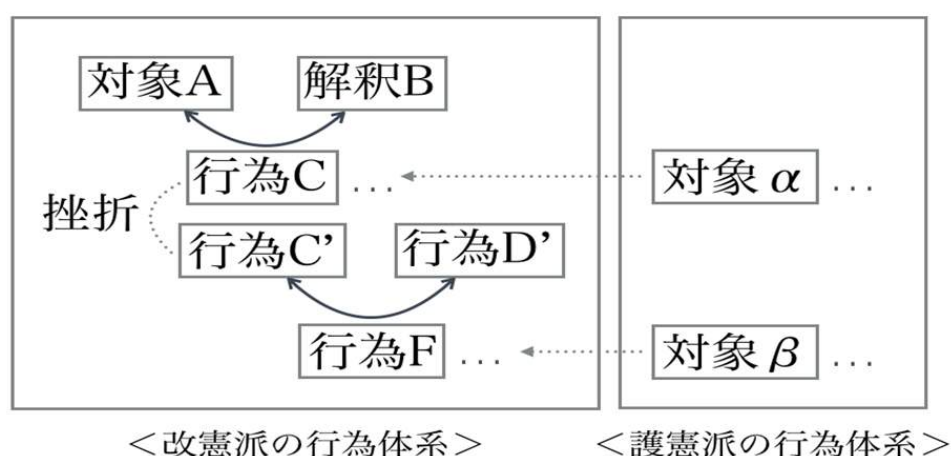


図 2 改憲派と護憲派の行為体系とその関連

この両者の関係性の構造において、最終的な決定を下し、憲法に関する帰属点となりうるのは国会と国民である。次項で詳しく述べるが、国会での決議の際にも、国民投票の際にも様々な曖昧な点があり、憲法に手を加えることが非常に困難な構造となっている。何よりも、最終決定を下す対象が二つに分かれていることと、各対象の内部で、責任の帰属を分割し、最終的に消失させてしまう形となっていることが問題として考えられる。帰属点が消失しているということが秩序形成にも影響を与え、改憲派・護憲派という一種の歪みを生んでいるということが、日本の憲法と秩序の現状なのである。

ここまで、日本における憲法と秩序の関係性を主題としながら、その関係性に影響を与えようとする改憲派・護憲派について説明してきた。日本における憲法秩序の帰属点は実は消失しており、それゆえに改憲派は改憲という行為が達成されず、また護憲派もそれに連なって無限の行為体系の連なりとなってしまう、秩序の中の歪みとして表出する。次項では、他の国の制度と比較しながら、日本の憲法を取り巻く制度と消失点が生じてしまう特殊な仕組みについて明らかにする。

III-ii 改憲の帰属点—他国との比較分析—

前項まででは、日本に関する憲法秩序、制度、社会秩序の関係性などについて解説し、日本の秩序の帰属点が最終的には消失点となることや、行為体系として定まることがないという固有の構造を持つ秩序が日本独自のものであることなどを解説した。これが日本特有であるということを示すために、立憲主義を持つ各国の制度と帰属点を示し、比較対象としたい。

まず、日本の憲法改正手続きである。日本の改正手続きは日本国憲法第 96 条と第 97 条 1 号、および国家投票法によって規定されている。実質的には憲法改憲草案に関する国会の発議を完了してから、国民投票の結果による国民の承認を得て、天皇が公布するという段階で構成される。しかし、問題点も数多く存在する。

例えば発議については大まかに規定されているが「憲法改正は、各議員の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で国会が発議し、国民に提案してその承認を得なければならない（日本国憲法第 96 条）」といった規定では、未定事項として公職選挙法であらかじめ定められた理論的な人数（法定議員数）なのか、欠員を差し引いた現在議員数なのかなど、規定の中の細かな手続きに関する定義は現在でも憲法規定や改正の結果に関わる重大事項であるために、憲法改正に纏わる論点の一つになっている

次の段階である国民投票と国民による憲法改正の承認は、過半数を上回る主権者が最終決定として改正の受け入れを決めることが憲法改正には必要となる。しかしながら、国民投票に関しても有権者全てを母数にする有権者総数、投票者した主権者のみを母数とする投票者総数、投票の中でも有効であった数を母数とする有効投票数という解釈が分かれている。現在憲法第 96 条の発議に関する論争と同じように、国民投票に関しても過半数の定義をどのようにするかという論争がなされた。結果として通常の国会立法の手続きを経た国民投票法が成立することで、憲法学説を無視しながらも有効投票総数こそが過半数の定義として成立をしている。しかし、これは憲法に関する重要な論議を通常の国会の立法で定義しても良いのかという疑問が残る。更に場合によっては国民の過半数や多数の賛成と言えない状況であっても、憲法改正の発議が承認されることになる可能性があるという点で疑問や再考の余地が残る定義決定と言える。つまりこれは結果として、より改正ということに関して、不透明性が増したと言える。

かつて第日本帝国憲法から日本国憲法に改正した際に改憲手続きとして適用された第日本帝国憲法 73 条では国民投票の規定はなく、両議院の出席 3 分の 2 以上、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で決定という明確な形と定義になっていた。国民投票という制度を通さず、議会において改憲の議論と決定が主としてなされるというあり方であるが、第日本帝国憲法の改憲手続きは現在の日本国憲法とは異なりアメリカなどの憲法改正手続きのあり方と類似していると言える。

これまで日本の手続き事項を細かく解説したが、日本の憲法改正の特殊性をより分か

りやすくするために、アメリカ・オランダ・スイスなど各国憲法改正の手続きと想定される帰属点を比較例として紹介、解説する。

まず、オランダにおける憲法改正の流れについて述べる。オランダでは要件として王などから憲法改正の発議がなされた場合、国会第二院議会の解散と国会第二院を決定する国民投票を経た両院における話し合いと両院での決定を憲法改正の要件としている。

つまりオランダでは下院において改正案に関する賛成を過半数以上得た場合に、議会を解散した後の新議会両院で投票総数3分の2以上の賛成の場合、改正が実現する。これは、国民が責任を持つことを国政選挙と絡めることで、直接性を持たせる取り組みであるとされる。そのような過程を経たオランダ王国憲法改正は、最終的に王の布告によって成立する特徴が存在する。

次に、アメリカ憲法について述べる。特徴として挙げられうるのが、全体を通して国民投票が必要とされることがないということ。しかしながら他の国とことなり、発議に関して両院での3分の2の賛成ないしは全州の3分の2が一致した要求を元にした憲法改正に関する会議が召集されることになり一連の話し合いや手続きを経た後に発議ができる。そのような発議が完了した後に、全州の4分の3以上の州議会において受け入れられることが要件になって、憲法が修正、改正される。アメリカは国民投票こそないものの、総議員ではない状態で発議できるということは、日本と共通していると言える。一方で、先にも述べたが、国民投票を通さず議会において一連の改正を完了できるという点では、日本国憲法と大きく異なる点であると言える。これら一連のアメリカ憲法改正手続き事項に関して、アメリカの政治学者ルッツは多くの州によって構成される連邦国家での憲法改正は非常に難しく、比較こそしにくい非連邦国家である日本よりも、アメリカでの憲法改正は手続きの要件的に難しいとしている。それにもかかわらずそれでも大統領の3選禁止や、選挙年齢の引き下げなど様々な事項に関して改正がなされ、戦後のみで6回憲法が修正されている。

次に、スイスの改憲についてである。スイスの憲法改正発議の手段はある種特殊である。スイスは憲法改正発議に関して「国民提案制度」として10万人以上の賛成で憲法の全面または部分改正が要求できるが、それぞれ全面改正には国民投票、部分投票には連邦議会の同意が必要になる。また、部分投票はその後改正草案を国民と州に対しそれぞれ投票を必要とする。その改正草案に関して続行可能であると判断された場合は、改正草案を基にさらなる草案を作成し国民投票にかける。この一連の流れを複数回繰り返すことになる。

この一連の流れにおいて連邦議会両院で意見が食い違った場合、全面改正をするかの国民投票にかけた後に同意された時、両議会は解散し選挙で新たな両院が構成されるという直接民主制と間接選挙のシステムを活用して、憲法改正に関して高いハードルを設けている。しかし、このような高い要件であるにもかかわらず、スイスは140回もの改正を経ているということである。

ここまでは連邦国家、非連邦国家を問わず、成文化した硬性憲法に関する手続き事項を紹介したが、一方イギリスやイスラエルのような明文化していない軟性憲法の憲法改正については、比較的簡単である。例えば憲法の考え方と非常に縁深いイギリスなどでは非成文憲法を採用しているが、ここにおいて憲法改正は通常法律の中に憲法的な条項があり、通常法律と同じ手続きを元に制定や改正がなされうる。

これまで各国憲法とその憲法改正手続きに関して解説したが、これらの憲法改正と日本の憲法改正を比較した場合、日本国憲法のあり方と改正の手続きは、決して珍しいあり方であるとは言えないが、一種特別な状況にある。つまり、総合して言えることは、州の制度などがなく、総議員の3分の2という議会発議の要件、有効投票のうち過半数の国民投票という日本の改正の手続きであるが、これには手続き事項としての改正の実効性を損なうものではない。それにも関わらず何故これまで一度も本格的な改正の動きにならなかったのか、もしくはできなかったのかという問題である。以下から社会学的な視点からこの問題の構造を分析していく。

IV 改憲における国家と国民のコミュニケーション構造

ここでは、憲法改正に関して、国民と国家が国民投票を媒介にして影響を及ぼし合うという構造から、国家と国民のコミュニケーションと捉え、前項で確認した特殊な日本の改憲制度がそのコミュニケーションにどういった影響を与えているのかについて考える。憲法改正が今まで一度もなされなかった、言い換えると改憲派が挫折してきた理由の大きな部分を、責任の帰属点が国会と国民にそれぞれ分断され、消失点と化しているからであると説明してきた。次は国民に目を向け、国家が投げかける「国民投票」を主題として、国民が投票する動機や行動に関して合理的選択論 (Ricker and Ordeshook, 1996) の見地から分析し、主体のズレによりコミュニケーションがうまくなりたっていない現状について明らかにする。

まず、国民投票について詳細に述べ、合理的選択論に基づいて人はなぜ投票するのかということを明らかにする。人々の日常がどのように投票に繋がるかどうかということ を Ricker and Ordeshook は次のような式で説明した。

$$P \times B > C$$

P…自分の一票が選挙結果に影響を与える主観的な確率（接戦率）

B…自分にとっての選挙の重要性、党派性

C…時間的・経済的・物理的コスト

左辺が大きくなった時もしくは右辺が小さくなった、つまり投票行為による利益がコ

ストを上回ったと主観的に判断した時に人々は投票行為を行う。ここでは、特に合理的選択を行うための要素に特に注目する。これらの要素を感じるということは、さまざまな価値観において比較を行った結果であると考ええる。次に対象に関してメタ的に解釈を行い、それが跳ね返って来ることで、次の行動に反映されるという構造になっていると言える。ここで、この図式を先ほどから扱っているレリバンスの文脈で読み解いていく。

今回の主題である憲法と日常性の間接的なつながりが生まれる国民投票のタイミングについて考えると、国がきっかけとなって、国民の投票という行為までにレリバンスの繰り返しと蓄積があり、理想として最終的には投票行為に移るということが想定される。主題的レリバンス（＝国民投票の認知、興味）、解釈的レリバンス（＝候補者の認知、興味）、動機的レリバンス（＝自分の意見、投票行動のメタ化）が連続し、蓄積されて実際の投票行為に繋がる。このうちの解釈的レリバンスの構造に合理的選択論のモデルを当てはめることができるとすると、憲法改正の国民投票に関しては、国民のうちに日常性の中において P、B、C の要素は出現するものの、実際はそれぞれを構築し式化する段階ではそれがうまく構成されない。憲法－制度－国民の関係性の中で憲法と国民が制度を挟んで乖離しているために、国民の日常性のもとでの判断ができないためである。

国民投票を介したコミュニケーションは国家によって発議され、国民に投機され、投票を通じて国家へ戻っていく構造になっている。つまり、主体が国家であり、国民から乖離してしまっている。ゆえに、相互のコミュニケーションとして成立せず、結果として憲法改正が達成されない。このことは各行為において消失点が析出すると言い換えれば、消失点が複数存在する非対称な国家と国民のコミュニケーション構造となっていることになる。改憲派・護憲派の中でも、憲法の改正の段階でも、国民のレベルでも消失点が析出し、コミュニケーションがうまく成り立っていないのである。

V まとめ

この章では、これまで進めてきた日本における憲法秩序と日常性の構造、その全体図と、それに関する性質について述べ、本稿の結論としたい。まず、第一章から第二章ではウェーバーやシュッツの議論等を踏まえながら、憲法は単なる支配の形ではなく、相互に構築される権力関係の結果として発生し、為政者と人びとの相互的な形で憲法秩序を構築するという事を指摘した。憲法という制度はある種の協働性をはらみながらもそれを人びとが認知するという主観性を交えたその水準にこそ成立する。これこそが憲法という制度が存在し得る水準である。また主観性という点に関してはシュッツの日常性の議論を参照し、日常性と超日常性のメカニズムを述べ、憲法という制度が日常性の水準において認知されるに至る過程を分析した。

次に、第三章からは非日常性の水準に存在する改憲派、護憲派そして国民投票という

例を挙げ、前章までで提示した理論型の応用につとめた。ここで明らかになったのは現行の日本国憲法に付随する消失点の存在である。改憲派と護憲派の終わりのない論争は、帰属点がそのまま消失点と成りうるという日本国憲法と日常性の性質に裏打ちされたものである。つまり、大日本帝国憲法や他国の憲法のように帰属点が生じている憲法と異なり、日本国憲法の場合複数の消失点が存在し、責任の帰属が拡散するという事である。

そしてたとえその論争に決着が付き、実際に国民投票に至るとしても、国民という無数の個、つまり異なるレリヴァントの体系は、意見が飛散し、消えゆく消失点である事に他ならない。故に、改憲派と護憲派に秩序が存在するとするならば、この様に複数存在する消失点の機能によって絶え間ない循環構造であると考ええる事ができる。

VI 参考文献

- アルフレート・シュッツ トーマス・ルックマン (2015)『生活世界の構造』 那須壽訳
ちくま学芸文庫
- 岩崎正洋 (2013)『選挙と民主主義』 吉田書店
- 盛山和夫 (2013)『社会学の方法的立場』 東京大学出版会
- 盛山和夫 (1995)『制度論の構図』 創文社.
- 辻村みよ子 (2014)『比較の中の改憲論—日本国憲法の位置』 岩村書店
- 深田三徳 濱真一郎 編著 (2015)『やわらかアカデミズム・〈わかる〉シリーズ よくわかる法哲学・法思想 [第2版]』 ミネルヴァ書房
- マックス・ウェーバー (2012)『権力と支配』 濱嶋朗訳 講談社学術文庫
- 森元孝 (2015)『理論社会学 社会構築のための媒体と論理』 東信堂

The Structure of Constitutional Ordering and the Lifeworld

Yamato Maki /Hikaru Kobayashi /Masato Shiroma

The Constitution of Japan has continued from 1947. The Constitution has been discussed in Japan to amend or protect. However, the discussion can't settle on the end. As the result, it has been the same for decades. We would suppose the vanishing point in Japan as a cause of this phenomenon.

For an analyze of this theme in this report, we take up the character of constitutional order that contains some disputes over constitutional amendment or protection in Japan. The important thing is that the attribution point of ordering of constitutional amendment or protection should become the vanishing point. For a purpose of proving this theory, we will expand this reports as you see in follows.

In section 1, we analyze some points of the modern constitution by reviewing of the history. Moreover, we also show the Constitution as a social system with using Max Weber's terminology of power and domination.

In section 2, we consider that the relationship between lifeworld and constitutional ordering with the clue of the Alfred Schütz's logic about it. This chapter will indicate today's order of the Constitution and the frame of lifeworld. And we show the existence not only as the unidirectional order but also as interactive ordering in constitutional structure.

In section 3, we point out the vanishing points that bring on the limitless confrontation between constitutional amendment or protection with seeing section 1 and 2. Based on the above analysis, we tell you that how constitutional amendment and protection existed. And we modeled them as the system of act.

In section 4, we confirm the voting system and the section 3 that contains the theory of constitutional order and the theoretical model of ordinariness. Furthermore, we explain the effect from voting system under the situation that is confused by vanishing points in japan. So, the section 4 tells you our conclusion of

this proceedings. In other words, we specify the meanings of “The structure of the constitutional ordering and the life world”.

Finally, we will search for the many vanishing points in the orders in Japan and compare with other countries and their attribution points. And we also investigate that the effect of vanishing points makes the circular structure without attribution points in Japan and the order.

戦争放棄と核武装

—日本が核兵器を保持する可能性について—

市井杏 吉備彩日 小町貴之 末次延蔵

はじめに

日本は第2次世界大戦の敗戦以降、他国の軍事組織や武装勢力と直接砲火を交えることなく平和を維持し続けてきた。日本の平和は、国家が憲法9条を曲がりなりにも遵守してきたことと日本がアメリカと結んだ日米安全保障条約と結びついた核の傘と制海権によって支えられてきた。第2次世界大戦の悲惨な経験から、日本は不戦の誓いを立てるべく自由主義と平和主義に立脚した憲法を制定した。さらに日本が持つ実際の戦力を自衛隊に限定し、憲法が規定する戦力に該当しないアメリカの軍隊を日本に置くおこ

とで、国民の想像以上に拡大された抑止力が他国の武力攻撃を遠ざけてきたのである。そのため、この平和は一見すると憲法が規定する戦争放棄と戦力の不保持のみによって達成されているように見えるが、憲法の外部に置かれたアメリカの戦力によって構成された抑止力も大きく貢献している。

日米安全保障条約の存在は日本の抑止力を支える上で大きな役割を果たしていることは事実だ。しかし、そもそも日米安全保障条約は日本の思惑によって締結されたものではない。もちろん条約を締結するにあたって日本はアメリカの核の傘や制海権を期待していたのだが、アメリカにとっては核兵器や第7艦隊を運用するための前線基地が極東にありさえすればよく、それがたまたま日本にであったに過ぎないのだ。もし、国民党が国共内戦に勝利し朝鮮半島が南北に分裂していなければ、日米安全保障条約は存在しなかったのではないだろうか。つまり、アメリカのアジア政策の方向性によっては過去においてもこの先の未来においても日本は独自の抑止力を持たなければならないという考えを持つ政治家がいても不思議ではなく、自国の真の安全保障を考えるにあたって国家単位でそのような思想を持っていることを否定することはできない。現状の日米安全保障条約が永久に続く保証はどこにもないのである。

戦力の不保持に関して、もし日本が日米安全保障条約に頼らずアメリカの戦力が構成する抑止力を補う分の抑止力を自力で構成しなくてはならなくなった場合、憲法の制限を超える戦力が必要になり、常に潜在的な戦力を用意しておく必要が出てくる。そして同じ構図が、戦争放棄にも当てはまる。日本は、ある時点から戦争放棄の意思などなく、潜在的に戦争ができる意思を持っていたのだ。この構図は、朝鮮戦争が勃発する1950年に建前の上では戦力とみなされない警察予備隊が創設された時から始まっていたのである。日本は憲法を制定してから数年で戦争放棄の意思を持つことを辞めてしまった

のではない。

ここで言う潜在的な戦力は実際に開発が行われ日本のどこかに隠してあるというイメージではなく、潜在的にその戦力を生み出す見通しがあるという意味である。憲法が定める制限によって、アメリカ軍の戦力に代替できる戦力は表向きには現代に至るまで日本に存在しない。しかし、アメリカの戦力の空白になったときにその空白を埋めるための潜在的な戦力は日本に数多く存在しており、その究極の存在とも言える核兵器も例外ではない。歴代の政権が、特に岸信介が自衛核武装合憲論を唱えたのもこのためであり、多くの先進国が高速増殖炉から手を引く中で日本政府が高速増殖炉の開発を継続していることもこのためである⁹¹⁰。潜在的な戦力は技術抑止と呼ばれ、多くの分野で見出すことができる。

特に核兵器について言うならば、アメリカの核の傘が実際に機能するののかという問題を日本は払しょくすることはできない。アメリカは日米安全保障条約により日本を防護する義務が定められているが、ワシントンを出してまで東京を守ることはしないだろう。逆に日本が独自に開発した核兵器を持つことができるならば、アメリカの核の傘の実効性の問題を解決できるかといえば、それも困難である。なぜなら北朝鮮同様に、超大国の論理の前では経済制裁を受けかねないからである。このようなジレンマの存在もまた日本が潜在的な技術抑止という戦力をもたざるを得ない理由である。今回は、技術抑止の段階から一歩踏み出した「日本が核兵器をもつとしたら、どのようなことが起きるか」について議論する。

I 本章の流れ

本稿では、憲法が規定する戦争放棄と関連させながら日本が核兵器を保有する可能性について論じる。

まず、憲法9条が規定する戦争放棄と戦力の不保持についての歴史的な変遷を踏まえたうえで、国内における憲法上で核兵器の保有が自衛権の範囲内で容認されるかについて考察する。また、日本が核兵器にたいしてこれまで政治の観点からどのような姿勢で臨んできたかを非核三原則の観点から論じ、国際社会の動静を踏まえつつ実際に日本が独自に核兵器を保持することが可能か否かについて考察する。さらに核兵器の保有を実力行使の手段としてではなく戦争抑止の手段としてみた場合に効果があるかどうかについて論じるために諸外国の実例を取り上げる。

当初の憲法の理念から離れるように形成された日本における自衛権が、理論上核兵器を保有することを容認するかどうかを検証し、核兵器を保有する場合に制約条件として存在する非核三原則と関連する条約から実際に保有する可能性を本章では考察する。

⁹有馬哲夫（2012）『原発と原爆「日・米・英」核武装の暗闘』 岩波新書 p.95

¹⁰『朝日新聞』 2016-12-1 朝刊一面

Ⅱ 憲法第9条の戦争放棄と自衛権

本章では、日本国憲法第9条と戦争放棄の考えについて述べる。まず、本章全体の参考のため、日本国憲法第9条の条文を載せておこう。

日本国憲法第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

本憲法は、戦争放棄・平和主義を掲げた世界に類を見ないものである。では、どのような歴史の変遷から本憲法が作られていったのだろうか。そこで戦争放棄に関する国際法の歴史を見ていく。

Ⅱ-i 第2次世界大戦前までの戦争放棄に関する国際法の歴史

今からおよそ120年前である1899年、ロシア皇帝の招請によりオランダのハーグで開催されたのが第一回ハーグ平和会議である。これはヨーロッパを中心に26ヵ国（日本を含む）が参加した、初めての政府間国際平和会議であった。この会議では主として国際紛争の平和的解決と戦争の人道化、戦争法規の法典化について話された。その成果として、「国際紛争平和的処理条約」が採択され、それに基づき常設仲裁裁判所の設置が決められたのである。ただし、これは司法機関ではなく仲裁機関であった。また、戦争の人道化・戦争放棄の改善について「陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約」が結ばれた。他にも軽気球からの当座物の禁止、毒ガス禁止、ゴムゴム弾使用禁止の宣言も出されている。

その後1907年に開かれた第二回ハーグ平和会議においては第一回の参加者のみならず中南米の国々も含めた44か国が参加した。そこでは、「陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約」が改訂されたほか、諸条約が結ばれた。さらに「契約上債務回収ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル條約」が締結され、債権国が債務を取り返すために債務国に対して軍事力を用いてはならないということが定められた。特殊な形であるが、国際条約によって戦争を制限する試みの始まりとなったものである。

河上（2006）¹¹は、ハーグ平和会議の意義を、「戦争の制限と人道化に端緒をつけたことにある」と述べている。例えば、陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約においては私財の尊重、私有財産の没収禁止、略奪禁止が定められている。また、防守せざる都市の攻撃の禁止、不必要な苦痛を与える兵器の使用禁止も定められている。

このようにハーグ平和会議、陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約には大きな意味があったといえてよい。しかし、河上（2009）は陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約について「無差別戦争観」の下での条約に過ぎなかったことに限界があったと論じている。無差別戦争観とは、その名の通り戦争原因のいかんに関わらず無差別に戦争を許容する考えである。すなわちこれらの取り組み・条約は、「戦争の違法化」でなく「戦争の制限・手続き化」に過ぎなかったのである。そもそも戦争は非人道的行為であるため最初から限界があることは明らかである。

ハーグ平和会議ののち、人類史上初めての世界大戦である第一次世界大戦が起こり、世界中の人々に戦争の悲惨さを実感させた。その第一次世界大戦の反省から、1920年に結ばれたのが国際聯盟規約である。河上（2009）は、国際聯盟規約では『戦争の違法化』の原則を明確には定めず、戦争が一般的に違法とされたというよりは、それまで当時国に委ねられていた戦争についての判断を、（常設国際裁判所を中心とした）仲裁裁判または司法的解決、あるいは連盟理事国に付託し、判決ないし理事会の全会一致の報告書といった報告書といった第三者機関に委ね、いわゆる『戦争のモラトリウム』をもうけ戦争を制限しようとした」ものであり前時代的な「戦争の自由」を制限するのみであったと述べている。

1924年に採択されたのがジュネーブ議定書であるが、署名国の批准を得ることができず条約として発行しなかった。河上（2009）¹²によれば「聯盟規約の紛争解決法について不完全な部分を補い、すべての国際紛争に対して拘束力のある解決を行い、戦争の禁止をより一層徹底化させようとするもの」であったため多くの国から受け入れられないということになったのである。

その後1925年にロカルノ条約が締結された。この条約は、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギーの5か国で締結され、自衛権行使などの例外を明確に設けた上で、少なくとも加盟国間においては、戦争や武力行使（攻撃・侵入）の禁止を明確に義務付けているものである。例外はあるが、はじめて国際紛争解決のための戦争を禁止した条約である。

そして1928年8月27日、フランスの外相ブリアンと、アメリカの国务長官ケロッグの呼びかけによって実現したのがパリ不戦条約である。日本はこれを1929年6月に批准した。

¹¹河上暁弘（2006）『日本国憲法第9条成立の思想的淵原の研究—「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義—』専修大学出版局 pp.149-163

パリ不戦条約

第1条 締約国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを非難し、かつ、その相互の関係において国家政策の手段として戦争を放棄することを、その各々の人民の名において厳粛に宣言する。

第2条 締約国は、相互間に発生する紛争又は衝突の処理又は解決を、その性質または原因の如何を問わず、平和的手段以外で求めないことを約束する。

パリ不戦条約では、国際紛争解決のために戦争に訴えることを禁止し、国家の政策の手段としての戦争を放棄すること、紛争は平和的手段によって解決することを明記している。しかし、河上（2009）によれば、アメリカのケロック国務長官の「この条約は自衛権を否認するものではない」という発言から、「自衛権の発動が制限されない」と解釈されるのみならず、「自衛の範囲を過度に広げその国の植民地そして利害関係地域まで含む」などと解釈された。そして「違法とされたのは（正式な宣戦布告を経た）『戦争』のみであってそれに至らぬ『武力行使』ないしは『事変』は含まれないという解釈」がなされた。」

ここで「自衛権」について考えたい。ロカルノ条約やパリ不戦条約では、自衛権の行使が例外的に認められてきた。では自衛権とは何なのだろうか。自衛権の解釈には幅があるが、簡単にまとめると日本が外国に権利や利益が違法に侵害された場合、防衛するために必要な措置をとれるということである。

このような各国の解釈の関係から、パリ不戦条約は世界大戦を防ぐことができず、第2次世界大戦という惨事を招いてしまったのである。もともと満州の権益を狙っていた日本は、自衛の範囲を利害関係地域である満州にも広げ、満州に進出し、それが日中戦争、太平洋戦争の引き金となった。そして1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、敗戦した。

II-ii 日本国憲法成立と、幣原・マッカーサーの平和思想

第2次世界大戦で日本は敗戦し、民主的な平和国家を目指すことになった。その軸となったのが日本国憲法であり、憲法第9条である。現代における戦争は、戦争・兵器技術の飛躍的な発達、さらには戦争そのものが総力戦化してきたことにともない、何らかの政治目的を達成しうる合理的な手段ではなくなってきた。例えば、象徴的なものとして核戦争があげられるだろう。また、戦争が一般民衆に及ぼす被害が20世紀に飛躍的に増加している。このような惨劇を二度と起こさないために平和憲法を制定したと考えられる。

憲法9条を作ったのは誰なのか。諸説あるが一番有力な説は、幣原喜重郎とマッカー

サーである。よって幣原喜重郎とマッカーサーの平和に関する思想について述べていきたい。¹³

まず、幣原喜重郎である。幣原喜重郎は、1920年代から1930年代に協調外交を行った人物である。彼の、外交信条は「国際協調、恒久平和、共存共栄、対支不干涉」であり、もともと平和主義であったことがうかがえるだろう。彼は戦後、総理大臣になり、9条の制定に関わるのだが、憲法の制定を振り返って、このように発言している。

我々の子孫をして再びこのような自らの意志でもない戦争の悲惨事を味わしめぬよう、政治の組立から改めなければならぬということを私はその時深く感じたのであった。(中略) 憲法の中に未来永劫そのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならない。

すなわち、悲惨な戦争体験から、戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならないという平和思想を以て憲法を制定したということがうかがえるだろう。

続いてマッカーサーである。日本国憲法成立過程で特に憲法9条に関わるものとして、マッカーサーノートが挙げられる。マッカーサーノートとは、天皇制の維持、戦争放棄、封建制度の廃止という憲法草案を起草するに際して守るべき三原則をマッカーサーが示したものである。

マッカーサーノート（1946年2月3日）より抜粋¹⁴

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.

（国の主権的権利としての戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する。日本は、その防御と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な理想にゆだねる。）

No Japanese Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

（いかなる日本の陸海空軍も、決して認められず、いかなる交戦者の権利も、日本軍

¹³河上暁弘（2006）『日本国憲法第9条成立の思想的淵原の研究—「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義—』専修大学出版局 pp.99-122

¹⁴ 国立国会図書館ホームページ「[マッカーサーノート](#)」

隊に決して与えられない。)

憲法9条とマッカーサーノートを見比べると、かなり似ているのが分かるだろう。ではマッカーサーは軍人であるにもかかわらず、なぜ日本国憲法に平和主義を盛り込んだのだろうか。マッカーサー回想記によると、幣原喜重郎の真摯な提案に打たれたと述べられている。その後、マッカーサー自身も平和憲法の理念を積極的に支持するようになっている。代表的な発言を抜粋すると、1946年4月5日「対日理事会」においてのこの発言が挙げられるだろう。

戦争の放棄は、ある意味では日本の戦争能力の破壊の論理的帰結ではありますが、しかしそれを超えて、国際社会において武力に訴える権利の放棄にまで至っているのです。このことによって日本は、正義と寛容と普遍的な道義が効果的に支配する国際社会への信頼を表明し、国民の安全をそこに委ねたのです。」と述べている。すなわち、戦争放棄を日本国憲法にとどまるものではなく、世界へ広げようという考えがあったと考えられる。このような両者の考えから日本国憲法第9条が成立したのである。

II-iii 日本国憲法成立過程での憲法第9条に対する政府の見解

では、幣原・マッカーサー以外の人々は、憲法9条についてどのような見解を持っていたのだろうか。代表的な発言をまとめていこう。¹⁵

まずは、1946年6月25日、吉田茂内閣総理大臣の衆議院本会議での発言である。国の主権の発動たる戦争と武力に依る威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争解決の手段としては永久にこれを抛棄(ほうき)するものとし、進んで陸海空軍其他の戦力の保持及び国の交戦権をも之を認めざることに致して居るのであります。

ここから、戦力の放棄、交戦権の放棄という徹底した戦争放棄の姿勢が見てとれるだろう。そして、この発言の翌日である1946年6月26日、吉田茂内閣総理大臣は衆議院本会議においてこのように述べている。

戦争抛棄(ほうき)に関する翻案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第九条第二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も抛棄(ほうき)したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦はれたのであります。満州事变然り、大東亜戦争又然りであります。……故に我が国に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先づ第一自ら進んで抛棄(ほうき)する、抛棄(ほうき)することに依って全世界の平和の確立の基

¹⁵山内敏弘(1992)『平和憲法の理論』日本評論社 pp.53-57

礎を成す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献する決意を先づ此の憲法に於て表明したいと思ふであります。

すなわち、戦争放棄には第二次世界大戦の原因となった自衛権も含まれるというのが日本政府の解釈であることが分かる。

また、初期の日本政府の憲法に対する姿勢に関して次の二者の発言に注目する必要がある。まず、1946年7月1日金森徳次郎国務大臣の衆議院の帝国憲法改正委員会における発言である。

（戦争放棄に関して）わが国自ら捨て身の態勢に立って、全世界の平和愛好諸国の先頭に立たんとする趣旨を明かに致しまして、恒久平和を希求するわが大理想を力強く宣言したのであります。

続いて1946年8月24日、帝国憲法改正案委員会の審議結果を衆議院に報告した芦田均委員長はこのように述べている。

近代科学が原子爆弾を生んだ結果、将来万一にも大国の間に戦争が開かれる場合には、人類の受ける惨禍は測り知るべからざるものがあることは何人も一致する所でありませう。我等が進んで戦争の否認を提唱するのは、単り過去の惨禍に依って戦争の忌むべきことを痛感したと云ふ理由ばかりではなく、世界を文明の壊滅から救はんとする理想に発足することは云ふまでもありませぬ。

両者の発言から、徹底した平和主義の理想を掲げ、日本が世界の平和主義の先頭に立つという考えが見てとれるだろう。しかしこのような方針は長続きしなかった。

II-iv 冷戦による9条解釈の転換

前項で述べた通り、日本国憲法成立の時点での日本は、徹底した平和主義を掲げていた。しかしそれは冷戦を背景としたアメリカの占領政策の転換により変更せざるを得なくなってしまう。

その転機となったのが、1948年アメリカ陸軍長官ロイヤルの演説である。ロイヤルは、「日本を極東における全体主義（共産主義）に対する防壁にする」と発言し、占領政策の転換を公にした。この背景としては、東西冷戦体制の形成、中国内戦による中国共産党の優勢と朝鮮半島における南北分離状態の固定化が挙げられる。これにより、日本の民主化・非軍事化政策を行っていた占領政策は、日本を反共の防波堤にするという政策に転換し社会主義などを取り締まるようになった。

この転換により、日本は憲法9条の解釈を変更してくこととなる。¹⁶1949年11月9日の衆議院外務委員会において西村条約局長は、憲法9条に対する政府の見解についてこう述べている。

憲法9条第1項は、国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使はこれを放棄しておりまして、直接には自衛戦争には触れておりません。しかし第二項で一切の軍備と国の交戦権を認めておりません結果、自衛のための戦争も放棄したものと了解いたします。自衛権の行使が戦争または武力の行使、こういう形をとる場合、わが国は原因のいかんを問わず、すべての戦争または武力行使を放棄しておりますから、そういう形式をとる自衛権はないものと解します。しかし急迫した不正の危機が現に起こっておる場合、かような火急の場合、やむを得ずこれを實力をもって排除することをも否定したものとは考えません。

この時点の日本政府の解釈は、日本国憲法成立時点の政府解釈と何ら変わらない。しかし、その後の1949年11月19日の衆議院外務委員会で、西村条約局長は「戦争というような大きなもの」だけでなく、もっと「小さなこと」で行使する自衛権が日本にも存在することを述べている。この議論を踏まえ、1949年11月21日の衆議院外務委員会において吉田茂内閣総理大臣はこう述べた。

日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもって国家を自衛する、守るという権利はむしろあると思います。

すなわち、西村条約局長が自衛権の放棄を明示してから二週間足らずで、日本政府の見解は変わってしまったのである。では、武力によらざる自衛権というのは何を指すのか。それは例えば攻撃された国の財産を凍結するなどが挙げられる。この発言から憲法9条の政府解釈は「武力なき自衛権」論を主張し始めたのである。

では、このような見解に対して、日本国憲法成立時に平和主義を掲げていたマッカーサーはこの時期憲法9条についてどのように考えたのだろうか。1950年1月1日、マッカーサーは年始の辞でこのように述べている。

日本国憲法の規定はたとえどのような理屈をならべようとも、相手方からけしかけてきた攻撃に対する自己防衛の侵しがたい権利を全然否定したものととは絶対に解釈できない。それはまさに銃剣によらぬ国際道義を国際正義の終局の勝利と固く信じていることを力強く示したものに他ならない。しかしながら、掠奪をこ

¹⁶山内敏弘（1992）『平和憲法の理論』 日本評論社 pp.152-159

ととする国際的盗賊団が今日のように強慾と暴力で人間の自由を破壊しようと地上を徘徊している限り、諸君の掲げるこの高い理想も全世界から受け入れられるまでにはなおかなりの時間がかかるものと考えなければならない。

すなわち、マッカーサーは日本国憲法成立過程とは打って変わって日本国憲法が自衛権を放棄してはいないとは考えていたということがわかる。これを踏まえて吉田首相は、1950年1月24日の施政方針演説のなかで「戦争放棄の趣旨に徹することは、決して自衛権を放棄するということを意味するものではないのであります」と言明した。

その後、1950年7月、6月に勃発した朝鮮戦争から日本の再軍備の警察予備隊が成立した。¹⁷1951年1月1日 マッカーサーは年頭の所感においてこのように述べている。

もし、国際的な無法律状態が引き続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、第九条の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らねばならなくなることは当然であり、自由を尊重する他の人々と相携えて、国際連合の諸原則の枠内で力を撃退するに力を以てすることが諸君の義務となるだろう。

マッカーサーはこれにより、再軍備の重要性、「力には力を以てする」ことの必要性を述べた。その後、1951年2月16日衆議院予算委員会において、吉田茂は「日本の安全は日本の手で守る、守る権利があり、また義務がある。それが自衛力である。」と語り、自衛力の中には軍備が含まれると発言した。

自衛力に軍備が含まれるのであれば、自衛力は日本国憲法に放棄したと明記されている「戦力」ではないのだろうか。両者の違いを日本政府はどうとらえていたのだろうか。1951年11月9日、大橋法務総裁は参議院の安保特別委員会において、自衛力を「国家自衛のために必要とする力、或いは自衛のために用いる力」と、戦力を「国家が自衛の必要性、或いは自衛上の動機を論外とした戦争を遂行する手段として用いる力」と述べ、その上で「軍隊も必要に応じて自衛力の一部として自衛権行使の為に使い得るもの」と発言した。このようにして憲法9条の枠組みの中で自衛力と戦力を捉えることによって日本の自衛力保持を正当化した。そして、自衛力は戦力または軍備よりも広い概念であった。その翌年、1952年3月6日に吉田茂は自衛力に関してこのように発言している。

私は戦力を持っていけないと言っておるのではない、再軍備はしない、再軍備は何のためにしないかと言いますと、憲法に禁じてありますことは国際分その具に供しない、戦力を以て国際紛争の手段にしないということを禁じておるのであります。自衛手段の戦力を禁じておるわけではない、が、日本としては、今、今日

¹⁷山内敏弘（1992）『平和憲法の理論』 日本評論社 pp.174-188

考えておることは、一に国家防衛、日本の安全、独立を防衛するための自衛力を養うのであって、これが私は直ちに再軍備とは考えないのであります。

しかしながらこの、自衛手段としての戦力は保持できるという発言は、国民の反対にあい、撤回することになる。その際に吉田は、「たとえ自衛のためでも戦力をもつことはいわゆる再軍備でありまして、この場合には憲法の改正を要するということを私はここに改めて断言いたします」と述べた。

その後、1954 年には「直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務」とする自衛隊が創設された。自衛隊法 88 条には、自衛隊法 88 条第 1 項・第 78 条 1 項の規定により出動（＝防衛出動）を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため必要な武力を行使することができる。」というような規定があり、自衛隊が自衛手段としての武力を行使し、日本の安全を守る組織という立場を明らかにされている。1954 年 12 月 22 日の衆議院予算委員会において政府は、9 条に関する政府見解を発表した。

憲法は戦争を放棄したが自衛のための抗争は放棄していない。①戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、『国際紛争を解決する手段としては』ということである。②他国から武力攻撃があった場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであって、国際紛争を解決することとは本質が違う。従って自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

この見解により、日本国憲法の成立過程においては、憲法 9 条は自衛権を放棄したという考えを保持していたのにも関わらず、自衛権、特に武力によらざる自衛権が存在するという考えに変化し、武力による自衛権が存在するという考えへと解釈が固まったことがわかるだろう。

II-v 現在の憲法第 9 条の政府解釈

では現在、日本政府は憲法 9 条についてどのような見解を持っているのだろうか。防衛省・自衛隊ホームページ¹⁸によると、「日本国憲法では主権国家としての固有の自衛権を否定していない」ため、「その行使を裏付ける自衛のための必要最低限の実力を保持することは憲法上認められる」と述べられている。そしてその自衛のための必要最低限の実力が自衛隊であるが、自衛隊は「憲法のもと、専守防衛を防衛の基本的な方針として実力組織として」保持されており、「憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要

¹⁸ 防衛省・自衛隊ホームページ [「憲法と自衛権」](#)

最小限度のもの」となっている。

憲法 9 条では「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と述べられているが、自衛力と戦力の違いはどこにあるのか。ホームページには、「自衛力が憲法第 9 条第 2 項で保持が禁止されている『戦力』にあたるか否かは、保持する全体の実力についての問題」であり、「自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、日本の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる」が、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器（大陸弾道ミサイル、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母）を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない」と述べられている。すなわち、日本政府は、自衛のための必要最小限度の範囲内において保持する力は自衛力となると考えているのである。

また、昨今話題になった集団的自衛権に関しては、「政府は、日本に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるところである」と判断している」と述べられている。そして、自衛権を行使する範囲として「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるため憲法上許されない」という見解を持っている。

では、自衛権の行使は、憲法第 9 条に書かれた「国の交戦権は、これを認めない。」と書かれている「交戦権」ではないのか。政府解釈によると、「交戦権」とは「交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものであり、日本が「国を防衛するため必要最小限度の実力を自衛権として行使することは当然のこととして認められている」ため、「日本が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のものである」ということが述べられている。しかし、「相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない」のである。

まとめると、現在の日本国憲法に対する日本政府の解釈は 1950 年代の「武力による自衛権」論を踏襲している。また、現在では集団的自衛権も認められるようになっている。

ではこの枠組みの中で核兵器を持つことはできるのかを考えてみたい。日本政府は、憲法 9 条の下で「国を防衛するための必要最低限度」の力を保持することを認めている。その必要最低限の力には、「性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用

いられる、いわゆる攻撃的兵器」を保持することは難しい。したがって、相手国の領土等に直接攻撃するのではなく、自衛のためであれば日本は憲法 9 条の下で核兵器を持つことは可能であると結論付けることができる。

Ⅲ 日本の核兵器使用・非核化の可能性

日本は第 2 次世界大戦中に原子爆弾による惨禍を知り、唯一の被爆国として、広島・長崎を中心に核廃絶に向けて様々な発信を行ってきた。その中でも、非核三原則は誰もが知る国是となっている。しかし、日本は今、国連総会第一委員会で採決にかけられた核兵器禁止条約の交渉開始決議案に異議を唱えている。¹⁹日本のこういった姿勢は今に始まったわけではない。非核三原則を打ち出した佐藤栄作本人が、実際は米軍が沖縄に核を持ち込むことを容認していたように、日米同盟とアメリカの核の傘の強い影響下で成長してきた日本は終戦直後からこうした「核密約」を結び、核兵器に対してダブルスタンダードを用いてきた。

日本の矛盾した立場はどのような経緯で形づくられたのか。そしてアメリカとの安全保障問題の中で議論される「日本が核兵器を使用する」ことについて、可能性はあるのか。非核三原則に反した「核密約」の存在を通して考察していく。

Ⅲ-i 非核三原則 「もたず」と「つくらず」

非核三原則と呼ばれる「核兵器をもたず、つくらず、持ち込ませず」の考え方は、佐藤栄作元首相が初めに日本の方針として主張したと言われており、これが評価されて、佐藤栄作はノーベル平和賞を 1974 年に受賞することになる。

非核三原則自体には法的な力は存在しない。これに反したからといって何か罰せられるわけではないのだ。ただし、「もたず」と「つくらず」の前半二つについては、日米原子力協定や核拡散防止条約（または核不拡散条約とも呼ばれる）などを根拠に法的拘束力を持つと考えられる。条約違反という形で、日本は核兵器の製造・保有ができないことになっているのだ。

例えば、日米原子力協定は、日本が原子力の平和的利用、つまり原子力発電のための技術をアメリカから導入するにあたり、核燃料の貸与・返還などについて取り決めたものである。核燃料の非軍事的利用が前提とされているため、原子力技術を核兵器開発に転用することは、この協定に反することになる。ただし、この協定は 2018 年で失効することになっており、協定の延長がなされるのか否かは、日本側のエネルギー政策とト

¹⁹ 朝日新聞デジタル 2016-11-26『[核兵器禁止条約、日本も交渉参加 開始決議に反対ながら](#)』 最終閲覧 2017-1-8

ランプ大統領就任後の政策方針の不透明さのために議論が難しい状況である。²⁰

核拡散防止条約（以下、NPT と示す）は、主に核軍縮を目的とする条約であり、核を保有する批准国五カ国以外については、原子力の軍事的目的に基づく利用を防ぐ IAEA（国際原子力機関）の保障措置を受け入れる義務が発生する。つまり、アメリカ・ロシア・フランス・イギリス・中国以外の国には核兵器の製造・保有が認められない。そのため、核を保有しているインド・パキスタン・イスラエルは未加盟であり、核実験を推進する北朝鮮は 2003 年に脱退している。

もし日本が核武装を行うとすれば、これら国際的な情勢面から「もつ」、「つくる」ことが難しくなる。まず、アメリカから提供されたウランをはじめとする核燃料と技術を用いることで、アメリカ側の安全保障政策に抵触し、日米関係が陰悪になる可能性が高い。さらに、NPT や IAEA からの離脱は、国連による安全保障の枠組みから離れることを意味し、北朝鮮の例から少なからず経済制裁が行われることが予想される。ウランや石油をはじめエネルギーをほぼ輸入に頼りきり、食料自給率が 39%である²¹日本は、核兵器開発どころか国の存続が危ぶまれる事態になりかねない。

III-ii 非核三原則 「持ち込ませず」

では非核三原則の最後にある「持ち込ませず」の部分についてはどうか。例えば米軍が沖縄に核兵器を持ち込んだとしても、NPT や IAEA の保障措置には抵触せず、国際関係上は何も問題がない。それでは日本国憲法についてはどうか。9 条の条文は以下のとおりである。

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この条文における「武力」そして「交戦権の放棄」の解釈によって、日本の核兵器利用の範疇が決定する。例えば、放射線による人体への害もさほどないような超小型の核兵器が開発された場合、使用目的を自衛に留めるのであれば「武力」として扱わないのか、もしくはそれでも核兵器の保有を「交戦権の放棄」に反するとするかは、まだまだ議論の余地があるだろう。

²⁰ JIIA『[満期が近づくと日米原子力協定の今後](#)』 最終閲覧 2017-1-8

²¹ 農林水産省『[日本の食料自給率](#)』 最終閲覧 2017-1-8

III-iii 核密約① —旧日米安全保障条約を見る—

2009 年に、佐藤栄作が交わした沖縄核密約と呼ばれる文書の現物のコピーが発見され、大問題となった²²のは記憶に新しい。共同通信のスクープを発端として、民主党政権時に岡田外相によって外務省に調査チーム、そして有識者委員も組織されたことから核密約について進展があり、自民党が密約の存在を認めるまでになった。米軍の核持ち込みを認める姿勢は佐藤栄作のみによるものではなく、日本の政治に戦後直後から綿々と受け継がれてきたものだ。ここではその土壌と経緯を紐解きたい。

核密約を当たり前とする土台は、旧日米安保条約にある。まずは、以下の条文を確認したい。

第1条

アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国はこれを受諾する

第2条

日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関連する権利、権力若しくは機能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に付与しない

第3条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する

戦後に軍隊を失った日本は、自国の防衛のために、本来日本を防衛する義務のないアメリカに希望する形で米軍を国内及び近辺に自由配備させることになった。1950 年に勃発した朝鮮戦争下では、対北朝鮮用の大量の核兵器が使用準備の完了した状態で日本領内に持ち込まれ、日本国土上に保管されていたことが明らかになっている。

特に有名なのは米軍空母オリスカニーの横須賀寄港であり、発射準備のされた核兵器が搭載されていたという。当時米軍は、日本政府に相談なく核兵器を自由に持ち込める状態であったのだ。一方で日本側は、軍事面ではアメリカ以外と協力することを許されず、軍備についてアメリカの許可なくしては何も決められなかった。

III-iv 核密約② —安保改正に伴って—

²² 『朝日新聞』 2009-12-23 朝刊一面

旧安保条約での不平等を解消するために、1960年に新安保に改正され、その中で事前協議制が成立する。岸首相とアイゼンハワー政権時の国務長官ハーターの間で交換公文（1960年1月19日付であり、新安保成立と同日）が交わされ、事前協議では以下の内容を対象とすることが決定されている²³。

1. 米軍の日本への配備における重要な変更
2. 米軍の装備における重要な変更
3. 日本から行われる米軍の戦闘作戦行動

これを見ると、一見日本政府は米軍に対して軍事戦略上の発言権を得て、核搭載船の寄港拒否なども堂々に行えるようになったように思える。しかし、この一連の安保改正が実現する直前に、当時の藤山外相とマッカーサー2世駐日大使によって署名された以下のような機密討論記録が存在した²⁴。

『事前協議』は、合衆国軍隊の日本国への配備における重要な変更の場合を除き、合衆国軍隊とその装備の日本国への配備に関する現行の手続き、並びに合衆国軍機の飛来や八宗国海軍艦船による日本国および同港湾への侵入に関する**現行の手続き**に影響を与えるものと解釈されない。ただし合衆国軍隊の配備における重要な変更の場合を除く。

事前協議があったとしても、「現行の手続き」は協議対象とはならず、米軍は装備や配備について変更を必要とされないことが示されている。それでは、「現行の手続き」とは何を指すのだろうか。アメリカ国務省による、『Description of Consultation Arrangements under the Treaty of Mutual Cooperation and Security with Japan』というブリーフィング用の文書にて触れられている²⁵。

日本との協議が不要な物

(中略)

C.合衆国の艦船及び航空機による日本国内の港や航空基地への立ち寄り。装備の中身に関わりなく（機密）

²³ 太田昌克（2014）『日米<核>同盟 原爆、核の傘、フクシマ』 岩波新書 pp.46-47

²⁴ 坂元一哉（2012）『日米同盟の難問 「還暦」をむかえた安保条約』 株式会社 PHP 研究所 pp.42-43

²⁵ 太田昌克（2014）『日米<核>同盟 原爆、核の傘、フクシマ』 岩波新書 pp.52-53

つまり、中身が核兵器であるか否かを日本政府と事前協議することなく、核搭載艦船や航空機が日本に寄港する、つまり日本領内に核を持ち込むことが可能であると日米間で了承されていたことになる。表だって日本の陸上に核兵器が持ち込まれ、貯蔵されることはなくなっても、実質領海内への核兵器の持ち込みに関しては、安保改正後も日本側が干渉しない・できないことになっていたと言える。

Ⅲ-Ⅴ 核密約③ —密約の継承—

岸信介首相は国会にて、「日本の港に入っておる場合に、そういう（核）装備をする際には、第7艦隊といえども、これは事前協議の対象になる」と野党に対して説明しており、外務省北米局・防衛庁・内閣法制局では核の「持ち込み」には「寄港・通過も含む」と見解を共有していたという²⁶から、密約の存在はごく限られた人間にしか知らされていなかったようだ。ただこの時点では確固たる密約であったと外務省の調査委員は判断しておらず、その後の大平—ライシャワー会談に始まる秘密裏の解釈の共有によって「広義の密約」が形成され²⁷、日本政府側でも統一されるようになったとしている。

前述の会談では、池田勇人首相が「核弾頭を持った潜水艦は、日本に寄港を認めない」と国会答弁を行ったことにケネディ政権が不信感を持ち、駐日大使ライシャワーを通して、核艦船の通過・機構は「持ち込み＝introduction」ではなく「transit」であるため事前協議対象にはならないと大平正芳外相に説明し、日本側が了解を示したことが公文書で明らかになっている。これでアメリカ側から実質的な核の持ち込みは承認されることを確認されたことになる。

こういったアメリカとの非公開の合意に関しては、外務省において官僚によりメモとして引き継がれており、長く勤めそうな外務大臣にだけ伝えていたと当時の外務次官が証言した²⁸。メモの欄外には、外務次官や北米局長によって歴代首相・外相に説明した経過が記されており、引き継ぎには細心の注意が払われていたことがうかがえる。

核密約に関する事実が、主にアメリカで秘密指定解除をうけた文書から追及されるのは、2001年に情報公開法が施行される前に、外務省内で関連文書が破棄されたからである²⁹。元外務省条約局長・東郷和彦はその話を聞いた後、自身が最重要認定した上で後任に引き継いだはずの6つの関連文書が全て失われていることに気付いた³⁰。

彼が記憶するところでは、破棄された文書の中には高橋—マウラ会談記録があるという。そこには、アメリカは「『持ち込み（introduction）』は陸上配備のみを指す」と解

²⁶ 太田昌克（2014）『日米<核>同盟 原爆、核の傘、フクシマ』 岩波新書 pp.63-64

²⁷ 同上 p.60

²⁸ 同上 pp.66-72

²⁹ 『朝日新聞』 2009-7-10 朝刊一面

³⁰ 同上 pp.78-79

釈しており、核の存在を「肯定も否定もしない（NCND）政策」を堅持するために艦船の核搭載有無を日本側に逐一明らかにすることはできない旨を、60年1月20日（安保改正翌日）に外務省条約局長・高橋通敏に伝えたことが記されていた。日本は米軍による核持ち込みを容認するだけでなく、持ち込みがいつ・どこで・どうやってなされているのかさえ把握できない状態を受け入れてきたのだ。

III-vi 日本の非核化

佐藤栄作首相が非核三原則を口にしたのは、国会答弁中であり、その場しのぎの野党対策に過ぎなかった可能性が高いとの指摘を様々な識者がしている。非核三原則を国是とした際にも、一方で他国からの核の脅威に関しては米軍の核抑止を利用することは政治家・外交官の間では常識化しており、朝鮮戦争から冷戦終結にかけて現実的な防衛策として機能してきた。非核三原則は、政治家から発せられた時点でおおいに矛盾をはらんだものであったのだ。

それでは、はじめから日本の非核化は不可能であったのだろうか。非核化を実現したニュージーランドの例を踏まえて考えたい。ニュージーランドは、1987年の非核法の制定に伴って、米軍の核兵器搭載可能な艦船（実際に搭載しているかどうかはNCND政策³¹で明かされないのが不明）の入港拒否を実施した。ANZUS同盟下において、核抑止なしでの安全保障体制を求め、米軍の核の「transit」さえも拒絶したことになる。核抑止ありきの軍事同盟を求めるアメリカからは安全保障義務を停止されるも、政府だけでなく世論も断固として非核化の実現を譲らなかった。日本が非核法のような政策をとった場合も、同様にアメリカから同盟関係を実質的に解消される恐れがあり、専守防衛に徹する日本の自衛に危機が訪れると政治家は考えるだろう。危機かどうかはともかく、日本は安全保障体制および自衛隊の解釈について再構築せざるを得なくなる。

日本政府は新聞をはじめとする報道機関から、度々核持ち込みに関して嫌疑をかけられてきたが、国民の前で一貫して否定してきた。冷戦期に対ソ・対北の核兵器持ち込みが行われていたと公然になった際に、当時の日本国民の反核感情が過熱し、ニュージーランドのように非核三原則の法制化を求める世論が形成されることを懸念したのでは、と共同通信社の太田氏は分析している。政府は核なき平和よりも、とにかく核抑止が失われることを恐れてきたのだ。密約について調査を命令した民主党の岡田外相でさえ、以下のように述べている。

われわれは非核三原則を堅持するが、将来、緊急事態の場合において、実際に三原則をしっかりと守るという選択と、場合によってはそれに例外を作っても国民を守

³¹ 軍事機密保護・核抑止力維持のために、核兵器の配備を肯定も否定もしないというアメリカの政策。

るという場面が来た時に時の政権が政権の命運をかけて判断することであり、そして大事なことはきちんと（国民に）説明することだ

また岡田氏は他の発言でアメリカの核抑止の効果を肯定した³²。自民党政権下で核が秘密裏に持ち込まれていたことを明らかにしながらも、核兵器の米軍による持ち込みとその使用可能性を完全に否定しなかったことになる。現状の日本の政治では、核の傘の放棄は現実的な方策ではないようだ。

III-vii 今後の核兵器に対する姿勢について

前節までの考察を踏まえると、日本が独自に核兵器開発を行う、つまり「つくる」「持つ」ことが対外的に非現実的である以上、日本の核兵器使用可能性は米軍によって「持ち込まれた」ものに限られるだろう。ただし、アメリカの NCND 政策と日本の 9 条解釈問題を考慮すると、日本の自衛隊（将来は国防軍かもしれない）が使用することは考えにくく、米軍による日本領内からの使用が限度になるのではないだろうか。

また反対に、日本の完全非核化については、現状の政治体制では政府主導での実現可能性は限りなく低いままである。核なき平和を強く希求し、日本を取り巻く安全保障体制の見直しを迫る世論の動きが無い限り、日本が核抑止の利用を止めることはなさそうだ。

IV 核兵器を保有する国家の事例

ここでは、核兵器の保有による他国家との関係について、歴史とその影響について述べる。まず、前提として核兵器を保有する理由には大きく分けて二つあることを確認しておく。

第一には、冷戦中のアメリカとソ連の関係を代表とする相互確証破壊（MAD＝Mutual Assured Destruction）の理論である。これは、敵対国が攻撃すればこちらも必ず報復攻撃し、ともに二度と立ち上がれないほどの破滅的被害を受けるという事実を互いに示し、牽制し合うことで平和が保てるという逆説的な理屈である。そして、この MAD 理論を現実のものにしたのが核兵器という存在である。

第二に、インド・パキスタンや、実質的に核兵器の保有をしているイスラエルと中東諸国間のような、自らが位置する地域における自衛手段としての保有がある。先に示した MAD 理論との違いは、世界規模の戦略を理由としてはいないところである。

以下、この二つの核保有のあり方についてそれぞれ米ソ、印パ間の核保有の歴史につ

³² 太田昌克（2014）『日米<核>同盟 原爆、核の傘、フクシマ』 岩波新書 pp.87-88

いて述べる。

IV-i アメリカとソ連の核保有、MAD 理論について

核兵器の保有は、1945 年 7 月に初めて核実験を成功させて、翌月に原子爆弾を兵器として使用した米国に端を発する。それに続き 1949 年 8 月に核実験を成功させたソ連。ここから互いを潜在的脅威として認識するようになり、冷戦状態へとむかった。当初、双方が考えたのは、核兵器を相手よりも多く持つことだった。ある地域での小競り合いからエスカレートしていき、最終的にその戦いの終止符として核兵器は「使われるもの」という位置づけがなされていた。ドワイト・アイゼンハワー大統領の政権時代（共和党・1953—1961 年）にそうした考えは「大量報復戦略」として呼ばれていた。やがてこの考え方は相手が先制攻撃を自粛するほど多くの核兵器を持たなければいけないという考え方を生み出していった。

そしてこの後キューバ危機（1962 年）という核兵器を使った全面戦争の瀬戸際を経ることで、核の力をより強くすることが世界平和を維持する方法であると両国首脳陣は考えるようになり、互いが滅亡のシナリオをちらつかせながら牽制し合うことで核兵器による戦争に対して強烈的自制心を相互に働かせる、つまり MAD 理論の方が不測の事態を回避できる可能性が高いという考え方へ変化していった。

MAD 理論に基づいて、米国は大陸間弾道ミサイル（ICBM）を格納するための核攻撃にも耐えられる頑丈な地下サイロを建設し、原子力潜水艦に搭載した潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）を増やしていった。当然ソ連もそれに追従し、これ以降、イギリス・フランス・中国といった大国が核兵器を保有するようになる。

IV-ii ABM の問題と核兵器に関する条約

MAD 理論に基づく核開発競争と並行して現れたのは、その根底を覆しかねない弾道弾迎撃ミサイル（ABM）の問題である。米ソ両国は核戦力の耐久性、生存率を高める努力の一環として、空中から飛来する敵弾道ミサイルを空中で撃破する迎撃ミサイルを開発していた。この開発の最中に両国は MAD 理論との矛盾に気づいていく。

つまり、A 国が B 国からの先制攻撃を防ぐシステム（ABM）を完成したのならば、B 国の攻撃は迎撃され、次の段階には B 国は報復攻撃を必ず受けることになる。これでは戦略兵器の総量に基づく恐怖の均衡は崩れてしまい、MAD 理論は形骸化してしまう。また、両国ともこのシステムを完全なものにすれば、さらにそれを掻い潜る兵器を作り、さらにそれを迎撃する——といった無限のいたちごっこになってしまうため、それはさすがに予算上難しいという判断を下し、戦略兵器の制限交渉に向かった。ABM の配備を自粛することで破壊兵器を「有効」にし、互いに無防備な状態ゆえに全面戦争

を回避するという状態を作り出したのである。

具体的に、その制限交渉の代表的なものは、①1972年5月の第一次戦略兵器制限条約（SALT1）とABM条約・②1979年6月の第二次戦略兵器制限条約（SALT2）・③1991年7月の第一次戦略兵器削減条約（START1）が挙げられる。これらの条約が調印され、冷戦は終結していった。

現在、オバマ大統領の核兵器のない世界を目指す発言、通称ブラハ演説が2009年にはあったものの、近い将来に大国から核兵器がなくなる気配はない。しかし、ここまでの核開発の概要と歴史を見れば、核兵器が大国間つまり地球規模の戦争の抑止力となっていたことも事実である。世界の均衡を一度核兵器に依拠してしまったため、その有効性を保持していくことも重要ではないだろうか。

IV-iii 自衛手段としての核兵器

次にMAD理論に基づくものではなく、近隣国との関係上、核兵器を保有している国家について述べていく。

イスラエルが実は核保有国であることは、国際政治上公然の秘密として扱われている。エジプト・シリア・ヨルダンなどのアラブ諸国に囲まれたイスラエルにとっては核兵器の保有は自国を防衛する手段として有効であった。通常兵器でも中東戦争を生き延びてきたイスラエルであったが、より圧倒的戦力の後ろ盾を必要と判断した。

インド、パキスタンは、両国の中間に位置するカシミール地方の帰属を巡る問題や、ヒンズー教とイスラム教の間の宗教対立を原因とする争いから核保有に至っている。また、前述したイスラエルの核武装から、ユダヤの核への対抗策としてのイスラムの核という位置づけもある。これらに共通することは、

- ① 周辺各国に敵が多く、地政学的に見て孤立状態にある
- ② 近隣に強力な同盟国がない
- ③ 核兵器を開発できるだけの一定の工業力、化学技術力を保有している

である。そしてこちらも、紛争は幾度となく繰り返されているが、国家をあげての全面戦争にはいたっていない。こちらの場合も、戦争抑止力として一定の効力を示しているのではないだろうか。

IV-iv 日本の核保有について

日本の場合、米国の核の傘にはいっているため、米国の思惑、つまり覇権を握るために、安保があり、その延長上にある間接的核保有と、北朝鮮を代表する油断ならない近

隣諸国があるという、今回紹介した核兵器保持の理由二つを合算したような複合的状況にあるように考える。いずれにせよ、日本の核兵器保持による経済制裁等の影響を考えなければ、米ソそして印パと同様の均衡状態は生まれており、この後、日本が防衛手段として保持する可能性は十分に考えられる。

V 結論

朝鮮戦争勃発後の自衛隊創設後を前後して、憲法9条の政府の公式な見解が変化してきたことはこれまでの主張で明らかになった。当初想定していた憲法9条の解釈変化した理由は、アメリカの占領政策の変化によって日本の非軍事化よりも共産化に対する防波堤としての役割を期待されたためである。戦争放棄と自衛権が別な概念として崩壊的に認められるようになった結果、戦力の不保持と自衛権を行使するための最低限の戦力もまた独立した概念として憲法上で解釈されるに至った。この論理のみに基づくならば、国家を自衛するために核兵器を保有することが可能になる。

しかし、日本が独自に核兵器を開発し持つことが、国際社会から容認されているわけではない。日本は核兵器を保有する大国である中国やロシアの脅威を否定できず今後も対処していかなくてはならないが、東西冷戦が終結したことに変わりはなく防波堤としての役割は揺らいでいる。日本が自衛権を放棄することは考えられないが、諸外国から見た日本の自衛権の前提は変化している。また、東西冷戦期の1968年に発表された非核三原則のうち「もたず」「つくらず」に関してはNPTとIAEA³³の保障措置により間接的な国際法上の拘束力が存在する。日本は、技術力の有無にかかわらず核兵器を独自に開発することが困難である。

このような困難があるにも関わらず、これまでの政府の関係者は日本が核兵器を保有することを否定していない。日本は実戦で核兵器を使用された唯一の国だが、その事実以上に核兵器による戦争抑止の可能性を認識しているからだ。キューバ危機やインド・パキスタン紛争の事例からも、核兵器が実戦で使われないうちは核兵器が戦争抑止に影響を与えていることは私たちも否定できない。核兵器を独自開発できない日本は、核抑止の力を手に入れるために「持ち込まれた」核兵器を活用することを念頭に置いている。

日本の憲法の直接的な影響を受けない米国による核兵器の持ち込みは、日本が核抑止の力を有するただ一つの手段になる。日米安全保障条約があれば日本は自動的に米国の核の傘に入ることができるが、より確実な方法をとるために「持ち込み」を日本政府が黙認したと考えることもできる。実際に、日本の国民には「持ち込み」の事実は伏せられこれまで密約として存在してきた。密約が明らかになった後の現在も「持ち込み」の状態が実際に続いているか不明だが、この密約の存在そのものさえ抑止力になる可能性

³³ 核不拡散条約と国際原子力機関のこと

がある。

日本が唯一の被爆国として世界の非核化に率先して取り組まなくてはならない一方で、米国の核の傘を頼りにしているという矛盾は日本政府が核兵器の抑止力としての有効性を認識している限りは解消されない。その一方で日本が米国の核兵器を活用している段階では、相互確証破壊の理論が完全に機能するとも言えない。日本は中途半端に核抑止の力を利用している状態なのだ。今後、日本が自衛権の定義を見直し憲法9条の原点に立ち返ることがないのであれば、「持ち込まれた」核兵器を抑止力としてどのように有効活用していくのかを慎重に議論しなくてはならない。憲法の本来の理念から離れて存在する核抑止の力を日本の永続的な戦争放棄の手段に変えていく必要がある。

VI 参考文献

- 『朝日新聞』 2009-7-10 朝刊一面
『朝日新聞』 2009-12-23 朝刊一面
『朝日新聞』 2016-12-1 朝刊一面
有馬哲夫 (2012) 『原発と原爆「日・米・英」核武装の暗闘』 岩波新書
大井篤 (1959) 『日米安保体制と核武装』 時事通信社
太田昌克 (2014) 『日米<核>同盟 原爆、核の傘、フクシマ』 岩波新書
河上暁弘 (2006) 『日本国憲法第9条成立の思想的淵原の研究―「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義―』 専修大学出版局
坂元一哉 (2012) 『日米同盟の難問 「還暦」をむかえた安保条約』 株式会社 PHP 研究所
杉田弘毅 (2005) 『検証 非核の選択 核の現場を追う』 岩波新書
春原剛 (2010) 『核がなくなる7つの理由』 新潮新書
山内敏弘 (1992) 『平和憲法の理論』 日本評論社

朝日新聞デジタル 2016-11-26 [『核兵器禁止条約、日本も交渉参加 開始決議に反対ながら』](#) 最終閲覧 2017-1-8
一般財団法人日本友愛協会 「[公式ページ・友愛とは](#)」 最終閲覧 2016-07-23
国立国会図書館ホームページ 「[日本国憲法](#)」 最終閲覧 2017-1-13
国立国会図書館ホームページ 「[マッカーサーノート](#)」 最終閲覧 2017-1-13
JIIA [『満期が近づく日米原子力協定の今後』](#) 最終閲覧 2017-1-8
農林水産省 [『日本の食料自給率』](#) 最終閲覧 2017-1-8
防衛省・自衛隊ホームページ [『憲法と自衛権』](#) 最終閲覧 2017-1-8

Renunciation of war and nuclear armament

Anzu Ichii / Ayaka Kibi / Enzo Suetsugu / Takayuki Komachi

Article 9 of the Constitution declares that Japan renounces the sovereign right of belligerency and armed forces with war potential. However, the basic philosophy of the article has been weakening since Japan had Self-Defense Forces. This makes Japanese Government enable to stretch the interpretation of Article 9 and Self-defense right.

The self-defense right prohibits Japan holding any weapons which attack other countries although the article has tended to be overinterpreted. That means Japan can even hold nuclear weapons as long as maintaining an exclusively defense-oriented policy. Government of Japan had tried claiming possibility of using nuclear deterrence because the constitution does not prohibit holding the weapons for self-defense right.

Japan does not stipulate a prohibition original nuclear weapons though the constitution accepts theoretically. Famous policy, three non-nuclear principles also does not have legal binding. However, Japanese cannot hold original nuclear weapons because of some international treaties and agreements to prevent economic sanctions. For example, Japan has to comply with NPT and Safeguard of IAEA. While it is impossible to develop and own nuclear weapons, Japan has allowed US Forces to introduce nuclear bombs secretly and use American nuclear deterrence. Therefore Japan has chances using American nuclear weapons and nuclear deterrence.

Japan have already had the “potential” nuclear deterrence by a secret agreement between Japan and America. We need to consider how we should use nuclear weapons and deterrence or if we should just renounce them.

国民統合における社会秩序と憲法秩序の差異

小西 勇輝 中村 優士 形川 静華

はじめに

本章では、自民党憲法草案第1条、今上天皇のお気持ち表明と現代日本の統一規範を照らし合わせ、構造的に分析し考察を行う。改憲に関する世の中の注意、関心が高まる中、法学的でも政治学的な分析でもなく、人々の行動に潜む社会規範から改憲について分析していくことこそが、もっとも本質的な議論であると考えた。そのため、理論社会学的な秩序の観点に基づき、現代がどのような社会規範に基づかれているのかということを改めて考察し、自民党憲法草案、今上天皇のお気持ち表明に関し考察を行う。

そして、以上の2つの事象に関する考察を踏まえた上で最終的に天皇の位置における社会秩序と憲法秩序の相違点に関して結論を出していく。

I 本章の流れ

本章では日本の国民統合の歴史を理論社会学的な文脈からとらえなおし、憲法自民党草案第1条における天皇の役割、そして天皇陛下のお気持ち表明がどのような影響をもたらすのか、ということについて考察を行う。

構成としては、国民統合論を社会学的な視点からとらえなおし、日本の国民統合の歴史とその特殊性について述べる。そして、国民統合の歴史から、再度時代ごとに存在した規範の変遷を具体的な事例をもとに追う。なお、戦後の規範の変遷を追う際に、天皇の位置づけに関する考察も行う。

そして以上を踏まえて、自民党憲法草案第一条、今上天皇のお気持ち表明と現代日本の統一規範を照らし合わせ分析を行い、天皇に関する社会秩序と憲法秩序に関する相違点を考察する

II 国民統合とは何か

II-i 多様な国民統合論と本稿における国民統合

国民統合という言葉には非常に多様な定義がある。いつの年代の国民国家の形成のことなのか、または近代化を指すのか、もしくはゆっくりと国家が形成されていく四百年間ぐらいにも及ぶ長い期間を指すのか、様々な定義がある。また、今挙げたよう

な定義は政治学的なものであり、社会学的な観点で再度国民統合を捉え直すことも出来るよう。このように国民統合という言葉は定義が多様であり、用いる文脈によって意味内容が変わる。

それを踏まえ、国民統合を社会学における秩序に基づき規範の統一化による秩序形成という観点から改めて定義し直していく。秩序とは、規範が共通化されることである。ある状況においてエントロピーが最大になっていたら、それに規範が制限をかけ、秩序が保たれるということである。そして秩序の概念を踏まえ国民統合という概念をとらえなおすと、国民全体の持つ規範が統一化された秩序ある状態、つまり近代化こそが定義としてふさわしいと考えられる。近代化とは、国家が国民国家に変化することを指し、能力的にも、階級的にも均質不可分な人々、つまり国民が誕生することを指す。近代国家においては階級差がなく、同質の教育がなされているために、彼らは階級間で対立をすることなく、連帯し同じ規範を持つことが出来る。

II-ii 国民に共通した規範はどのように生まれるか

では、国民が共通して持つ規範はどのように形成されるのであろうか。結論から述べると、その国に対する集合表象が統一的な規範を生むと考えられる。また、その集合表象はある思想的な軸に基づかれており、それは近代国家においては憲法に記載されている主権こそが集合表象、ひいては統一規範の源泉になっているということが考えられる。

そもそも主権とは、対外的主権、対内的主権の二つに分けることが出来る。その中でも対内的主権は国民の統治権を表すものであり、暴力装置によってその正当性が裏付けられている。そのため、対内的主権が、国民統合において思想的な基盤となり、それが国家に対する集合表象を生み、統一的な規範を生むことが考えられる。

III 日本の国民統合の特殊性

III-i 日本の国民統合の歴史

では、日本のたどってきた国民統合は一体どのような過程を踏まれてきたのか。それは二段階に分けて考えることが出来る。一つは明治革命、もう一つは、連合軍最高司令部（GHQ）による民主化である。これらはいずれも欧州的な近代化の道筋に沿って行われた国民統合である。

明治革命では、氏族階級による天皇を精神的な支柱においた国民国家形成がなされた。階級格差は便宜上取り払われ、天皇の名の下に平等を保障された欧州的な国民国家である。そのため、国民統合の文脈において天皇主権という思想的基盤が、集合表

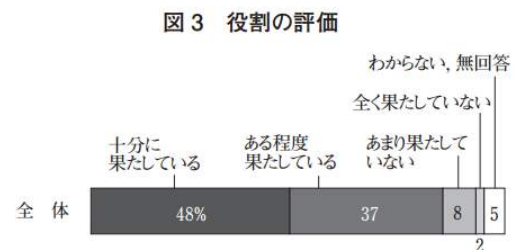
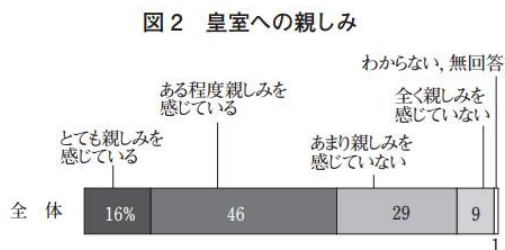
象日本『天皇』を生み、あらゆる規範が天皇の名のもとに統一化され、国民統合が行われていた。

そして、GHQによる民主化がヨーロッパ的な国民統合であることはもはや言うまでもないであろう。基本的人権が保障され、国家主権は天皇から国民に移り、今度は戦前と比べてより徹底した国民国家が形成された。そのため、国民主権という思想的基盤が形成されることになるが、国民は多様な存在である。そのため、集合表象日本は各々異なる表象つまり、『多様な日本』を生み、その結果として多様な表象に基づいた規範のもとに国民統合が行われることになる。

III-ii 日本の国民統合における特殊性

しかし、ここで留意して置かねばならないことは、日本においては特権階級でない一般民衆の手によって国家主権が獲得された経験がないということである。その意味で、国民主権という概念が欧米諸国と比べ国民統合における思想的な基盤に馴染みにくい。

そのため、日本は、日本国憲法において、「統合の象徴として天皇」と位置づけを行い、国民統合を行っていると考えることが出来る。では、象徴とは一体なにか。戦後の歴史を紐解いてみると、天皇、ひいては天皇家は国民の憧れ、もしくは家族の理想像のような側面を持っていたことがわかる。以下に掲載した NHK 放送文化研究所が 2010 年に集計したデータにも表れているように、皇室への親しみ、象徴としての天皇の役割評価という文脈においては、国民は天皇を強く評価している（下図³⁴）。



このように、天皇は、理想像足りえることによって、思想的な基盤ではなく象徴として国民統合において役割を果たしている。

IV 戦前日本における規範 —教育—

³⁴ 加藤元宣 (2010)『平成の皇室観 ～「即位 20 年 皇室に関する意識調査」

学制を皮切りに終戦まで行われていた愛国教育を例にとって戦前の規範がどのように形成され、そこに天皇がどのように関わっていたかについて述べる。

IV-i 戦前教育

近代的な教育は1853年にペリーが来航したことから始まる。1871年に廃藩置県が行われ、中央政権体制が成立した流れで、文部省が設置された。これによって全国の学校は文部省の管轄となり、1872年は「学制」が交付される。この「学制」は西欧の模倣から始まったもので、行政に関してはフランス、学校体系や内容に関してはアメリカの影響を受けたものであった。そしてその教育理念は立身出世主義的な教育観であった。

しかし、日本の実情にあっていないという理由から1879年9月に「教育令」が交付される。これは自由主義的で、地方分権的なものとなったが、新たに文部卿に就任した河野敏鎌によって1880年に「改正教育令」が交付され、国家が中心となり標準化や規制を行う流れとなった。

また、文明開化というような西欧を尊重する姿勢に批判が高まり、それに代わって儒教主義を基本とする皇国思想への転換を求める声が高まり、それに半ば応じる形で仁義、忠孝、愛国心などの儒教倫理を中心とした道徳面での思想統制を強化する方向へと進み、1879年には明治天皇から「教学聖旨」が下された。これには教育の基本方針として、仁義・忠孝・愛国心などの儒教倫理を強調することが示されていた。

先に述べた「改正教育令」では今までと変わり、小学校の強化は修身が首位に置かれた。修身の首位は、敗戦後、授業の停止が命じられるまで変更されることはなかったのである。これらのことから、天皇の存在が大きいものであったことが分かるであろう。

IV-ii 天皇制に基づく教育

1885年12月には内閣制が導入されたことにより、森有礼が初代文部大臣に就任した。森有礼は国民教育の目標を、国民の愛国心を強め、国家を発展させるということに置いていた。日本には愛国心を抱くような歴史的事実がないため、伊藤博文同様天皇を媒体として国家意識を形成することを森有礼は考えていた。

学校儀式と兵式体操

森有礼は1888年に今後学校において天長節や紀元節の祝賀式を行うことについて演説をしている。それまでは天長節や紀元節といった国家祝祭日は学校の休業日であった。また、その祝賀式において唱歌を使用することを奨励し、文部省は紀元節歌、

天長節歌を制作して配布した。忠君愛国の有効な手段とされた。

そして、森有礼は「兵式体操」も導入した。これは軍事訓練というよりも儒教倫理に基づく子どもの内面を育ませるものであった。

教育勅語

1889年に大日本帝国憲法が制定されたことにより天皇を中心とした国家体制が整えられ、1890年には「教育勅語」が発布された。これは天皇が直接国民に下賜するという形であった。この時期から天皇制公教育は大きく推進される。

教育勅語の内容は佐喜によると以下の通りである。

「まず、最初に皇室の道徳的な統治とそれに対する国民の始終かわらない忠誠の関係が日本の歴史を作ってきたという皇国史観に基づく日本独特の国柄、「国体」こそが日本の教育の拠る所であることが示され、その上で天皇の臣民である国民のまもるべき徳目が掲げられる。この個人道徳は「公益」を広め「国憲」を重んじ「国法」を順守するという社会道徳に繋げられ、...略...天皇が統治する国家に忠誠を尽くす国家道徳へと集約され、最後に、この「教育勅語」は時間や空間を超越した普遍性を持つものであると締めくくられている。」³⁵

この「教育勅語」における徳目に基づく修身教科書を編集させ、「教育勅語」の謄本を全国の学校に配布することにより、国民に浸透させた。そして、祝祭日の儀式や学校行事の際には勅語の奉読を行うことが指示されたのである。このようにして「教育勅語」は「御真影」と共に学校教育によって天皇制を意識させる役割を果たした。これは第2次世界大戦が終わるまで潜在的に国民に強い影響を与え続けた。

V 戦前日本における規範 —法—

戦前における規範の形成手段は絶対的権力である天皇の下に施行されていた法律であった。では数多くある戦前の法律の中でも治安維持法、言論統制のための法、国家総動員法の3点から考察する。

V-i 治安維持法

最初に治安維持法の概要について説明をする。治安維持法は、1925年に制定された法律で1900年に制定された治安警察法の流れを汲んだ法律となっている。この法律の目的は以下の条文

『国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情

³⁵小山哲哉 佐喜本愛 松本和寿 勝山吉章 (2012)『日本の教育の歴史を知る』 青簡舎 p.28

ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス』の内容が示している通り国体、すなわち天皇制を乱す思想犯などを処罰し思想の統一を図る目的で施行された。

更に、この法律が制定・施行された 1920 年代というのは日本が対外戦争に向けて本格的に突入していく時代であり、政府も国民を何かを軸にして統一の規範を生み出す必要があった。しかし当時は近藤栄事件に見られるように民衆の間では社会運動が活発になり国民像は分断されていた。この事態を収集するためにも、より強制力のある規範の形成装置として治安維持法は用いられたのだ。

V-ii 言論統制と法律

次に戦前における言論統制として大きな効用を発揮した新聞紙法と出版法を例にとって規範について考えていく。1つ目の新聞紙法は 1909 年に制定されたもので、新聞紙条例の流れを汲んだ法律となっている。

条文は、「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ發行人、編輯人、印刷人ヲ 2 年以下ノ禁錮及 300 円以下ノ罰金ニ処ス」(42 条)となっている。

二つ目の出版法は「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスル文書図画ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ 2 月以上 2 年以下ノ輕禁錮ニ処シ 20 円以上 200 円以下ノ罰金ヲ附加ス」(26 条)

「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スル文書図画ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ 1 1 日以上 6 月以下ノ輕禁錮又ハ 10 円以上 100 円以下ノ罰金ニ処ス」(27 条)となっている。

以上の条文から、この二つの法律に共通しているのは天皇を軽視するような文面、そして社会に混乱を招くような文面を禁止するという点だ。その中でも強調されていたのは政体、つまり天皇制の護持についてだ。ここからも先の治安維持法と同様に天皇を軸に国民を統一するという政府の意向が伺える。更に、この法律をもって天皇のイメージが乱立することを阻止し神としてのイメージを誇示していたと考えることができる。

V-iii 国家総動員法

最後に国家総動員法と規範の形成について考えていく。国家総動員法というのは、1938 年に制定された法律で 1920 年に軍部が主とした委員会の下に作成された「国家総動員に関する意見書」を基に作成された。

この法律では国家の管理の下、動員すべき資源を「国民動員」「産業動員」「交通動員」

「財政動員」「精神動員」の五つに分類し政府が一元管理しようという法律だ。その中でも規範の形成と大きく関わるのは、五つ目の「精神動員」である。この資源について説明をすると、「総力戦を戦い抜くうえで不可欠とする国民の愛国奉公心、犠牲的精神を獲得し民心の鼓勵統一を図ることを指すもの」というものだ。

つまり国家主導の下、各人の中に愛国心を育み自発的に天皇に対する忠義を促そうとするものだった。この具体例としては、戦時中頻繁に行われていた「万歳」が挙げられる。この行為の対象は必ず天皇であり、政府が天皇を軸として国民を統一しようと試みていたことが伺える。

VI 戦後日本における規範と象徴としての天皇

VI-i 教育基本法から見る戦後規範

本項では、戦後の規範を考えていく。教育における理念を探ることで戦後の規範について述べる。そのため、あらゆる教育に関する法律の根本的、基礎的な理念を定めている教育基本法を用い考察を行っていく。

結論から述べると、やはり教育基本法においても集合表象日本「多様」の影響を強く見て取ることができる。教育基本法が2008年に改訂された際に追加された附則には以下の様にある。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、¹真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、²豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここで用いられている個人の尊厳とは、個人の価値を生まれながらにして尊重しなければならないとする基本的人権の根拠ともなる概念である。この概念が教育基本法において述べられていることからわかるように、1つの規範を国民に押し付けようとする意図は見出せず、時代の集合表象と一致しているということがわかる。

VI-ii ミッチーブームに見る象徴天皇像

次に天皇が象徴としての役割を担い、なおかつ新しい象徴天皇像を打ち出した例とも言えるミッチーブームを通して戦後の天皇の役割について考察していく。

ミッチーブームというのは高度経済成長期の入り口であった58年に、現在の皇后である美智子様が今上天皇と結婚したことによって生じたブームである。

具体的には、美智子様が一般人であったということで、大衆の間に美智子様の服装を

真似たミッチースタイルというファッション、さらにはご成婚と言った発言した言葉までもが大流行していた。このミッチーブームにおける特徴は、天皇と大衆との距離の近さ、そして女性の理想像として皇后である美智子様が捉えられていたということだ。

天皇との距離については、戦前に関して天皇は神として扱われていて遠い存在であった。ところが戦後は象徴、つまり我々の仮説でいう理想像として天皇は置かれていた。その意味を示すためにも、従来の皇族では有り得なかった一般人との結婚は大衆と天皇の距離の近さを示す好機となったことが伺える。

更に、当時は高度経済成長期であり美智子様というのは社会の目標として社会から捉えられていた。それは彼女がもともと一般人だったが、結婚によって華やかさを得他ことに起因すると考えられる。

このような背景から、大衆の間には上昇思考が生まれ結果的に大量消費社会の後押しをした。

以上の点から前述した我々の仮説に基づくと、象徴を理想像として考えるとミッチーブームを見るからには象徴の対象は天皇家まで広がっていると考察できる。更には、象徴というのは戦前と同じように国民を統合し一種の自発的な規範というものとして存在していると考察できる。

VII 自民党草案とお気持ち表明

VII-i 自民党草案第1条と集合表象のズレ

本稿では現憲法と自民党草案を見ていく。それぞれの条文は以下の通りである。

現憲法

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

自民党草案

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、公民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

このように現憲法と比べて自民党草案では天皇の権威が協調されている。つまり、現代に生きる人々は戦後の流れの中で多様な集合表象を持っているわけだが、その多様な集合表象におけるランク付けがなされ、天皇に一番の重きを置いたということである。もし憲法の条文が改正されたならば、様々な社会規範が変わっていくことの呼び水になっていくと思われる。その例としてはこれまでに述べてきたようなものが挙げられるで

あろう。

VII- ii お気持ち表明とは

ここでは改憲草案を通し、自民党と天皇の各々の懸念について考察した後に我々としてお気持ち表明をどう捉えるかということについて述べる。

最初から主張している通り、象徴である天皇というのは多様化した集合表象の1つでしかないと考えることができる。そしてなおかつ象徴の対象は天皇個人のみと考えられていた。

その場合、生前退位もしくは摂政の配置どちらの選択肢を取った場合も象徴の対象が曖昧になってしまし統合規範としての役割が弱体化されてしまうと考えていることが伺える。

しかし戦前から戦後まで社会事象を踏まえ変遷を追ってきたところ、象徴というのは理想像(自発的な規範)であり、またその対象は天皇家まで広がっていると考察できる。その上で先の2つの選択肢について考察すると、どちらを取っても当事者と社会の間では認識のズレがあるので差異は生まれないと言える。

VIII まとめ

本稿では戦前から戦後までの社会事象、媒体を踏まえ規範の変遷を追ってきた。そして我々は象徴の社会における役割に対して2つの結論を導いた。一つめは象徴というのは理想像(自発的な規範)であり、戦前における規範との違いは権力主体による強制力の有無でしかないという事だ。

次に象徴の対象は天皇個人ではなく近年の国事行為とその対応を見る限り天皇家まで広がっていると考察できる。その上でお気持ち表明と表明に対する当事者達の対応を考察すると、政府、そして天皇の象徴に対する認識は双方とも社会のものとは異なっている。

以上の点から、我々としての結論は、象徴に関しては社会秩序と憲法秩序には大きな差異があるということだ。

IX 参考文献

安嶋 (2014) 『教育勅語から教育基本法へ』

五十嵐暁郎 (2008) 『象徴天皇の現在：政治・文化・宗教の視点から』 世織書房

伊藤晃 (2005) 『「国民の天皇」論の系譜 象徴天皇制への道』 社会評論社

伊藤真（2013）『赤ペンチェック—自民党憲法改正草案—』 大月書店
瀬瀬厚（2010）『総力戦体制研究：日本陸軍の国家総動員構想』 社会評論社
小山哲哉 佐喜本愛 松本和寿 勝山吉章（2012）『日本の教育の歴史を知る』 青簡舎
中谷彪（2008）『新・教育基本法の問題点と批判—教育における「戦後レジームからの脱却」の本質—』
西川長夫（1992）『国民統合と文化変容—第二期プロジェクト研究の歴史的理論的枠組みのために—』
藤田昌士（2008）『学校教育と愛国心—戦前・戦後の「愛国心」教育の奇跡—』 学習の友社
森元孝（2014）『理論社会学—社会構築のための媒体と論理—』 東信堂

文部科学省 「[二 明治憲法と教育勅語](#)」 最終閲覧 2016-01-06
世論調査部（社会調査） 加藤元宣 「[平成の皇室観 ～「即位 20 年 皇室に関する意識調査」から～](#)」 最終閲覧 2016-01-06

The differences between social order and Japanese constitutional order in terms of national integration

Yuki Konishi/ Yuji Nakamura/Sizuka Narikawa

National integration is a process of modernization and it's based on an unified norms of peoples. The sovereignty is the fundamental ideology of national integration and makes a kind of collective representation to the nation to unify the norm of peoples. Before the WW2, collective representation for almost Japanese was the Emperor and the basic norm of all Japanese was founded under the Emperor because the Emperor got the sovereignty. In the Postwar era, the sovereignty has been gotten by this people, so that collective representation for Japanese changes variously and the Emperor has become the symbol of Japan. Nowadays, various collective representation and the Emperor as the symbol has made up a unified norm.

After that, we considered some changes of such the norms through education and laws in prewar time. Those are **the** Peace Preservation Law, Laws concerning speech control (In particular, laws about newspapers and publishes.), The National Mobilization Law and history of education in prewar time. We can find the norm in prewar time based on "the Emperor".

We can find out the norm of Japanese on the idea of postwar education. The basic act of education in terms of Japanese education's policy regard the personal dignity as important. And, we can find that the Emperor was regarded as the symbol thorough *Mitchy boom* which was the social phenomenon in 1958 occurred by marrying the crown prince with *Michiko Shoda* who was an ordinary person. The boom can be evidence that range of symbol was wider not only the Emperor but also his family.

And, we state the relationship between the draft of the constitution of Japan by the Liberal Democratic Party and collective representation for Japanese. In the draft, the authorization of the Emperor is emphasized, while Japanese people have different collective representation. And, if the

government changes the provision, there emerges the possibility that law and education make Japanese peoples have different norm to put a strong emphasis on the Emperor in collective representation.

Finally, we consider the two proposals to the wish of the Emperor to abdicate the throne through the draft. We described that the Emperor is just one of the diversified collective representation which represent only the Emperor without his relatives. In that case, each proposal let the Emperor's power weak as norm by complicating who the Emperor is. However, to analyze changing norms from prewar time to postwar time, we conclude two things.

First, the symbol can be concerned as object of public.

Second, the range of the symbol include the Emperor's family.

From these conclusions, we think that the discord about enrollment of symbol exists between public and parties, the government and the Emperor. Therefore, we estimate that there is no difference each proposal.

第 2 部 Practice Readings

The Japan Times より 和訳と要約

I Renho nationality accusations spur debate on dual citizenship

2016年10月7日分

Sep 7, 2016

by Shusuke Murai

Renho nationality accusations spur debate on dual citizenship

by Shusuke Murai

Renho, one of the three candidates vying for the top slot in the Sept. 15 Democratic Party leadership election, has repeatedly denied speculation that she may be violating the Nationality Law by having de facto dual citizenship. The high-profile lawmaker from the main opposition DP has a Taiwanese father and Japanese mother. On Wednesday, she denied the nationality allegations, telling Jiji Press and other media outlets that she had renounced her Taiwanese citizenship when she obtained Japanese nationality in 1985 at the age of 17.

But what are the legalities surrounding dual citizenship in Japan?

Is having dual citizenship illegal in Japan?

The Nationality Law states that a Japanese national who also holds foreign citizenship is obliged to choose one before turning 22 or risk losing Japanese citizenship.

The Justice Ministry says holding dual citizenship may cause international conflict caused by a collision of diplomatic protection rights between two countries. It also says allowing dual citizenship causes identity confusion in multiple nations.

How can a person obtain multiple citizenship?

Japan upholds the *jus sanguinis* principle, meaning that Japanese citizenship is attributed by blood, as opposed to the *jus soli* principle upheld by such countries as the United States, where citizenship is decided by location of birth.

In many cases, children who are born to a Japanese national and a non-Japanese citizen acquire multiple citizenship at birth.

Children who were born to Japanese parents in *jus soli* countries may also acquire dual citizenship. In that case, parents must declare their desire to retain Japanese citizenship for their children within three months of birth or face it being revoked.

Children for whom Japanese citizenship is revoked can retrieve it before they turn 20 if living in Japan.

A Japanese citizen who marries a foreign national may also acquire dual citizenship. He or she must choose one nationality within two years after marriage to avoid dual citizenship if they are 20 or older.

If foreign citizens are naturalized in Japan, they are required to renounce their current nationality, except when there is a compelling reason not to.

What must be done to avoid dual citizenship?

If people with dual nationalities choose Japanese citizenship, they must either file a document to prove renunciation of foreign nationality or, if unable to do so, declare their desire to retain Japanese citizenship to municipalities or Japanese diplomatic offices overseas.

The Nationality Law states that a person who has dual citizenship could be notified by the justice minister if the person doesn't select a nationality two years after a second citizenship is acquired, or when they reached 22 years of age. If no action is made within one month after receiving the notice, the person may lose their Japanese citizenship.

However, no one has ever been notified nor lost Japanese nationality for having dual citizenship since the Nationality Law came into effect in 1985, Justice Ministry official Hiroyuki Ishii said.

“Because losing Japanese citizenship may have an enormous impact to an individual’s life, we must be extremely careful about exercising it,” Ishii said, adding that the law does not have any penalties for having dual citizenship.

蓮舫氏の国籍への非難は二重国籍に対する議論に 拍車をかける。

9月15日に行われた民進党党首を選出する選挙にて、党首を競った三人の候補者の内の一人である蓮舫氏は、事実上の二重国籍によって法律を侵害しているという憶測を繰り返し否定してきた。

最大野党である民進党に所属し、その中でも知名度の高い議員である蓮舫氏は台湾人の父親と日本人の母親を持つ。水曜日、彼女は時事通信や他のマスコミに対する発表を通して、彼女は1985年17歳の時に日本国籍を取得した時点で台湾の国籍を破棄したとして国籍問題に対する主張を否定した。

しかし、日本では二重国籍、市民権に対してどのような合法性があるのだろうか？

日本では二重国籍であることは違法であるか？

国籍法では外国籍も所持している日本国籍を有している者は22歳になる前にどちらか一つを選択するよう義務付けられており、守らなければ国籍を失う危険性があると述べられている。

法務省は二重国籍のままであることは、両国間からの外交保護権の対立により国際的な衝突を引き起こしかねないと述べている。また二重国籍を許容するということは、多くの国で本人確認において混乱を招くとも述べている。

どのようにして多重国籍を取得することができるか？

日本では血統主義の原則、つまり日本国籍は親の血統に帰属するという、アメリカなどの国で支持されている出生地によって国籍が決定される出生地主義とは正反対にある原則を支持している。

日本国民の元に生まれた外国人の子供の多くは出生時に多重国籍を得る。

日本人が両親の場合でも出生地によっては二重国籍を得ることができる。その場合、両親は子供が生まれてから３ヶ月以内に国籍留保届を提出す必要があり、さもければ国籍を失うこととなる。

しかし日本国籍を失った場合も、もし日本に居住していれば 20 歳になる前であれば再取得することができる。

また外国籍の人と結婚した日本人も二重国籍を得ることとなる。国籍を得た彼もしくは彼女が 20 歳やそれ以上であれば、二重国籍を避けるために結婚後 2 年以内に必ずどちらか一方の国籍を選択しなければならない。

もし外国籍を有する人が日本に帰化する場合、やむを得ない理由がない限りは現在保有する国籍の破棄をしなければならない。

二重国籍を避けるために何が行われているか？

仮に二重国籍を有する人が日本国籍を選択した場合、外国籍を離脱したことを証明する書類を、もし離脱ができないのであれば日本国籍を保持したいという国籍選択届のどちらか一方を自治体もしくは在外公館に提出しなければならない。

国籍法によると、二重国籍を有している人で、第二の国籍を選択後 2 年が経過してもどちらかの国籍を選択していない場合、もしくは 22 歳に達した時点で法務大臣から通知書が送られると述べられている。万が一通知書が送られてから 1 ヶ月が経過しても何も行わなかった場合、日本の国籍を失うこととなる。

しかしながら国籍法が 1985 年に施行されて以来、二重国籍を有する人で通知が送られたもしくは日本国籍を剥奪された者は一人もいないと法務大臣の石井裕之氏は述べている。

それに加え法律自体には二重国籍を有することに対して何の処分も明記されていない。石井氏は日本の市民権を失うということは個人の私生活に対し莫大な影響を与えるので、我々は国籍法の行使に対して極めて慎重になる必要がある。と述べている。

“Renho nationality accusations spur debate on dual citizenship” Summary

Renho, one of the three candidates vying for the top slot in the Sept. 15 Democratic Party leadership election, has repeatedly denied speculation about the having dual citizenship. The Nationality Law states that a Japanese national who also holds foreign citizenship must choose one before turning 22 years of age. The reason is Japan upholds the *jus sanguinis* principle. To avoid dual citizenship, in Japan, the nationality states that a people with dual citizenship could be notified by the justice minister in some cases. But no one has ever been notified since the nationality law came into effect in 1985.

(本文 100words)

II Tsukiji fish market relocation facing delay by new Gov. Yuriko Koike

2016年10月14日分

Aug 30, 2016

by Magdalena Osumi and Reiji Yoshida

Tokyo Gov. Yuriko Koike has reportedly decided to postpone the planned November relocation of the famed Tsukiji fish market amid ongoing concerns over soil contamination at the new Toyosu site.

Koike will reach a decision after groundwater test results are released in January, Kyodo News and some other media outlets said Tuesday.

The famous market in Chuo Ward was scheduled to close its doors Nov. 2 and re-open Nov. 7 at the new multistory site standing on 400,000 sq. meters of land in Toyosu on Tokyo Bay.

Koike, who was elected last month, pledged during the campaign that she would review the relocation project.

Many fish merchants in Tsukiji, in particular tuna wholesale businesses, have opposed the move on the back of concerns about soil pollution at the Toyosu site and shortcomings in the planned alternative facilities. Other merchants have called for a postponement because the relocation is to take place right before their busiest and most profitable season.

“Postponement is good. I have seen problems with the relocation in November. November and December is one of the busiest seasons for us,” Tai Yamaguchi, a worker at Tsukiji-based fish dealer Hitoku Shoten, told The Japan Times on Tuesday.

“I’m also worried about pollution, and the facilities in Toyosu are so bad. We don’t want to move to Toyosu until every problem is addressed.”

The pollution problem emerged in 2001 when Tokyo Gas Co., which operated a gas plant at the site from 1956 to 1988, revealed that the soil contained high levels of toxic chemicals such as lead, arsenic, hexavalent chromium, cyanogen and benzene.

The Tokyo Metropolitan Government has claimed the new site won’t pose any health problems either for Tsukiji workers or fish consumers. The metropolitan government has removed surface soil to 2 meters in depth at Toyosu and replaced it with new soil. It also plans to keep monitoring the groundwater for contaminants.

However, a group comprising wholesalers, workers and consumer representatives has alleged the metropolitan government deliberately hid information about ground contamination to speed up construction at the new site.

The group, named Tsukiji wo Mamore (Protect Tsukiji), has also pointed out that the allocated stall spaces for many fish merchants in Toyosu are too small to cut huge fish like tuna, and that the new market also won’t have enough room for transport trucks.

Eiji Ikuine, president of the Tsukiji-based fish dealer EikohSuisan, said poor communications between the metropolitan government, construction firms and merchants in Tsukiji in the early planning stages resulted in the current situation.

“In the early stages, people who do not know much about the market proceeded with the project. It is the reason we see problems like these now,” Ikuine told The Japan Times.

Fish dealers should have more actively participated in the project from the start, he said. At the same time, Ikuine said he was not too worried about the reported pollution problems.

Fish dealers in Tsukiji, who have cooperated with health authorities for years, have a good record when it comes to sanitation and dealing with fish, he said.

“We often have meetings with sanitary inspectors. If there are any serious (pollution) problems, they would be played up more, but I haven’t heard of any such cases,” he said.

Koike’s decision could affect the construction of a highway connecting the central area of Tokyo to the proposed athletes village for the 2020 Summer Olympics.

築地市場移転は小池百合子新都知事によって延期に 直面させられている。

東京の小池百合子都知事は 11 月に予定されていた、老朽化した築地市場から現在盛り土の問題が懸念されている新豊洲市場への移転計画に関して、繰り返し延期を決定している。

小池は、一月に地下水の検査結果が公表されてから決断するだろう。共同通信と他のメディアは、火曜にそのように発表した。

中央区の主要市場は 11 月 2 日に閉鎖され、11 月 7 日に東京湾にある豊洲の 400000 平方メートルの地区に建つ複合施設にて、再開する予定であった。

先月選出された小池は選挙活動中に、移転計画の見直しを約束していた。

特にマグロの卸売を行なっている業者をはじめとして、築地にある多くの鮮魚業者は、計画されている代替施設における豊洲の土壤汚染という欠点があることを懸念とし、移転に反対している。

他の事業者はもっとも忙しく、儲けのあるシーズンを目前に控えている時に、手間を取られるため、延期を求めている。

「延期は好都合です。私は 11 月の移転には問題があります。11 月と 12 月は私たちにとって最も忙しい季節です。築地で卸売業を営む秘匿商店の店員は火曜に本誌にこのように語る。

私は汚染に関しても憂慮しています。豊洲の施設はとても悪い。私たちは全ての問題が対処されるまでは、決して豊洲に行こうとは思わないだろう。

汚染問題は、1956 年から 1988 年までその土地でガス工場を稼働していた東京ガスが土壤に鉛やヒ素、六角クロム、シジアン、ベンゼンというような高濃度の汚染物質が含まれていることを明らかにした 2001 年に浮上した。

東京都は、新しい敷地には築地で働く人々や魚を買い求める人の両者に対していかな

る健康問題も存在しないと主張していた。都は深さ2メートルまでの表面の土を取り除き、新しい土と取り換えている。そしてまた、地下水の含有物を常時モニタリングする計画であった。

しかしながら、問屋や労働者、消費者の代表で構成される団体は、東京都は新しい敷地での建設を早く進めるために土壌汚染についての情報を意図的に隠ぺいしたと断言している。

築地を守れと名付けられた団体もまた、割り当てられた区画はマグロのような大きな魚を切るには小さすぎ、新市場も運送トラックの十分な場所がないということを指摘していた。

築地市場に拠点を置く鮮魚業者の栄光水産の社長、イクイネエイジ氏は「初期の計画段階での都庁、建設会社そして築地の業者たちの間での不十分な意思の疎通が現在の状況を生み出しました。」と言った。

「初期の段階では、市場についてあまり知らない人々が計画を進めました。まさに今のこのような問題を目の当たりにしてる理由です。」とイクイネ氏はジャパントイムズに語った。

「鮮魚業者は最初からもっと積極的に計画に参加しているべきでした。」と彼は言った。同時に生稲氏は「報告された汚染問題についてはあまり心配していません。」といった。

「衛生設備や魚を扱うこととなると、長年にわたり保健当局に協力してきた築地の鮮魚業者は良い記録を持っています。」と彼は言った。

「私たちはよく衛生検査官との会合を持っています。深刻な汚染問題が存在するのなら、より迷惑をかけたでしょうが、そのような例は聞いたことがありません。」と彼は言った。

小池氏の決定は、東京の中心と2020年夏季オリンピックのために提供される選手村を結ぶ高速道路の建設に影響を与える可能性があります。

Tsukiji fish market relocation facing delay by new Gov. Yuriko Koike

Tokyo Gov. Yuriko Koike decided to postpone the November replication of Tsukiji Fish Market for the contamination of the new Toyosu site. Koike will determine checking the result of groundwater test. The famed market was planned to re-open at alternative constructions in Toyosu.

Some wholesalers and workers in Tsukiji worry about solid pollution and poor facilities. They wouldn't like to move without solving the problems. The pollution problems was caused by Tokyo Gas Corporation, which operated a gas plant in Toyosu. The soil is revealed to contain high levels of many harmful chemicals. Though Tokyo Metropolitan Government exchanged surface soil for new soil to prove the environment of Toyosu is safe enough to work there, wholesalers, workers and consumer representatives suspect that they conceal some information about problems.

However, Eiji Ikuine said that problems could have be escaped if workers in Tsukiji had participated in the project and communicated with the government in the early stage. He also pointed that fish dealers are familiar with sanitation enough to deal with the pollution. Koike's decision would possibly affect highway construction preparing for 2020 Tokyo Olympic.

(本文 177words)

III BOJ ready to act if global downturn threatens inflation goal: board member

2016年10月21日分

Kyodo

□ Oct 12, 2016

MATSUMOTO, NAGANO PREF. – The Bank of Japan will not hesitate to pull the trigger on additional monetary easing if a drastic global downturn threatens the bank’s efforts to achieve its inflation goal, a BOJ board member said Wednesday.

“Japan remains far from reaching its limit in monetary easing policy,” Policy Board member Yutaka Harada said in a speech in Matsumoto, Nagano Prefecture. Harada appeared to dismiss concern in some quarters that the BOJ has exhausted its options.

At a policy meeting in September, the advocate of aggressive easing voted to shift the central bank’s policy focus to controlling yield curves instead of greater asset buying.

But some economists said Harada’s remarks are unlikely to fuel expectations that the BOJ will loosen its monetary grip when the Policy Board meets through Nov. 1.

BOJ Gov. Haruhiko Kuroda said last week that the central bank is ready to conduct additional monetary easing if necessary, but he said the nation’s moderate economic recovery does not warrant action at present.

The bank does not think it necessary “at this stage” to tinker with a negative 0.1 percent rate on some reserves that commercial banks park at the BOJ, Kuroda said in Washington.

At the latest meeting, the BOJ decided to modify the framework of its bond-buying program to keep the yield of bellwether 10-year government debt at around zero percent, while leaving its negative policy rate unchanged at minus 0.1 percent.

Kuroda has said deepening a key negative interest rate would be a “main policy tool” and cutting the target level of a long-term interest rate could also be a way to attain 2 percent inflation.

日銀は世界的景気低迷がインフレ目標を脅した際の 対策を講じる準備があると発言：日銀理事

共同通信

2016 年 10 月 12 日

長野県の松本にて。急激な世界的低迷が日銀のインフレ目標をへの努力を脅かす場合には、日銀は追加金融緩和の引き金を引くことを辞さないだろうと、水曜に日銀の役員は述べた。日本はこれまで金融緩和政策の限界への到達から遠く離れてきた。政策委員会審議委員の原田泰は長野県松本の会議での演説で述べた。原田は、この数四半期において、一部で抱かれている日銀が使い果たした方策に関する懸念を払拭しようとしているように見えた。9月の政策会合で、積極的金融緩和の支持者は、日銀の方針切り替えに投票した。それは、日銀が多額の債券購入をする代わりに、イールドカーブの管理に注力するというものだ。しかし、一部の経済学者たちは、原田の発言は10月1日中に行われる政策委員会会議の際、日銀が低金利策を緩める期待を煽るようには見えないと述べた。日銀総裁の黒田東彦は、先週必要であれば中央銀行は更なる金融緩和を行う準備が出来たと述べた。しかし、彼は国の緩やかな経済回復が、現時点では実行する保証にはならないと述べた。日銀はこの段階ではマイナス0.1パーセントのレートで、商業銀行が日銀に貯めている準備金に手を出す事が必要と考えていない、とワシントンで黒田は述べた。最近の会議で、日銀は債券購入の枠組みを修正すると決定した。

それは、0%近傍において政府債で先導する10年、利益を保持する一方、マイナス0.1パーセントで変えない消極的な方針残す、というものだ。黒田は、重要なカギはマイナスの利子率が主要な政策手段である事だと述べ、そして、長期金利の目標水準をカットする事がまた、2%のインフレに達する為の道筋になり得ると述べた。

BOJ ready to act if global downturn threatens inflation goal: board member

The Bank of Japan will not hesitate to implement additional monetary easing if there will be a drastic global downturn which threatens 2 percent inflation achievement of the Bank of Japan, a BOJ board member Yutaka Harada said on Wednesday. However, he said it does not need to do above monetary easing action at present because of the nation's moderate economic recovery.

In September, the BOJ decided to change the policy that is from greater asset buying to controlling yield curves.

At the latest meeting, the BOJ declared that it is going to change the framework bond-buying program in order to maintain the yield of bell-whether 10 years government debt which is around 0 percent. On the other hand, the negative policy will keep the minus 0.1 percent.

Kuroda stated it is important to deepen the negative interest rate, and there can be a possibility that cutting the target level of a long-term interest rate may push the BOJ's inflation goal.

(本文 161words)

IV Hikaru Utada and the iconic women of Japanese pop who came before her

2016年10月28日分

by Ian Martin
Special To The Japan Times
Sep 25, 2016

In an age where anyone and (it often seems) everyone can be an idol, it takes something special to be an icon.

An icon should stand apart from their peers and embody the spirit of their generation. They should be distinct to a particular time and place while at the same time transcending it.

Hikaru Utada is perhaps the only contemporary Japanese pop figure who fully inhabits this role, but by looking at her predecessors we can find some revealing reflections of both Utada herself and the eras they helped define.

In the late 1990s, Utada's most immediate predecessor was Namie Amuro. With an image that was modern and fashionable, in contrast to the girlish idol eras that bracketed it, Amuro represented a period when Japanese pop was learning to see itself as something that could stand alongside the Western music from which it took many cues.

Utada took this even further, her background growing up in the U.S. adding an extra veneer of authenticity to her already unusually slick take on R&B — eclipsing both Amuro and her other main rival of the era, Ayumi Hamasaki. If an icon is defined in part by longevity, then few can surpass Seiko Matsuda, a singer who remains the face of 1980s Japan. While Matsuda and Utada's careers have parallels, with both dominating domestic charts while misfiring in their attempts to transfer that success to the States, they are largely opposites.

Matsuda's sweet, hyper-cute image masked a fierce ambition, and she was first and foremost an idol rather than an artist. Her legacy is best expressed in singles rather than albums. Matsuda was all about artifice while Utada urges you to consider the substance.

For a better understanding of what Utada is aiming for, it may be more useful to look at who wrote Matsuda's hits, with some of the biggest ("Akai Sweet Pea," "Nagisa no Balcony," among others) being the work of another female pop icon: Yumi Matsutoya.

At the same time she was contributing to Matsuda's record-breaking run of No. 1 hit singles, Matsutoya's own work retained an almost militant focus on albums, and the balance she struck between commercial success and artistic integrity is a source of inspiration to many aspiring musicians. When Utada chose the path of singer-songwriter over idol, consciously or not she was following in Matsutoya's footsteps.

Where Utada and Matsutoya differ most is in the background and environment. As a teen, Matsutoya (then known by her birth name of Yumi Arai) was hanging out in vibrant late-1960s and early-1970s artistic circles that included novelist Kobo Abe, filmmaker Akira Kurosawa and musicians like Haruomi Hosono, Akiko Yano and others. Surrounded by creative equals, Matsutoya's career has been characterized by collaborations, most prominently with her husband Masataka Matsutoya.

Born in New York, removed from the beating heart of the Japanese music scene, Utada's first foray into music came through the more insular world of her musical parents (under the name U3). Indeed, her enka-singer mother, Keiko Fuji, is perhaps Utada's single most defining musical influence.

Enka may seem far from the R&B-influenced pop she is most famous for, but with its raw emotional appeal, enka in its heyday is perhaps the closest parallel to the role Utada plays among her own generation.

宇多田ヒカルと今までの日本ポップス界における象徴的な女性たち

誰もがあるいはみんながアイドルになれるような時代では、アイドルになるためにはなにかしら特別なものが必要だ。アイドルは彼らと同じ時代に他の同業者とは一線を画した立場にいないてはならないいうえ、時代を体現しなくてはならない。

彼らは、同じ時代においてそれを超越しながら、特定の時間、特定の場所とは異なって存在しなければならないのだ。宇多田ヒカルはひょっとしたら現代日本ポップスの第一人者なのかもしれない。そして完璧にアイドルの役割を担っている。

だが、彼女の先輩達について考えてみることで、私たちは宇多田自身と宇多田の役割をきめた時代に関して、なにか暴露的な考察を見いだすことができる。1990年代後半には、宇多田の最大の先輩である安室奈美恵がいた。

清純派アイドル時代が席卷していた時代とは対照的な、今風で流行に乗ったイメージで、安室は時代を体現していた。ちょうどジャパニーズポップスが刺激を大いに受けた欧米の音楽とどう列のものであると考えていた時代である。宇多田はこの安室のイメージをさらに強めた。

そして、彼女がアメリカで生まれ育ったというバックグラウンドも、彼女の一風変わった巧妙なr&bに対する知見などの迫力を増していた。

そうして、彼女は安室と時代のもう1人中心的なライバル浜崎あゆみを打ち倒した。もし、長い間アイドルであったかが、アイドルと判断される部分があるなら、松田聖子を超えられるものはほとんどいないだろう。松田聖子は1990年代の日本を代表し続けている歌手である。

松田と宇多田のキャリアには多くの共通点がある。どちらも国内では圧倒的の記録を保持していた一方、アメリカでの成功を収めることに失敗した。しかしながら、彼らは全くもって正反対の存在だ。

それは松田の大きな野心を隠した、とても可愛いらしいイメージという松田自身の素晴らしさと彼女はアーティストというよりアイドルとして先駆け、そして時代の主

流を占めたアイドルという点だ。彼女の遺産はアルバムよりもシングルの中に色濃く表現されている。松田は巧妙そのものであった一方で、宇多田は内面について考えさせるものだった。

宇多田が狙っていたことを更に理解するためには、松田の代表曲である「赤いスイトピー」「渚のバルコニー」などを作曲した同時代の女性ポップシンガーの象徴でもある松任谷由実のように、松田のヒットソングの作曲者に目を向けた方が良いかもしれない。

その当時、松任谷は松田の代表曲の記録的な販売数にも貢献したのだ。その一方で、彼女自身の作品は挑戦的のままで主にアルバム作品に焦点が当てられていた。そして彼女が苦悩していた商業的成功と歌手としての誇りとのバランスは今尚野心ある多くの音楽家達の原動力ともなっている。宇多田がアイドルの枠を超えてシンガーソングライターの道を選んだ時点で、彼女は意識していたか、していなかったにしろ松任谷が歩んできた道を追うこととなった。

宇多田と松任谷が大きく異なっている点は置かれていた時代背景と環境にある。松任谷がまだ旧姓の荒井由実で知られていた 10 代の彼女は、小説家の安部公房、映画監督の黒澤明、そして細野晴臣や矢野顕子のような音楽家達を含んだ芸術家達によって活気に満ちていた 1960 年代後半から 1970 年初頭に生きていた。創作活動に際して彼らと同じ時代にいたことで松任谷の音楽家活動はコラボレーションという形で特徴付けられた。顕著なのは彼女の夫である松任谷正隆とのコラボだろう。

ニューヨークに生まれたので宇多田は当時主流だったの日本の音楽シーンからは距離を置いており、最初の音楽界への登場は音楽家である両親という狭い世界を通ったものだった。(名前は U3) 実に彼女の母親は演歌歌手の藤圭子であり、しばしば宇多田のシングルに明らかに音楽的な影響を与えている。

純粹な感情押し出した演歌は、R&B に影響を受けたポップという宇多田自身が第一人者でもあるこのジャンルとは程遠いように思われるかもしれない。演歌の全盛期と宇多田が自身の世代における役割にはいくつかの共通点がある。

1950 年代と 60 年代の大物スターは間違いなく演歌歌手の美空ひばりだろう。戦後打ち砕かれた日本人の心を持ち上げた勇気ある子役スターでもあった美空は成長し成熟し、彼女の経験を音楽に反映することによって戦後の世代と寄り添ってきた。

2011 年の彼女の活動復帰後の影響が彼女が共に育ってきた世代との繋がり部分的に起因する。

しかしながら、もし美空が単なるポップスターの地位を超えて戦後における復興の寓話から何か神格化された存在になっているのなら、そして松田が行き過ぎたバブル時代の煌びやかさと魅惑を体現しているのなら、宇多田はどこか少し静かで、さらには塞ぎ込んでしまっているものだ。

宇多田はバブル経済が崩壊し、遅れて銀行倒産が起こった真っ只中の 1998 年に音楽シーンにおいて開花した。その時代は阪神淡路大震災の傷跡も残り、地下鉄サリン事件がまだ記憶に新しい頃であり、宇多田はその世代が感じていた疎外感の象徴でもあった。

彼女の復帰は 2013 年の彼女の母の悲劇的な死の余波と、昨年の子の誕生による希望の中で始まった。

宇多田の、不安定な新しい時代を闘う同時代の人々に対するメッセージはとても簡単なものだった。それは「私たちはどうにかして、この時代を切り抜かなければいけない。」というものだった。

Hikaru Utada and the iconic women of Japanese pop who came before her

Hikaru Utada is perhaps the only contemporary Japanese pop figure who fully inhabits an idol. An icon should stand apart from their peers and embody the spirit of their generation.

Bursting onto the scene in 1998 amid delayed banking collapses that followed the bursting of the bubble economy. She represented an image that was modern and fashionable, in contrast to the girlish idol eras that bracketed it.

By looking at her predecessors (Seiko Matsuda and Hibari Misora) we can find some revealing reflections of both Utada herself and the eras they helped define.

While Matsuda and Utada's careers have parallels, with both dominating domestic charts while misfiring in their attempts to transfer that success to the States, they are largely opposites. But Matsuda was first and foremost an idol rather than an artist and Utada chose the path of singer-songwriter over idol.

Misora grew up and matured alongside the postwar generation, channeling their experiences through her music in the 1950s and '60s. The impact of Utada's return after her 2011 hiatus stems in part from how she has connected to the generation that has grown up alongside her.

However, if Misora has transcended mere pop stardom to become a mythical figure from some fable of the reconstruction, and Matsuda embodies the glitz and glamour of the bubble era's excess, Utada is something a little more subdued and even melancholy. Utada is an icon for a generation united in their sense of alienation.

Perhaps the message Utada greets her generation with, as they struggle through a fresh era of uncertainty, is simply, “We’ll get through this one too, somehow.”

(本文 268words)

V Trump's victory sets off protests on both coasts

2016年11月11日分

Nov 9, 2016

LOS ANGELES – Donald Trump's presidential victory set off protests early Wednesday on both coasts.

From Pennsylvania to California, Oregon and Washington hundreds of people hit the streets to voice their opposition to Trump's victory over Hillary Clinton.

Police said at least 500 people swarmed on streets in and around UCLA, some shouting anti-Trump expletives and others chanting "Not my president!"

There were no immediate arrests.

Smaller demonstrators were held at University of California campuses and neighborhoods in Berkeley, Irvine and Davis and at San Jose State.

In Oakland, more than 100 protesters took to downtown streets. KNTV-TV reported that protesters burned Trump in effigy, smashed windows of the Oakland Tribune newsroom and set tires and trash on fire.

The California Highway Patrol says a woman was struck by a car during the protest and severely injured.

In Oregon, dozens of people blocked traffic in downtown Portland and forced a delay for trains on two light rail lines. Media reports say the crowd grew to about 300 people, including some who sat in the middle of the road to block traffic. The crowd of anti-Trump protesters burned American flags and chanted "That's not my president."

In Seattle, a group of about 100 protesters gathered in the Capital Hill

neighborhood, blocked roads and set a trash bin on fire.

In Pennsylvania, hundreds of University of Pittsburgh students marched through the streets, with some in the crowd calling for unity. The student-run campus newspaper, the Pitt News, tweeted about an event later Wednesday titled “Emergency Meeting: Let’s Unite to Stop President Trump.”

トランプの勝利は全米で、抗議を引き起こした。

2016年11月9日

ロサンゼルスにて

トナルドトランプによる大統領選の勝利は水曜早朝からのアメリカ全土における抗議運動を引き起こす事になった。

ペンシルヴァニアからカリフォルニアにかけて、オレゴンとワシントンなどでは、何百もの人々がヒラリー・クリントンに対するドナルドトランプによる勝利に反対する声を表明するために通りへ繰り出した。

警官隊は少なくともカリフォルニア大学ロサンジェルスキャンパス周囲の街中で五百人以上の群衆が、口々に反トランプの罵り言葉を叫んだり、そうでなければ「私たちの大統領じゃない」と歌ったりしていたと述べた。

現行犯で逮捕された抗議者はいなかったとのことである。

カリフォルニア大学のキャンパスと近隣のバークリー、アーバイン、デービス、サンホセなどの街ではそれよりやや小規模なデモが発生した。

オークランド市では、百人以上のデモ隊が下町通りを占拠した。KNTV局（韓国系）はデモ隊がトランプの肖像などを燃やし、さらにオークランド市人民新聞の報道室の窓を割り、ゴミやタイヤなどに放火した事を報道した。

カリフォルニアの高速道路監視官はとある女性が講義中に車に衝突され、重症を負ったと報告した。

オレゴン州では、何十人もの人々が下町のポートランド市で道路を封鎖し、交差点で電車が遅れるようにした。メディアの報告は、この群衆は車両を止めるために道路の真ん中に座り込んだ人も含めれば三百人近くに膨れ上がっているという事を述べている。この反トランプのデモ群衆はアメリカの旗を燃やし、「わったしたちの大統領じゃない」と歌っている。

シアトルでは、百人近くのデモ隊が国会議事堂の丘周辺に集まり、道路を封鎖、ゴミ箱のビンなどに放火した。

ペンシルヴァニア州では、数百人ものピッツバーグ大学生徒が通り中を行進したが、その群衆の中の幾らかは、「連帯」を強く訴えていた。この生徒は校内新聞、「ピットニュース」を配り、次の水曜日に開催される「緊急集会：ドナルドトランプ大統領就任を阻止するために連帯しよう」と冠された集会に関する告知をツイートした。

Trump's victory sets off protests on both coasts

“Not my president!” anti-Trump people shouting around UCLA. Donald Trump’s presidential victory set off protests early Wednesday on both coasts from Pennsylvania to California, Oregon and Washington. Police said there were no immediate arrests. Smaller demonstrators were also held at University of California campuses and neighborhoods in Berkeley, Irvine and Davis and at San Jose State. In Oakland, more than 100 protesters took to downtown streets. And also the California Highway Patrol says a woman was struck by a car during the protest and severely injured. In Oregon, dozens of people blocked traffic in downtown Portland and forced a delay for trains on two light rail lines. In Seattle, a group of about 100 protesters gathered in the Capital Hill neighborhood, blocked roads and set a trash bin on fire. In Pennsylvania, hundreds of University of Pittsburgh students marched through the streets, with some in the crowd calling for unity.

(本文 150words)

VI Overtime woes at Dentsu

2016年11月18日分

Nov 9, 2016

The suicide of a stressed out, overworked 24-year-old Dentsu Inc. employee last year is not an isolated case. Labor authorities that raided the Tokyo headquarters and three regional offices of the nation's top advertisement agency this week reportedly suspect that the firm has made a number of other employees work overtime beyond the limits agreed on with its labor union.

The repeated problems at a leading company like Dentsu — which had in fact been recognized by the government as a firm taking proactive steps to reduce overtime work — show that addressing the overworking of Japanese corporate employees cannot be left to the voluntary efforts of businesses but require legal measures.

The case of Matsuri Takahashi, who jumped to her death from her condominium in December 2015 after suffering from depression, was recognized by the labor inspection office as a result of overwork just as the administration of Prime Minister Shinzo Abe is pushing to cut the chronically long working hours of the nation's company workers as part of his "work-style reforms." Karoshi, or death from overwork, has remained a serious problem since it was first highlighted as a social issue in the late 1980s. In fact, the suicide of another overworked Dentsu employee in 1991 led to a judicial standard recognizing employers' responsibility for the overwork-induced suicides of their workers. It has also surfaced that the death of a young employee at the firm's Tokyo head office in 2013 was given compensation under labor accident insurance program as a result of overwork-induced illness.

That Takahashi killed herself just a few months after Dentsu had been urged by labor offices to correct its practices of having its employees illegally work more overtime hours than allowed under the firm's labor-management accord says a lot about the steps taken by the company to manage the health of its

workers, as well as the effectiveness of government efforts to stop the overwork of corporate employees. Labor authorities have determined that Takahashi worked 105 hours of overtime over a month before she developed symptoms of depression, but records kept by the company showed that the overtime she reported that month was just barely within the maximum 70 hours under the labor management agreement. Her family claims that she had been told by the company to underreport the overtime hours to keep them within the limit.

The labor authorities are believed to have gone ahead with the raids on the Dentsu offices after similar practices were found with other Dentsu employees in earlier probes that followed Takahashi's suicide. The officials reportedly plan to scrutinize the work records and data on the employees' arrival at and departure from their workplace to see if the company has habitually had its employees engage in illegal overtime work. A media report that at least 30 Dentsu employees were found to have underreported their monthly overtime by more than 100 hours points to the possibility of an organized practice at the company to cover up illegal overtime.

The Labor Standards Law in principle limits the work hours to eight hours a day and 40 hours a week. A company needs to strike an agreement with its labor union to have its employees work beyond the limits. The labor ministry sets a 45-hour limit on monthly overtime, but the management of a company can agree with its union for the employees to work longer hours under certain conditions.

電通で起きた超過労働の悲劇

過労によるストレスで24歳の電通社員が自殺した一件は特別なものではない。今週、東京労働局三田労働基準監督署は国内でも有数の広告代理店である電通の本社と3つの支社に一斉に強制捜査を行った。東京労働局は電通が労働組合と制定した労働時間の規定を超えて社員を労働させていると過去にも疑いをかけていた。電通のような、率先して長時間労働を減らす取り組みをしていると政府からも認識されていた企業で繰り返されてきたこの問題によって、業務上の自発的な努力に任せるのではなく、法的な基準によって制定される必要があることが明らかになった。

高橋まつりさんの案件は労働基準監督局によって労災に認定された。彼女は2015年1月、抑うつが兆候が悪化したことにより、彼女が当時住んでいた女子寮から飛び降り自殺にするに至ってしまった。同時期には、首相の安部晋三が国内で常態化していた長時間労働にメスを入れる”働き方改革”が打ち出されていた。過労死、すなわち超過労働による死は未だ深刻な問題である。これは、1980年代後半に社会問題として明るみに出た。電通ではこのほかに、1991年にも過労による従業員の自殺案件があり、過労によって引き起こされた自殺における雇用主の責任を認める司法判断の流れに至った。2013年にも東京の主要支部で起こった若い社員の死は、過労が病気の原因となったとして労災補償に基づく賠償を受け、過労死の問題が表面化した。

東京労働局はもとより、電通が労働協定により許容される時間よりも長時間にわたって不当に労働させているという疑いをかけていた。電通がその問題に取り組むように促されたたった数ヶ月後に、高橋さんは自殺した。これは、政府による従業員の長時間労働をなくすための取り組みの有効性と同様に、企業によって行われている労働者の健康管理がどのように行われているかを物語っている。労働局は高橋さんが抑うつが兆候を悪化させる前に、105時間もの残業を1ヶ月にわたって行っていると決定した。しかし、電通の記録においては、彼女がその月に申告した残業時間は労使協約での規定内をкаろうじて満たす70時間以内であった。彼女の家族は、電通が高橋さんに残業時間が制限時間以内になるように短く報告するように強要されていたと主張している。

労働局は電通の一斉立ち入り捜査を先行して行うことができたとしている。高橋氏の自殺ののちに早期的に行った厳密な調査により、類似するケースがほかの電通の支部で行われていたことが発見できたことによって可能になった。労働局は、労働の記録や出社から退社の情報を徹底的に調査する計画があるとしている。企業が常習的に従業員を不当に100時間以上の労働を行わせているかどうかを明らかにするためである。

労働基準法は第一に、一日8時間、週40時間の労働時間を制限している。企業は、その厚生労働省の規定の45時間という制限を越すことがないように労働組合と合意を形成する必要がある。しかし一方で、労使協定により一定の状況下では労働者に長時間の労働をさせることも可能である。

Overtime woes at Dentsu

The incident which the woman who had died from overworking at Dentsu revealed that legal measures are required to decrease overworking without relying on spontaneous efforts of companies. The government tried to work out improvement for long working hours as a part of “work-style reforms” at the same time. However, death from overworking has been still serious problem since it appeared in the 1980s. Dentsu, which was recognized as reducing over time work, causes death of employee from overworking multiple times.

Dentsu had attracted the attention of Labor authorities that it had forced employees to work longer than the time which had been decided the firm’s labor-management accord before the incident occurred. Though Dentsu received correction order by Labor authorities to improve the issue, it did not reduce working hours but disguised working hours by falsifying records. Labor authorities plans to investigate the work records and data if employees were forced to work longer illegally.

The Labor Standards Law limits labors to eight hours a day and 40 hours a week. On the other hand, Existing rule allows companies can make employees engage to work longer hours under certain conditions.

(本文 190words)

VII President Trump: Japanese-Americans, Japanese in U.S. weigh in

2016年11月25日分

by Tomoko Otake and Shusuke Murai
Nov 10, 2016

Many Japanese-Americans and Japanese in the U.S. are disappointed by Donald Trump's election to the presidency and fear America will become less tolerant of ethnic minorities, according to a survey by The Japan Times. The survey, conducted mostly by email, found that many people were concerned about the class and discrimination issues brought up during the divisive U.S. campaign.

Wrentaro Howell, a Japanese-American college student who lives in Atlanta, is worried the United States will become less culturally diverse.

"There will be deeper divisions among racial lines, between the rich and poor, the educated and the uneducated. Trump has alienated too many people to his presidency that I doubt that those who he offended will be able to form a meaningful coalition with him," he said.

"The most disappointing thing is that there is still a large part of the white community that still believes that America is a nation by white people and for white people. The popularity of Trump makes it incandescently clear that we have still yet to break down the myth of a post-racial America."

Another Japanese-American, Ryan Yokota, 44, who has researched Okinawan history at the University of Chicago, said U.S.-Japan relations will suffer, given Trump's previous comments calling for Japan to pay more for the cost of hosting U.S. troops.

He added that, given Trump's past remarks, it will be difficult for America to come together.

"He has insulted and alienated every element of American political society, particularly in terms of women and minorities, and threatens to upend some of the strongest international economic and political alliances in favor of protectionism and insularism," Yokota said.

His sense of anxiety was also shared by at least one Japanese expatriate.

"As a minority woman living in the U.S., I am horrified that a figure who perpetuates racism and misogyny now stands in such a powerful position," said Ayaki Kimura, 21-year-old student in Atlanta who has lived there for three years.

"If I had had the chance to vote, I would definitely have voted for Clinton rather than someone like Trump, who speaks only to the interests of a small, privileged demographic," she said.

Meanwhile, Sandra Naoko Roam, 52, from Tennessee, said she voted for Trump because she wanted to be "proud of my government" once again.

"I'm happy about the results, however I'm a bit scared," she said. "I want to feel somewhat secure and time will tell."

Shiina Yamada, 33, who lives in Austin, Texas, said she was "more terrified than anything" about being a member of a sexual minority under a Trump presidency.

“I am a queer Japanese-American living in the South. I was planning on proposing to my partner in the next few months, but we are now considering elopement to secure our right to marry before that right could be taken away from us,” she said.

Some Japanese-American respondents compared Trump’s call to ban Muslims from entering the United States to the internment of Japanese-Americans during World War II.

Between 1942 and 1946, more than 100,000 people of Japanese ancestry — many of them U.S. citizens — were locked up in internment camps in the central and western parts of the U.S. because they were considered potential enemies.

Last year, when he was asked whether he would have supported that decision, Trump said that he hated the idea of internment camps but could not give an honest answer without having been there at the time.

“This is especially alarming given that a federal commission found that the root causes of our wartime incarceration were wartime hysteria, racial prejudice and a failure of political leadership,” said Kenji Taguma, 47, editor-in-chief of *Nichi Bei Weekly* in San Francisco. “To even question the merits of that wartime decision is rather shocking to the Japanese-American community.”

Gwen Muranaka, the English editor of *Rafu Shimpo*, a Los Angeles-based newspaper for the Japanese-American community, said by telephone that one thing the community must do now is to shed light on the plight of Muslim-Americans, who could be most severely impacted by Trump’s ascent to the presidency.

“Since 9/11, the Japanese-American community has seen a parallel with the treatment of Muslim-Americans and what happened to us during WWII,”

she said. “So there are a quite few in our community who feel that it is our role to bring attention to that.

“People are very upset and there’s a period of mourning, but I think people will regroup and contribute to our democracy. What else can we do?”

トランプ大統領について

日系アメリカ人・アメリカ在住日本人が論争

11月10日 2016年

多くの日系アメリカ人やアメリカ在住の日本人は、ドナルド・トランプ氏の大統領選出に落胆を示し、アメリカが少数民族に不寛容になっていくのではと懸念していると、ジャパントイムズの調査で分かった。

調査は主に電子メールで行われ、国を二分した大統領選中に生じた階級や差別に関する問題について多くの人が不安を感じていることが明らかになった。

レントロウ・ホーウェルさんはアトランタに住む日系アメリカ人の学生だ。アメリカが文化的な多様性を失っていくのではと心配する。

「これから民族間や、富裕層と貧困層、教育を受けた者とそうでない者との間でより深い溝ができるでしょう。トランプは選挙に勝つために多くの人を疎外しすぎたのです。私は、トランプに気分を害された人々が彼と有意義な協力関係が築けるとは思いません」とホーウェンさんは語った。

「最も失望したのは、白人社会の多くを占める人々が、アメリカは白人による白人のための国(ネーション)であるといまだに信じていることです。トランプ人気によって、我々が脱人種主義国家アメリカの神話を打ち壊さなくてはならないままであることが明白になりました。」

もう一人の日系アメリカ人であるライアン・ヨコタさん(44)はシカゴ大学で沖縄史を研究している。彼はトランプ氏が以前、日本に在日米軍の駐在費をもっと負担するよう求めたことを考えると、日米関係は悪化する可能性があると言明した。さらにトランプ氏の過去の発言を見ると、日米の協力は難しくなりそうだ、とも述べた。

「トランプはあらゆるアメリカの政治社会を構成する層を侮辱し疎外してきました。特に女性やマイノリティの人々に対してです。また、彼の保護貿易主義と孤立主義によって、最も影響力の強いいくつかの国際的な経済・政治連携に打撃を加える恐れがあるのです」とヨコタさんは言った。

ヨコタさんの懸念は、少なくともある一人の日本人在住者にも共有されているようだ。

「アメリカに住むマイノリティの女性として、私は人種差別や女性蔑視を続ける人間が、今やこのように権力のある立場に上がったことにショックを受けています。」 そう語ったアヤキ・キムラさんは、アトランタの21歳の学生で、アメリカに住んで3年になる。

「もし私が投票する権利を持っていたなら、絶対にトランプみたいな人なんかより、クリントンに投票していたでしょう。トランプは、特権をもつ少数の人達の利益になるような話しかしていないんです」と言った。

一方で、テネシーに住むサンドラ・ナオコ・ロームさん(52)は、トランプ氏に票を投じた。もう一度「自国の政府に誇りを持つ」ためだという。彼女は以下のように語った。「私はこの結果に満足していますが、少し怖いですね。少し安心したいのですが、時がたてば解決するでしょう。」

シイナ・ヤマダさん(33)は、テキサスのオースティンに住む。彼女はトランプ体制下で性的マイノリティに属するのが「何より怖い」という。「私は南部に住む同性愛者の日系アメリカ人です。あと数か月したら、パートナーにプロポーズをする予定ですが、今私達は結婚する権利をトランプに奪われる前に確保するため駆け落ちしようかと考えています。」

調査回答者には、トランプ氏がムスリムの入国を禁止する政策(要求)を、第二次世界大戦中に起きた日本人の強制収容と比較する日系アメリカ人もいた。

1942年から1946年の間、10万人を超える日系人は、多くはアメリカ国籍を有していたにも関わらず、アメリカ中央部または西部にある収容所に監禁された。彼らは潜在的にアメリカの敵であると考えられたからだ。

昨年、トランプ氏は強制収容を擁護するか否かと問われ、そういった考えは嫌悪すると答えたが、その時代に生まれていなければ正直な考えを回答できなかっただろう。

「特に驚いたことに、連邦のある委員会が、我々が戦時中に収容された根本的な理由は戦時中のヒステリーであり、人種に対する偏見、政治がリーダーシップを取れなかったことにありと明らかにしたんです。」 サンフランシスコにある週刊日米の編集長ケンジ・タグマさん(47)はこう述べる。「戦時中のあの行為に何の利益があったのかを問うことさえ、日系アメリカ人にとって非常にショックなことでした。」

グウェン・ムラナカさんは、ロサンゼルスに拠点を置く日系人向けの新聞・ラフ新報の英語編集者です。彼女は電話にて、今日系人がすべきことは、苦境に立たされ、トランプ氏の大統領選出で最も深刻な影響を受けるであろうムスリムアメリカンの人々に光を当てることです」と語った。

「9.11以降、日系人は、ムスリムアメリカンが大戦中の日系人と同じように扱われているのを目にしてきた。だから、彼らの扱いに対し注意向けることは自分たちの役目だと感じる人が日系人には多いのです。皆大統領選の結果にとっても動揺し、嘆く時期がありました。しかし、私は、人々がこの状況を立て直して民主主義に貢献することができると思います。そうでなければ、他に何ができるでしょう。」

President Trump: Japanese-Americans, Japanese in U.S. weigh in

Many Japanese-Americans and Japanese in the U.S. are disappointed by Donald Trump's election to the presidency and fear America will become less tolerant of ethnic minorities, according to a survey by The Japan Times. The survey found out that they are concerned about the class and discrimination issues brought up during the divisive U.S. campaign.

Some Japanese-American people worried about Trump's offensive past remarks and racial intolerant tendency of United States'. And also talk about Trump's previous comments calling for Japan to pay more for the cost of hosting U.S. troops. That will change the relationship between Japan and United States. Under his presidency, it will be difficult for America to come together.

Meanwhile, some Japanese-American people vote Trump to "proud of my government" once again. But also they feel scared because they can't forecast what actually Trump do. Asexual minority people forced to change their plan to marry before taking off their right to marry.

Some Japanese-American respondents compared Trump's call to ban Muslims from entering the United States to the internment of Japanese-Americans during World War II. Gwen Muranaka, the English editor of Rafu Shimpō, a Los Angeles-based newspaper for the Japanese-American community, said by telephone that one thing the community must do now is to shed light on the plight of Muslim-Americans, who could be most severely impacted by Trump's ascent to the presidency.

(本文 227words)

VIII Cutting down on passive smoking

2016年12月2日分

Editorial

Nov 12, 2016

There are welcome signs that the government is getting serious about steps to protect people from passive smoking as it prepares for the 2020 Olympics in Tokyo. Since Japan's anti-smoking efforts are seen as among the weakest in the world, the government should aim to introduced a total ban on smoking in indoor public spaces.

It is not that Japan lacks legislation to control smoking in public spaces. A 2003 law to promote public health requires parties concerned to try to stop exposure to passive smoking in venues where large numbers of people gather, such as schools, hospitals, department stores and restaurants, but it carries no punishment for those who fail to take such steps.

According to the World Health Organization, 49 countries had laws as of the end of 2014 totally banning smoking in public spaces with penalties for violators. In assessing the measures taken here, the WHO rates Japan's anti-smoking efforts among the worst in the world. That the WHO concluded an agreement in 2010 with the International Olympic Committee to aim for "tobacco-free" Olympic Games is giving the government a sense of urgency to introduce tighter steps against smoking in public spaces by 2020. But it is the effects on public health that should be prompting the relevant action.

The Health, Labor and Welfare Ministry's white paper on smoking, revised this fall for the first time in 15 years, cites a 2013 government survey on public health and nutrition showing that 9.3 percent of adults reported exposure to passive smoking almost daily at home, while 33.1 percent said they were exposed at least once a month in their workplace. Of the latter group, 46.8 percent experienced passive smoking in restaurants, 9.7 percent in administrative facilities and 6.5 percent in hospitals. The report also quotes another government survey on health conditions of workers that found

42.2 percent of nonsmoking workers were frequently exposed to passive smoke in the workplace in 2012 — a decline from 56.4 percent in 2007 and 72.9 percent in 2002.

A key point in the white paper is that it now calls for a total smoking ban in indoor public spaces, based on findings that link smoking to various diseases, including cancer. It points out that even if smoking areas are established in such places as offices and commercial establishments, it is impossible to prevent smoke from spreading to other areas, and that employees who clean smoking areas or work in such places as restaurants and bars are still exposed to secondhand smoke.

By analyzing various studies, the report says there is a sufficient causal relationship between passive smoking and such diseases as lung cancer, heart disease, strokes, childhood asthma and sudden infant death syndrome. While 5 million people around the world die of smoking-related health problems every year, passive smoking is attributed to the death of some 600,000 others. In Japan, the government estimates the annual number of deaths in health problems caused by active smoking at 130,000 and the casualties of secondhand smoke at 15,000. These numbers alone should serve as a clear warning about the health dangers of both active and passive smoking.

A few local governments have acted to combat the problem. Kanagawa Prefecture introduced a by-law in 2010 banning smoking in public venues like local government offices, schools, hospitals and shops, and mandating either a smoking ban or separating smoking and non-smoking areas with a partition — with the nonsmoking area occupying more than half the entire space — in such places as hotels, restaurants and entertainment facilities, although establishments that are 100 square meters or smaller are exempt. Operators of such facilities that fail to comply face up to ¥50,000 in fines and people who smoke in nonsmoking areas can be fined up to ¥20,000. A similar by-law was put in place by Hyogo Prefecture in 2013.

A plan compiled last month by the health ministry on legislation to fight secondhand smoke calls for a total ban on smoking in hospital and school compounds and in government buildings and offices. Smoking would be

banned in principle in restaurants, hotels, railway stations, airport buildings and bus terminals, but their operators would be allowed to set up smoking rooms. Violations would be met with penalties for operators of the facilities and smokers alike.

The ministry's plan to approve of smoking rooms in commercial establishments such as restaurants contradicts its own white paper that advocates a total ban in indoor public spaces. It's true that opposition from the food and tobacco industries has been the biggest obstacle to tougher measures — especially complaints from restaurant and bar operators that a smoking ban would hurt their sales. Even the ministry's watered down plan is likely to face resistance from affected industries in the process of drafting the legislation. The ministry and other concerned parties should note, however, that a total ban on smoking would put all businesses, large and small, on an equal competitive footing and thus would be most fair.

Efforts should also be made to raise public awareness, particularly among children, about the dangers of active and passive smoking. Schools, local governments, communities and the media should strive to establish programs to effectively convey the health risks posed by tobacco.

受動喫煙防止の推進

東京オリンピックのための準備を行うにつれて、良い傾向が見られる。その良い傾向とは、政府が人々を受動喫煙から守る方法に真剣に取り組みつたあるということである。嫌煙への取り組みという観点で、日本は世界の中で最も遅れている国の1つだと見られるので、政府は屋内の公共の場所での喫煙を全面的に禁止することを目指すべきである。

日本は公共の場所での喫煙を取り占めるための立法を怠っていた訳ではない。2003年には公衆の健康を促進するための法律が制定された。この法律によって、関係者は学校や病院、百貨店、レストランのような多くの人が集まるような現場において受動的にタバコの煙を吸わされることを防ぐよう努めることを必要とされた。しかし、この法律を破ったとしても罰則が科せられることはない。

WHOによると、2014年末の時点で、49か国に全面的に公共の場所での喫煙を禁止し、違反者には罰をあたえるような法律がある。ここで日本の対策を評価してみると、WHOは日本の禁煙への取り組みは世界の中で最も遅れているものの1つであると述べている。2010年にWHOはIOCと「タバコフリー」、つまりたばこの煙のない環境でオリンピック大会を行うということを目的とした協定を結んでいる。そのことにより、政府は2020年までに公共の場所での喫煙に対するより厳しい方策を導入しなければならないという切迫感を感じている。しかし、これは、関連した行いも促進すべきだというのが、公衆の健康に効果がある。

厚生労働省の喫煙に関する白書は15年間で初めて今年の秋に改訂された。その白書は、大人の9.3%が家で受動喫煙をほとんど毎日経験していることを示す公衆の健康と栄養についての、2013年の政府の調査を引用している。一方で、33.1%は職場で月に少なくとも1回は受動喫煙をしていると述べている。後者の33.1%のうち、46.8%はレストラン、9.7%は行政施設、6.5%は病院で受動喫煙を経験していた。この報告書はまた、労働者の健康状況に関する他の政府の調査も引用している。その内容によると、2012年、非喫煙者の働く人の42.2%が頻繁に職場で受動喫煙を経験していることが分かる。2007年の56.4%、2002年の72.9%からは減少している。

白書における重要な点は、がん化を含む様々な病気と関係があるという発見を根拠にした公共の施設内部における全面的な喫煙の禁止だ。たとえ、喫煙所が仕事場や公共施設において設立されたとしても、他のエリアに煙が広がるのを妨げることは不可能であり、喫煙所やレストラン、バーと言った類の場所を清掃する労働者は、それでもなお間

接喫煙にさらされることが示されている。

様々な先行研究を分析した結果報告書は、受動喫煙と肺がん、心臓疾患、脳卒中、小児喘息、そして乳児突然死症候群などとの十分な因果関係があると述べている。毎年世界中で500万人近くが喫煙関連死しているが、一方受動喫煙は60万人程度かそれ以上に存在するとされる。日本では、政府が能動喫煙による健康問題によって死亡するのは年間あたり約130000人で、間接喫煙による犠牲者は約15000人であると推定している。これらの数だけでも、能動、受動喫煙の双方における健康に及ぼす危険性に関して、明確に警告を与えているというべきだろう。

いくつかの地方自治体は、この問題の撲滅のために行動を続けている。神奈川県は2010年に地方公共団体や学校、病院や店などの公共の場所における喫煙を法的に禁止し、例えばホテルやレストランや娯楽施設においてパーテーションで区切られた禁煙場所、すなわち総面積のうち半分以上を禁煙スペースになっているような場所での喫煙禁止か分煙を行うように権限を与えた。しかしながら、100平方メートルより小さい面積の施設は免除となった。このような設備を欠いた施設の経営者は、結局50000円の罰金を課せられ、喫煙禁止区域で喫煙をした人間も、20000円の罰金になる。似たような規制は、2013年に兵庫県で実施されるようになった。

先月、厚生労働省がまとめた間接喫煙と戦うための立法についての計画は、病院と学校の複合施設、政府の建物とオフィスでの喫煙の全面禁煙を求めている。主要なレストランホテル、鉄道駅、空港ビル、バスターミナルでは喫煙が原則禁止されているが、それらの管理者は喫煙室を設置することが許可されている。違反をしたら、施設の管理者から罰金を科され喫煙者も同様である。

レストランなどの商業施設に喫煙室を設置することを承認する厚生労働省の計画は、それ自身の公共の場における室内の全面禁煙を提唱する白書と矛盾する。食品やタバコ産業からの反対、特に喫煙禁止が売り上げを損なうレストランやバーの管理者から苦情は、厳しい措置に対する最大の障害になることは事実だ。厚生労働省の手加減した計画でさえ、法案の起草過程で影響を受ける産業からの抵抗に直面しやすくなる。しかし、省庁その他関係者は喫煙を完全に禁止することを平等な競争の元ですべての大小の企業に課すことに注意すべきだ。しがってもっとも平等になるだろう。

公共への啓発を高めるために努力も払われるべきであり、特に子供たちの間での、直接喫煙と受動喫煙の危険性についてはなおさらだ。学校、地方自治体、コミュニティ、メディアは効果的にたばこの健康リスクを伝えるプログラム

を確立するよう努めるべきである。

Cutting down on passive smoking

There are welcome signs that the government is getting serious about steps to protect people from passive smoking as it prepares for the 2020 Olympics in Tokyo. Since Japan's anti-smoking efforts are seen as among the weakest in the world, the government should aim to introduced a total ban on smoking in indoor public spaces.

According to the World Health Organization, 49 countries had laws as of the end of 2014 totally banning smoking in public spaces with penalties for violators. In assessing the measures taken here, the WHO rates Japan's anti-smoking efforts among the worst in the world. That the WHO concluded an agreement in 2010 with the International Olympic Committee to aim for "tobacco-free" Olympic Games is giving the government a sense of urgency to introduce tighter steps against smoking in public spaces by 2020.

The Health, Labor and Welfare Ministry's white paper on smoking, revised this fall for the first time in 15 years. This white paper reported percentage of exposure to passive smoking almost daily at home and in their workplace. A key point in the white paper is that it now calls for a total smoking ban in indoor public spaces, based on findings that link smoking to various diseases, including cancer.

Then, a plan compiled last month by the health ministry on legislation to fight secondhand smoke calls for a total ban on smoking in hospital and school compounds and in government buildings and offices. Smoking would be banned in principle in restaurants, hotels, railway stations, airport buildings and bus terminals, but their operators would be allowed to set up smoking rooms. So the ministry's plan contradicts its own white paper that advocates a total ban in indoor public spaces. It's true that opposition from the food and tobacco industries has been the biggest obstacle to tougher measures.

But in any case, efforts should also be made to raise public awareness, particularly among children, about the dangers of active and passive smoking. Schools, local governments, communities and the media should strive to establish programs to effectively convey the health risks posed by tobacco.

(本文 349words)

IX Skilled foreign workers to be employed by farms in special zones

2016 年 12 月 16 日分

Kyodo • Dec 12, 2016

The government will allow skilled non-Japanese to work in the agricultural sector in special economic zones to alleviate the farming labor shortage.

“We have decided to add the employment of foreign workers in the agricultural sector ... to the menu for strategic special zones,” Prime Minister Shinzo Abe told a meeting Monday of an advisory council on national strategic special zones.

The offer is expected to be restricted to applicants who can meet skill criteria — for example, having studied agriculture at university level in their home countries — and have some ability to communicate in Japanese.

Employers in the special zones will be required to pay the foreign workers at least as much as they do Japanese performing the same job.

This departs from the existing system introduced in 1993 allowing unskilled trainees from developing countries to work in agriculture and other fields in pursuit of skill qualifications.

That system, expected to be retained separately, has been criticized as a vehicle for forced cheap labor, including documented cases of migrant workers being trapped in oppressive conditions.

The special strategic zones targeted to receive skilled foreign farm workers are in Akita, Ibaraki, Aichi and Nagasaki prefectures.

Kozo Yamamoto, minister for regional revitalization, told reporters after the meeting that the government will now work out the specifics of the new

system with the aim of submitting an amendment to the law on strategic special zones during the next ordinary Diet session early next year.

Those aged 65 or older accounted for some 63.5 percent of the 2.10 million people in Japan who counted farming as their principal occupation in 2015, according to government data.

At the same meeting, the government decided to allow small-scale day care centers in strategic special zones to look after children up to 5 years old. Existing rules limit them to caring for children up to 2 years old.

The move is aimed at tackling a shortage of spots at day care centers, allowing parents of young children who want to return to work or participate more fully in work to do so.

特区における農業分野で、 熟練外国人労働者を受け入れ

政府は経済特区において、技量の持った外国人が農業分野で働くことを許可した。これは農業分野での人手不足を軽減するためである。

「私たちは農業分野で外国人を労働力として受け入れることを決めました...戦略特区の施策として」安倍晋三首相は月曜日の国家戦略特区試問会議にて述べた。

この提案は能力基準を満たす応募者に限定されることを予定している。例えば、母国の大学で農業を学んでおり、日本語による意思疎通がある程度出来る人物である。

特区での雇用者は外国人労働者に日本人が同じ仕事をした場合と少なくとも同じ程度の賃金を支払うことを必要とされるであろう。

これは 1993 年に導入された制度とはかけ離れている。その制度は発展途上国からの技術の持ちえない研修生が、技能獲得を目的として農業やその他の分野において働くことを許可するものであった。

個々に保持されることを期待されたこの制度は、明らかになっている、外国人労働者が過酷な状況に陥っているというような問題を含めて、安い労働力を強制された担い手だと批判されていた。

熟練の外国人農業従事者を受け入れることを狙いとする特別戦略地区は、秋田県、茨城県、愛知県そして長崎県にある。地方創生大臣の山本幸三氏は、会議の後記者たちに、来年の次期通常国会の会期中に戦略的特別区の法律の改正案を提出する目的で新しい仕組みの詳細を政府は今から策定するつもりだと言った。

政府のデータによると、農業を専業とする人々は 2015 年の時点で日本には 210 万人おり、そのうちの 63.5% を 65 歳以上の人々が占めている。

同じ会議では、特別戦略地区に 5 歳までの子供の面倒を見るための小規模な託児所を認可することを決めた。既存の法律は、小規模な託児所が面倒を見ることができる年齢を 2 歳までに制限している。

この動きは小さい子供の親が仕事に復帰もしくはより多くの時間仕事に参加しやすくするために、託児所の不足に取り組むことを目的としている。

Skilled foreign workers to be employed by farms in special zones

Because of manpower shortage, the government permits emigrants workers who meet the criteria of language and school career to be employed by farms in special zones.

This system is different from the existing system introduced in 1993 which forced the foreigner to work like a vehicle. The old system was justified under the pretext of teaching.

The minister for regional revitalization Yamamoto told reporters that the government will work out the specifics of the new system with the aim of submitting an amendment to the law on strategic special zones during the next ordinary Diet session early next year.

For example, the allowing to create the small-scale day care without the regulation of the age of children. For the purpose of the increase the women who can work out.

(本文 129words)

第 3 部
2016 年度秋学期
議事録集

9月30日	I 【半期の進め方】 i 秋学期の予定の確認 ii 各回テーマについて iii 報告の形式と内容の決定	
-------	---	--

I－i 秋学期の予定の確認（森先生から）

森先生

「大テーマは社会秩序と憲法秩序にします。それ以外の運営は3年生に任せます。」

「社会秩序と憲法秩序は違う概念のはず。そこに迫っていく。」

「教科書は伊藤真『赤ペンチェック自民党草案改正草案』を使います。」

「春学期は社会秩序については春学期に、理論社会学を読む中で学んできた。それを生かしつつやっっていこう。」

「報告をいくつにするか、時間はどのくらいにするかは3年生で決めてよい。」

I－ii 各回のテーマについて

○第1回について

森先生

「自民党改正案には自民党にとっての社会秩序があるはずだ。それと理論社会学で学んだ社会秩序に関する理論と照らし合わせて考えよう。」

○第2回について

森先生

「次は国家と国民について学んでいく。別に自分は丸山真男のファンではないが。」

「石原慎太郎の場合も国民のイメージがある。だけどそうじゃないものもあるはずだ。」

○第3回について

森先生

「天皇について。夏に辞めたいと言っていた。そういった事柄と戦後の天皇のイメージを照らし合わせて考えてみよう。」

「この時、尾高朝雄についても考えてみよう。尾高朝雄は大日本帝国憲法と日本国憲法の連続性を唱える人。その一方、宮沢俊義は両者が断絶すると唱える。そういった考え方の違いをきちんと区別できるように考えていこう。」

○第4回について

森先生

「婚姻について、現在日本でどのようになっているかを皆さんは知っているか。ひとつは同姓だ。そういったところから考えていこう。」

○第5回について

森先生

「現在は勤労が義務という事で作られていく。これについても考えることができるはず。例えば春学期で出てきたミニマムインカムと合わせて、勤労を義務で無くせば、働かなくても大丈夫な世の中になる。」

○第6, 7, 8回とそれ以外について

森先生

「以降の課題を通じて、憲法秩序・社会秩序について意見を持って考えることができるようになるはず。あとの報告のスタイルや一回のゼミでいくつ報告をするかは、3年生で決めてよい。3年生はそれまで。」

「4年生はケツに火がついている。各自卒論を進めていく事。」

I－iii報告の形式と内容の決定（2年生での話し合い）

○報告について

△課題1について

・英語の割り振りは吉備が担当し、割り振られたグループは日本語訳と英語要約をきちんとやる事。

・プロシーディングス作成時の事を考えて、フォーマットは統一。コースナビで共有するので、それに従って作成。

△課題2について

・発表班は各回ひとつ。

・先生が作った各論研究に従って週ごとに割り振る。

（各班への報告の割り振りは最後の表を参照）

・時間は、一回の報告につき10～15minで決定。

○報告後の議論時間について

△報告者が提示した論点を提示。

- △グループからの報告終了後に他のグループメンバーからも論点を募集する。
- △残り時間でそれらの論点について議論を進める。

○合宿について

- △10/28 から合宿の題目募集 by LINE ノート。
- △11/11 合宿の題目決定（計3題）。
- △合宿でのグループメンバーの決定については適宜判断。
（恐らく春学期と同じくそのままのグループメンバーで合宿も）

10月7日	Ⅱ【憲法とは何か？】 i 秩序はいかに可能か	5 班
-------	--	-----

Ⅱ-i 憲法とは何か？－秩序はいかに可能か－

発表者：5 班

憲法とは何か？

～秩序はいかに可能か？～

憲法と秩序について

それぞれの論点のおさらい

憲法ってなあに？

- ▶ 最高法規
- ▶ 国(権力者)の権力を縛るもの

秩序ってなあに？

- ▶ きまりが保たれている状態
- ▶ 一定の制約がある状態

秩序

日本の政治体系～政治の正統性・合憲的規範

もくじ

プレゼンの流れ

- 1 秩序について
- 2 自民党憲法改正草案と現行憲法
- 3 自民党のスタンス
- 4 論点

憲法秩序と社会秩序

それぞれの位置づけ

憲法秩序は国家と国民の間の秩序/社会秩序は国民の間の秩序

秩序

ホッブズとバーゾンス

ホッブズ問題：「いかにして秩序は可能か」という問い

ホッブズ	バーゾンス
▶ 17世紀の科学者 ▶ 自らの権力を共同体の権威に委譲する（リブライアシン） ▶ 絶対的主権の肯定	▶ 「世界大恐慌の一存心」 ▶ 共通の価値・目的を個人に内面化する（初期） ▶ シンボルとしての規範・規範 ▶ カント的アプローチ

論点	
『自民らしい自民』は憲法に忠実か	
自民党は、国民のあり方を規定しすぎている？	
詳細	
自民党の主張	▶ 戦後・戦前、憲法への尊重 ▶ 自立・自助、「戦と勝」 ▶ 戦後レジーム
伊藤典や憲法草案	▶ 合憲性の問題 ▶ 起こりうるリスク、懸念事項
その他	▶ 秩序・安定、合憲性に引っかかる(ウエーバー) ▶ 自民党の提示する価値観は憲に「国民性」として表れている。つまり、秩序は憲にあるんじゃないか。
議論の場	憲法と秩序(伊藤典)

《質疑応答》

中村：パーソンズに着目した理由は？

小林：発表をするときにいろいろ比較した。ホッブズは、根本の問題として扱われていた。

ホッブズがいて、パーソンズやそのほかの人がいる。そこでパーソンズにした。

中村：改正案を説明した理由は？

小林：フレームとして利用できると思ったので。憲法は、日本国民が守るものじゃなく、国が守ることである。自民党の主張は、国民に対しての義務をおして、ごちゃごちゃにしている。

城間：憲法と秩序に関して。自民党の改正草案のなかのベクトルが国民に向かっている。価値観を縛り付けている。憲法が国民を縛るものとして発表していない。

アンドレさん：ホッブズの秩序と、自民党の秩序の中に被る部分がある。自民党のゴールとは何なのか？

中村：ホッブズにのっとして、パーソンズの意見となった。

森先生：万人の万人による闘争。パーソンズは、そうならないだろ。という問いを掲げた。ホッブズは清教徒革命から名誉革命に至る過程を、人々がそれぞれの欲求で動いていると考えた。ホッブズとロック。ロックの前提は、それ以外が自然に一致する。どちらも英米系だが時代がずれている。ホッブズは名誉革命のとき。秩序がぐちゃぐちゃになっている、時代を見ればホッブズ。例えば 1940 年代の学生には、ホッブズの秩序がある。

なぜそうならないのか。人間には共通の価値がある。

パーソンズの共通の価値は、GHQ 案。松本案は、大日本帝国憲法の知識がある。

GHQ の憲法は、抽象度の高い知識となる。

自民党の議論は、ある種具体性が出てくる。もともと自民党案は、憲法と社会秩序を混同している。GHQ 案は間違いなく拘束される。日本の根幹である憲法を日本人でもない人が決めるのは異様。だから自主憲法を作ろうとしている。

ただ、自分たちが何に拘束されるのかわかっていない。

槇：自民党は、自らを拘束する憲法を作っているのか。

森先生：護憲主義者は、押し付けた憲法だと考えている。

城間：共有されるものでも、価値観が違うものとなる。

アンドレさん：日本らしい憲法。大日本帝国憲法

【議論】

① パースペクティブについて

中村：憲法秩序は社会的秩序と別に存在しているのではないか。

森先生：憲法秩序は社会秩序から出ている。だが、GHQは全く外側から出している。

自民党は、社会秩序の中にいる自民党員がいったん外に出てもう一回提示している。

では、どういうパースペクティブで見て、どういう風にとらえるのか。

自民党はメタで示している。もう一回外に出て新しいものを作るという発想はない。

市井：田原総一郎に憲法秩序と社会秩序について伺ったら、同じと言っていた。これはどう考えたらよいか。

森先生：政治学者は憲法秩序と社会秩序をイコールで考えている。

法学者は、法秩序で考える。社会秩序は、それ以外の媒体があるからイコールではない。

田原総一郎は、政治の力関係で見ているから憲法秩序と社会秩序をイコールで見ている。

市井：結局、イコールで見ているから、齟齬が生まれるのではないか。

森先生：憲法12条では、自由は国民の努力と書かれている。でも、12条のような憲法秩序はつらい。不断の努力。丸山真男は政治学者であるから憲法秩序イコール社会秩序。蓮舫の問題は、秩序が法や政治秩序に縛られている人にとってはナイーブな話になる。

17歳の蓮舫は普通の女の子。日本国籍を選択した。だから台湾国籍を捨てたと思っている。実は、ちゃんと放棄してなかった。なぜなら届け出を出してないから。

アメリカの場合は、憲法と独立宣言があり、フランスには人権宣言がある。

中村：これが多様性を侵害しているのか。

森先生：日本は民族的・宗教的多様性というより、若者と老人の多様性。共通なんてありえない。自民党案の日本は、抽象的がある。ある秩序を保とうという発想がある。

日本国憲法で決めた人権、自由、民主的決定などはそう。ロックのほうに行くと抵抗権がある。ドイツ憲法には抵抗権がある。自民党案は、そうじゃない。

槇：日本らしい日本。日本国らしい日本。一人一人のイメージによるのでは。

森先生：マルチプルな状態でもよい。

10月14日	Ⅲ 【国家と国民】 i 丸山と石原から見る国家と国民	1 班
--------	--------------------------------------	-----

Ⅲ-i 国家と国民—丸山と石原から見る国家と国民—

発表者：1 班

森ゼミ第三回
第一班発表

吉備彩日 小西勇輝 末次延慶 中村優士

目次

- ①プレゼンの趣旨
- ②丸山の国民に対する視点
- ③石原の国民に対する視点
- ④論点提示並びに自分たちの意見

前回のゼミで、憲法秩序と社会秩序にはズレがあることが分かった。
では国民と国家はどのように結びついているのかを考えていきたい。



外患の下、国民主義は
近代国家らしくあるための「精神的推進力」となる

丸山が定義する国民

国民とは国民たろうとするものである
近代的意味では、ただの人民・国家所屬員は国民(nation)ではない

国民になる—積極性・望ましいもの

単に文化・言語・宗教・風俗・習慣の共通性を基礎にしても、
一体性を証明する際は政治的な共通性をもとにする。

丸山が見る国民—江戸時代—



丸山が見る国民—江戸時代—



丸山が見た国民—幕末維新—

外患に対応しきれない幕府
→ 藩藩らによって明治維新

富国強兵論に基づく中央集権化＝西欧化
→ 何を国君として中央集権化するのか？

⇒ 「霸者的存在以上の伝統と神聖性を担っていることが要請される」
天皇

明治維新後に国民意識を浸透させることはできたか？

・維新後も、**士族**や**上位市民階級**のみが政治に参与した

・維新直後は、雇傭業・近代化を幕府がある程度着手

⇒ 近代国家への転換の担い手を **幕府or士族**
(どちらも国家と国民の中間機構) で争ったにすぎない

「全国人民の腦中に国の思想を抱かしめる」(福沢諭吉:通俗国権論)
ことは、維新後の思想家の命題となった。

丸山が見る国民—戦後—

・日本国憲法は西欧からの輸入 = 日本人に馴染みがない
Ex 基本的人権(自然権)

もともと自衛権(銃)が前提にある西欧
→ 国民に自衛権を浸透させれば再軍備の議論にならないのでは？

石原は一見一筋のナショナリストのように思えるが、思想の軸に天皇を置いた丸山、三島などは大きく異なっている。

「福沢諭吉は『漢書』の中でいみじくも言っている。
『立国はかゝらず、私なり』と。
それこそ、青年にとっての究極の理想であり、何事か私ごととして国を興すことの出来た青年こそが、いかなる時代の状況を超えて最も願わしい幸福な若者らしい達々しく笑う青年にちがいない。」

石原義典『国論のための日書』

天皇を軸に置いたものではない

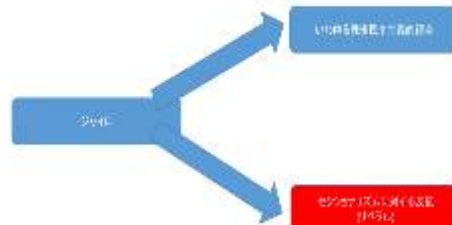
それこそ軸に置いているのだ

石原は自己の経験によって成り立つ鉛直倫理が思想の軸となっている。

.....時代や立場をも超えて垂直なというよりこの地上を生命的存在の場としているものとしての**絶対的存在の軸**、つまりジャイロが明かす**絶大な筆蹟と真実**があるはずだ。



鉄の鉛直倫理、ジャイロはナショナルな面と、ある種のリベラルな面の双方を向いている。

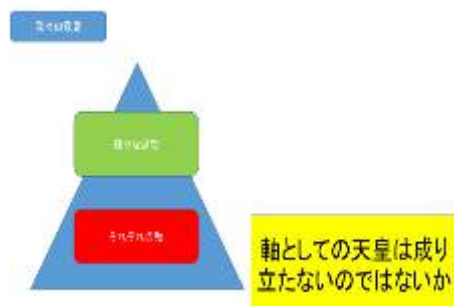
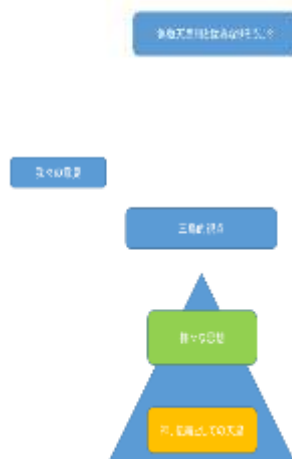


彼の独自の経験によって表象された日本が、その他多数の党員の表象と大きく異なっていたため、セクショナリズムとは石原は無縁だった。その意味でリベラル的な要素が彼に生まれた。

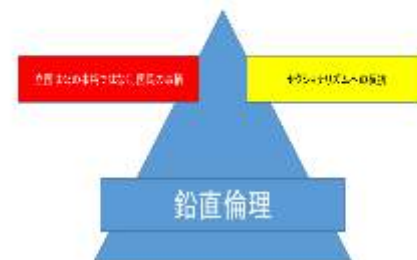


論点：自民党の草葉を見る限り、自民党は天皇を軸に国をまとめようとしているか、それはできるのか？

前文：日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いたく国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。



石原はやはりナショナリスト的な側面があるが、自らの鉛直倫理に立脚したものであるため、一般的な右翼的思想とは異なる。



《質疑応答》

- ・憲法との話があまりなかったのでは？

森先生

「日本国憲法 12 条について、そういった国民観に違和感をもつか」

「12 条は国民に与えられる自由と権利は不断の努力をもって保持するとある」

「丸山は革新派で、体制批判派である。しかし、国民観はナショナリズム」

「基本的人権はがんばって獲得したもの、しかし、それはすぐナショナリズムにつながってしまう」

「国民たらんとするにはナショナリズムになるのかは、ひとつ問題として提起できる」

・どういったときに国家の一員であると感じるだろうか？またそのとき、天皇という存在は関係してくるだろうか。

森先生

「海外旅行をしたとき荷物を失ったとする。大使館に行き、私は日本人で云々と説明し、日本人であることを証明するとき、初めて日本人であることを感謝する。そのとき天皇の顔が脳裏に浮かぶだろうか？」

「明治時代まで天皇に依拠したものではなかった。江戸時代までは主従関係が基本」

「国民意識というものを獲得するのに失敗してきた日本の歴史を理解すべき」

「アメリカは星条旗とかでつながっている」

アンドレ

「ドイツでは国家歌わない」

→移民国家、概念に統合されている？

森先生

「軸として天皇を置くということはとても具体的である。しかし、米独では抽象的な統合をなされている。」

「明治～1945 年までは、軸として天皇があった」

「しかし戦後、その意識は希薄になっていった」

「あの一家（天皇家）は継続させなければいけない。そのために何をすべきか？」

「例えば、被災地に行ったりする。それを、ありがたいことだ……と国民は受け入れる」

「それこそが、統合の象徴なのではないか。カリスマ性はいまだあるだろう。もちろんその維持のためがんばっているとも言える」

「戦時中のあり方とは別種のものである」

「存在意義を残すため、家族として食っていくための努力を日々している」

・イギリス王室をみる

森先生

「彼らもイメージのために気を使っている」

「イギリス、スペインなどは王室が連鎖的になくなる可能性がある」

「欧州の王室は階層が同じじゃないとゴハンも一緒に食べられない。しかし表面的には庶民的でないとならない」

・ 1 条、皇室典範について

森先生

「国体がなくなることの苦肉の策として現在の 1 条が生まれる」

「皇室典範を天皇家はいまだ引きずっているが、国民は違う」

「GHQ の作った軸は定着しなかったのではないか？」

「天皇家は男子単系だが歴史的にはそうではない」

「男子単系が主流である、とは日本は言えない。なぜなら農家とかはそうけい」

「これは生きてくためにはどうにもならないから」

「男子単系はある程度の経済力のある家が飾りとしてできる」

「伊藤博文とかは大名の男子単系が理想的であった」

「家族の中心は男だ！そういった家族像はいまだある（安倍首相とかも）」

・ 憲法改正について

森先生

「一月総選挙あるだろう。そして自民党どうせ勝つでしょう」

「今の制度では勝ったほうに議席がどんと来るようになる」

「投票率を見れば 6 割で、その過半数は 3 割。残りの国民は何を思うか」

「ここで、ごり押ししたら次の選挙で痛い目見るだろう」

「経済状態よければ解散するし、自民党は勝つというのは予想できる。そして投票に行く人は自民党に入れる」

10月21日	IV【天皇の位置】 i 伊藤博文と尾高朝雄をどう見る	9班
--------	--------------------------------------	----

IV-i 天皇の位置—伊藤博文と尾高朝雄をどう見る—

発表者：9班

天皇の位置

～伊藤博文と尾高朝雄をどう見る～

要点

「国体」軸からなる憲法と天皇の捉え方
「憲政」軸からなる憲法と天皇の捉え方

↓

【幕末から現代に至るまでの憲法と天皇の位置の変化】

【自民党改憲案をどう読む】

目次

(1)「国体」と「憲政」 ～天皇主権と天皇機関説～

(2)大日本帝国憲法制定と伊藤博文

(3)戦後の憲法と天皇の位置

(4)論点

天皇主権説と天皇機関説

天皇主権説（明治憲法）

天皇は「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ根據ニ依リテ之ヲ行フ」存在

1「明治憲法第4条」

天皇を尊なる象徴ではなく、国家の元首として扱い、國民を統める存在である。

代表

徳川八重・上杉操宮など

天皇機関説（現代憲法）

天皇は「国家が法人だとすると、君主や、議會や、裁判所は、国家という法人の機関だということになる。」

2「憲法草案『天皇機関説事件』

天皇は国家の元首ではなく、単なる機関として國の爲に働く存在である。

代表

美濃部達吉など

「国体」とは何か

幕末～明治初めまでの日本の一瞥人

日本社会では「主権」が民衆を統治する（統治される）あり方。

しかし、これでは「徳川幕府」という三人を攻撃し、政權を獲得した明治政府の統治正当性が危ぶまれる。

↓

異なる「主権」ではなく、別のもので國民の秩序を組織する

「国体」と「天皇」の活用

「国体」の意義

幕末における変化
国体という政治的思想

原義としては、「国の様子」
という政治性を持たない用語
↓
英国船来航による危機感などから
「一国して一国足らしめるもの」
「国家の本質」という意義へ変化
(会沢玄「新論」など)

「国家の本質」

国家の本質と一言にいうが、
具体的には何を指したのか

「国家の本質」というものが、内
省的なそれではなく寧ろ外をみて
発見される差異の事であり、更に
は「他の文化と異なっており優れて
いるもの」という考え方へ
(賀茂真淵や本居宣長等)
↓
神の子孫である天皇が統治する文
化のある日本は他より優れている
「天皇が国体の軸となる」

「天皇と国体」

このような思想に支えられた
「天皇と国体」はどのように
憲法一国家に活用されたのか

『日本国家の政治的正当性の源泉
は、天皇の祖先である高天原の
神々にあること。その万世一系の
天皇は神聖を有すること、臣民は
天皇に対し、「己を無にして服従
すべきこと』
↓
という国体概念が発達
↓
「天皇主権」説に繋がる

「天皇主権説」

天皇主権の理論

国家の政治正当性が天皇の帯びる
宗教性によって担保され、天皇の
政治性は犯すことができない。
↓
国家の主権は天皇にあり、
国会などはその輔弼を行う機関。

「国体」概念へ 抵抗する概念

憲政・国家法人説・国民主権

「国体」と「天皇」であるが、そ
の正当性に疑問を付す考えも。
→憲法立脚政治としての「憲政」
→君主機関とする「国家法人説」
→主権を国民に置く「国民主権」
↓
このような考え方を統合して
「天皇機関説」「国民主権」「民
主主義」の諸概念が立脚していく

「国体」概念へ 抵抗する概念

憲政・国家法人説・国民主権

「国体」と「天皇」であるが、そ
の正当性に疑問を付す考えも。
→憲法立脚政治としての「憲政」
→君主機関とする「国家法人説」
→主権を国民に置く「国民主権」
↓
このような考え方を統合して
「天皇機関説」「国民主権」「民
主主義」の諸概念が立脚していく

「憲政」の意義

政治闘争の結果としての
憲政国家の成立

明治当初藩閥等の主従関係を基礎
とした権力との関係が存在した。
↓
政治エリートなどの物議と共に、
政治との関係を求める国民が勃興
天皇主権ではなく、憲法と民主化
に基づく運動の推進。
擁護する法哲学の発達。

(2)大日本帝国憲法制定と伊藤博文

大日本帝国憲法制定にあたって

伊藤博文の考え

「……故ニ今憲法ノ制定セラルルに方て先ツ我國ノ基軸を求メ、我國の基軸ハ何ナリヤト云ウ事ヲ確定セサルヘカラズ。」

欧州は歴史上の流れ(革命)から憲法政治が行われることになったが、

日本はそれとは異なり、新しく制定することになる。

だから、まず我が国の機軸とは何かを考えて、確定させなければならないと考えた。

大日本国憲法制定にあたって

欧州と日本の違い

「欧州ニ於テハ……又宗教ナル者アリテ之カ基軸を為シ、深ク人心に浸透シテ、人心此ニ帰一セリ。然ルニ我國に在テハ宗教ナル者其力微弱ニシテ、一モ國家の基軸タルヘキモノナシ。」

欧州：キリスト教が機軸となっている

日本：仏教…一時期隆盛して人々の心を驚いたものの、現在は衰退中

神道…祖宗の遺訓に基づいているが、人々の心を帰一させるには力が弱い

大日本帝国憲法制定にあたって

キリスト教に代わるような日本における基軸

「我國に在テ基軸トスヘキハ、一人皇堂アルノミ。」

伊藤博文は皇室、つまり天皇を基軸にすることを考えた。

憲法における機軸だけでなく、キリスト教のような人々の生活の場におけるような

精神的機軸となることも期待した。

(3)戦後の憲法と天皇の位置

①日本国憲法は誰がつくったものが

①日本国憲法は、明治憲法73条の改正規定によって明治憲法を改正した欽定憲法である。しかし、日本国憲法は前文で国民主権に基づいて制定された民定憲法であることを宣言している。

②日本国憲法が明治憲法の改正で成立した矛盾を解くうえで考慮しなければならないことは、憲法改正には一定の限界があり、天皇主権や天皇が統治権を総攬するという国体の変革が不可能な点である。

③日本国憲法が明治憲法の改正で成立した矛盾を説明する有力な学説が、宮沢俊義の八月革命説である。

①日本国憲法は誰がつくったものが

宮沢俊義が提唱した八月革命説の概要は次の通りである。（戸部、憲法第六版）

①天皇主権主義と対立する国民主権主義を定めることは法的には不可能である。

②しかし、ポツダム宣言は国民主権主義を採用することを要求しているため、天皇主権を否定し国民主権を日本の政治原理にしなければならない。宣言の受諾は一種の革命である。

③この革命によって明治憲法は廃止されたのではなく、前項に抵触する限り重要な変革を被ったと解釈されるべきである。

④両憲法間に形式的な連続性を持たせたことは、便宜的なものであった。

①憲法は誰がつくったものが

宮沢の八月革命説によれば、日本国憲法は主権者たる日本国民がつくる憲法であり、日本国民によって運用されるものと解釈できる。

しかし、8月革命によって国民主権主義とされている日本国憲法は、天皇の存在を否定することなく「象徴」として規定している。これは名目上の天皇制と国民主権が共存していること他ならない。この特殊性は日本が共和国たりえない根拠になる。

私たちは、自らが制定した憲法にしたがうのなら、天皇制と国民主権主義のどう両立していくのかを考えなくてはならない。

②主権概念とノモス主権論

宮沢俊義の八月革命説が有力な学説となっているが、日本国憲法が誕生した時に宮沢と論争を繰り広げた尾高節雄の学説を紹介する。彼の学説は現代ではほとんど支持を失っているが、主権概念に一石を投じた。

i 国家法人説について

尾高は国家法人説について、「君主の権力を制限し人民の自由を擁護する」と一定の評価をしているが、「現実には國家の統治意志を構成する者は、現実の人である。」と述べ、国家法人説の限界を示唆している。

②主権概念とノモス主権論

Ⅱ主権概念について

国民主権主義であっても、「人が主権をもって人を支配する」ことが避けられない。尾高は人が人を支配するのではなく、ノモスが主権を持つべきだという既存の主権概念を批判した法主権論を唱えた。たとえ王であっても議會であっても、ノモスに従わなくてはいけないということである。

★ノモスとは、..

ノモスとは、法の根本原理を意味し政治の正しい筋道を意味する。

②主権概念とノモス主権論

尾高はノモス主権論を唱え、日本国憲法における象徴としての天皇制と国民主権の調和をはかろうとした。つまり、主権は天皇にも国民にも無く、ノモスにのみ存在するということである。

尾高の主張は、人が人を支配しないという点で評価できる。またある種のあいまいさをふくむため、国民と天皇の区別を留保することが可能になる。しかし、「ノモスの内容を誰が決めるのか」や「ノモスに主権ある場合、憲法に内在するノモスが憲法を改正することができるのか」という問題がのこる。

③天皇の位置はどうなるのか

Ⅰ天皇の国事行為は諸外国から見れば元首と変わりないとされている。しかし、宮沢は天皇の国事行為について「議會や閣議で決まったことを追認しているに過ぎない」と述べている。

Ⅱ天皇家は歴史的に見ると、政治に直接かわって来た時期とそうでない時期がある。長い歴史を眺めれば常に日本の象徴であったことが言えるのではないか。今後も続くのであれば、国民主権を維持しつつ象徴としての天皇制との調和を保つ必要がある。

天皇主権説と天皇機関説（再掲）

天皇主権説（明治憲法）	天皇機関説（現代憲法）
天皇は「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ精神ニ依リテ之ヲ行フ」存在 Ⅰ「明治憲法第4条」 天皇を単なる象徴ではなく、国家の元首として扱い、国民を導ける存在である。 代表 継嗣八重・上杉儀吉など	天皇は「国家が法人だとすると、君主や、議會や、若者等は、国家という法人の機関だということになる。」 Ⅱ「宮沢俊義『天皇機関説事件』」 天皇は国家の元首ではなく、単なる機関として国の為に働く存在である。 代表 英彦彰建吉

天皇に関する主な条文など

大日本帝國憲法

「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」〈大日本帝國憲法第1条〉

「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ精神ニ依リテ之ヲ行フ」〈大日本帝國憲法第4条〉

↓

日本国憲法（4項並列制）

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権を有する日本国民の総意に基づく。」（日本国憲法第1条）

「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権限を有しない。」（日本国憲法第4条）

自民党政改憲案

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇をいただく国家であつて、国民主権の下で統治される。」（原文）

「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」（第1条）

論点・・・？

・天皇退位に際し、今上天皇が「お気持ち表明」したことは主権の行使か

・自民党政改憲草案が天皇の位置を「元首」として明確化してきているが、これをどのように捉えるか。（八月革命の意義も踏まえ）

・社会に存在する様々な媒体と、天皇や憲法がどのように絡んでいくか

報告

模

「今日は天皇の位置についてです。国体軸からと憲政軸からの天皇を捉える。幕末から現代までの流れを見たのち、自民党政改憲案について検討する。」

「そもそも国体とは何か。幕末から明治期まで主従関係が中心だった。明治政府は別のもので主従関係を気づこうとした。それが国体である。」

「一国をして一国たらしめるものが国体である。内政的なものではなく、ほかの国と比較して優れている点を国体として検討した。」

「日本が当時すぐれていた点は、神の子孫である、天皇を持ち出したことだ。天皇の神聖性に宗教と政治をミックスして、天皇主権説につなげた。」

「国家の統治権は天皇にあり、主権は天皇にある。」

「立憲政治を諸外国で学んだ憲法学者は、国家法人説と国民主権説、天皇機関説に議

論をつなげた。」

「国家法人説では国家の統治権は法人たる国家にある。天皇が機関として統治する。主従関係を基礎とした関係ではない。」

形川

「突然の歴史の流れで憲法を作ることになった。欧米ではキリスト教が基軸になっているが、日本には該当する宗教がなかった。主権がどこかというのはなしを別にして、基軸として天皇を中心に据える。」

小町

「日本国憲法は帝国憲法を改正したものとして公布されたが、そこには矛盾があった。改正前の帝国憲法は欽定憲法であったのに対し、日本国憲法は民定憲法と定められたからだ。」

「この矛盾を解決するために、宮沢は 8 月革命説を唱えた。これは、ポツダム宣言が国民主権主義を採ることを要求していたことと両憲法間に便宜的な継続性を持たせる必要性があったことを指摘している。」

「国家法人説は君主の権力を抑制し、人民の自由を擁護するための機能を持っているが、人が人を支配する構造からは脱却できていないと尾高は指摘した。そのため、尾高は法こそが主権だとなえ、国民も王も法の下位に位置するとした。」

《質疑応答》

論点①：天皇退位に際し、今上天皇が「お気持ち表明」したことは主権の行使か

森先生

「憲法に従うのであれば摂政を置けばよいのではないか。それを拒否するということとは憲法違反であると君たちの班は言いたいということか。」

「自民党は特例法をおくことに、世論調査では 8 割が賛成していると言っている。これは正しくないと思う。」

中村

「世論調査の統計が間違っているのでは。」

槇

「天皇がお気持ちを言うことで議論を促しているのではないか、という考えもできるがこれは正しくないのではないか。」

森先生

「北朝鮮がミサイルをたくさん打って、北海道に落ちたら、日本は反撃するのか。9条の個別的自衛権の範囲で対処するのか。」

「日本はオリンピックを辞めて、報復するのでは。ただ感情に則って政治を決めるのは、これまで来た道の同じ轍を踏んでいる。」

「天皇の生前退位は日本共産党でさえ賛成している。」

吉備

「自身の身体について、天皇のプライベートに言及して国民が納得してしまった。これが議論の難しくしているポイントである。」

中村

「中国がミサイルをうって天皇がオーケーといったら国民が賛成するのか。天皇が呼び水となるのか。」

市井

「(発言内容不明)」

森先生

「前の天皇は病気が悪化してから逝去した。」

吉備

「昔から生前退位はあった。」

森先生

「生きているから仕事をやれといわれても無理があるのではないか。」

城間

「憲法にそもそも想定していなかった。」

槇

「これは政治的行為。」

市井

「大正天皇のときは昭和天皇が摂政をしていた。」

中村

「(発言内容不明)」

吉備

「国民感情が国会までに届くと思っていない。」

中村

「国民の中にあった要望が具現したのではないか。」

槇

「(発言内容不明)」

吉備

「明治以前は生前退位があった。」

槇

「明治憲法は退位が自由。」

中村

「潜在的な国民主権があるのではないか。」

森先生

「生前退位は皇室典範には確実に触れる。改正するか特例で変えるのかの議論している。」

市井

「退位したら天皇より偉くなるひとが出てくる。」

「死ぬまで一人の方がよいのでは。」

吉備

「太政天皇には危険がある。」

城間

「今上天皇が退位してただのおっちゃんなることはできない。」

森先生

「天皇が折衝を置きたくない理由はわからないが、息子が二人いることが関係しているのではないか。」

森先生

「小泉内閣では皇室典範改正の議論があったが、秋篠宮に長男が誕生して議論をやめた。

摂政をおくことで、次のステップの問題が発生する。また、それらにぶら下がっている官僚の出世に関わる。」

論点②：自民党改憲草案が天皇の位置を「元首」として明確化してきているが、これをどのように捉えるか。（八月革命の意義も踏まえ）

森先生

「元首になることはどうなのか。」

吉備

「元首の定義はどうなるのか。」

森先生

「ドイツの元首には政治的な力はない。」

槇

「文面的に大日本帝国憲法みたいな意味なのでは？」

吉備

「元首になることで天皇主権が復活するコンテキストでは。」

槇

「それは違う。国民主権が脅かされるってことだよ。」

中村

「変えても変えなくても同じでは。」

論点③：社会に存在する様々な媒体と、天皇や憲法がどのように絡んでいくか。

森先生

「天皇は媒体である。国民は天皇によってつながっている。憲法秩序はそうになっている。だが、私たちの秩序は異なる。」

10月28日	V【婚姻と家族】 家族とは何か？過去100年の日本家族を踏まえて i 家族とは何か：社会学と法律学の差異 ii 預貯金・土地と相続	5班
--------	---	----

V-i 婚姻と家族—家族とは何か？過去100年の日本家族を踏まえて—
 発表者：5班

婚姻と家族

～家族とは何か？過去100年の日本家族を踏まえて～

① 家族とは何か：社会学と法律学の差異
 ② 預貯金・土地と相続

家族とは？① 法律学と社会学

両者の家族観と対比

法律学は責任と権利を捉え、社会学は家族の内実を迫る。

法律学	社会学
▶ 権利（財産権、土地の相続など） ▶ 責任（親の扶養、子どもの養育など）	▶ 家族を分類 ▶ 特徴・内実を描写

家族の変遷

激変・急激の動向を駆けつづ、家族は多様化してきた。

現行憲法を契機に家族形態は大きく変化。その後は多様化へ。

明治 期20～1942	戦後 1945～70	戦後 1980～	現代 2000～
・家制度 ・戸主の権限 ・家制の継承 ・家督の伝承	・家制度の廃止 ・夫婦別姓 ・核家族 ・近代家族の終	・専業主婦の増加 ・核家族 ・再婚・再婚 ・多様な家族	・個人化の加速 ・単親世帯 ・多様な家族 ・家族の多様化

戦前の家族の形

大日本帝國憲法と家制度

統治の爲の一機関としての家族 戸主の強い権限

戸主
 家制度について
 ▶ 1889年（明治22年）に制定された日本の憲法附則
 ▶ 親族関係、戸主に家族を規定する
 ▶ 戸主に親の扶養義務

日本近代家族 旧二階建て
 (1920年代前後)
 「家」・「家制」・「家督」
 対応する住まいモデル
 「いざり屋敷の茶室」 / 「1階の茶室」

相続人は戸主の傍系親、戸主死亡の場合には、事實上保護に

- 国法970集

1. 両系統とも、前百土と同等で正しい
2. 取組が同じ場合は男子優先
3. 結婚と生計が同じ場合は嫡子優先
4. 結婚が同じ場合は性別より嫡子優先
5. 前4号の条件が同じ場合には年長を優先

事实上, 我们经常会

推定したものの



1 3 4

それは消費家族だからである。夫が死んで妻と子供二人の場合、半分が妻、もう半分を子供達の数で割って相続する。遺言があった場合は、それに従った形となる。父親が、もし子供を外に5人作っていたら、それにも財産分与の権利がある。銀行預金に1000万入っていた場合、死亡後預金は閉鎖される。配偶者だからといって、すぐにもらえるわけではない。凍結されてしまう。凍結を解除するためには、戸籍謄本を示さなくてはならない。複数戸籍がある場合は、それらを全て集めなくてはならない。それによって、相続権のある子供を明確にする。遺言書はそんなにすぐに作れるものではない。お金もかかる。みんなが作っているとは限らない。自民党の場合の議論では、安倍・麻生の家族のようなイメージがある。彼ら一族のイメージで考えて、憲法を構成しようとしている。これは、国民全体に適合した憲法であるとは言えないだろう。

論点：家族が多様化していく中で、「権利(預貯金・土地)の相続はどうあるべきか」「義務・責任はどうする?」(参考：憲法第24条 伊藤真『赤ペンチェック自民党憲法』)

吉備：家族の仲が良かったら、面倒なことにならないだろうが、実際そうではないことがあるから遺言書が重宝される。父の借金があった場合、それは家族に影響がいく。相続放棄をしても、家が父親のものだった場合はそれらを失うことになる。

小町：亡くなる前に名義を変えることはできるのか?

森先生：変えることはできる。いつなくなるかわかっているなら、変えるほうがいい。生前に変更すると、高額な税金がかけられる。それ自体を負うことができない場合がある。生前の相続はとても重く、払えない場合があるので、一般に現実的ではない。年金はどうか。6過ぎて熟年離婚をした場合、専業主婦だった場合、扶養しているので年金を折半しなくてはならなくなる。それでは生活ができない。離婚した場合、ものすごく所得の小さい世帯ができることになる。ジニ係数はこれからの日本で上がることはないだろう。自民党はこうあるべきだ(草案)と言っている。介護の話をしたらいいのではないか。義務・責任の分野でしたらどうか。次長課長の河本が、本人は高給だが、母親は生活保護を受けていて一時期叩かれた。舛添もそうである。親族との関係を切っている。個人だから良いのか、それとも義務を負うべきなのか。現行だと、夫婦は助け合う義務があるが、草案では家族になる。父・母の施設を東京に移した。家を処分した。それが今後の生活費になる。これを私は義務としてやらなくてはならないのか。弟がいるが、その間でトラブルが起きるかもしれない。昔は嫡子相続があったから、やっていたが、いまはどうだろうか? 友愛家族において、子供は成長したら、また他に友愛家族をつくる。憎んでいたとしても、それが義務であればやらないとならない。独立したとして、放っておいても、親がもし公的機関や生活保護に頼ろうとした場合、子に連絡が来る。公的機関も出費が伴うので、そうせざるを得ない。そして、収入などを調べられ、扶養せよという通告が来る可能性がある。道義的な責任があるのでは。親の責任を果たさない人がいるように、これがもし憲法で制定されても、それは実際に全員

に反映されるとは限らない。役所に言われても、絶対に手を貸さない人もいる。役所はそこまでできない。次長課長の例は、意図があって取ろうとしていたと考えられる。そこが引っかかる。第24条の助け合う責任があるというところはどのようにして明文化されたのか。老年人口が増えていく中で、介護人口の不足がどんどん深刻になる。国はそこを補うために、規定したのでは。現行憲法の前提は、個人と国家。介護の最終的な帰属先は国家であるべきなのに、それができないから、家族にしようとしている。憲法の大事なところは、個人の尊重である、と伊藤さんは述べている。憲法によって人を規定することは、あってはならない。両性の合意、というのが引っかかる。LGBTは当てはまらないことになる。LGBTは比較的新しい概念。問題ではあるが、それが憲法に反映されていない。渋谷区の条例について。制度的なものは未だない。一夫一婦、一妻多夫、一夫多妻、分婚。先住民などは、生活が反映されていて、一概に遅れていると言えない。日本にもフリーセックスの時代はあった。ドイツに大勢のシリア難民が来て、それらが一夫多妻である。ドイツではそれにいかに対応するのか。文化の多様性を認めなくてはならないが…。以前からこういった話がなされており、家族として認めたくない 右派と、イスラムの風習を認めるべきという左派。ある家族は22人いて、補助金が億単位になる。日本でも、実は少ない例であるのではないか。サウジアラビアの王様は、家族が1000人単位。みんなイブン・サウードの息子。日本だったら、戸籍を作ることができない。どうしているのか。そういったフォーマットはない。ドイツはグレーゾーンで認められている。パートナーでは権利が認められていなかったため、裁判が行われた。もしそれが認められて、内縁の関係が正当化されたらどう変化していくのか。内縁関係はまだ一対一。パートナーだと、また変わってくる。複数で、子供が各女性にいたりする。田中角栄は、婚外に2人いた。神楽坂の芸者さん。



労働価値説の揺るぎ (日本視点)

前提	ポイント
均等な労働力	働けり、生活の多様化
上流で大量生産	「に」多様な需要性
均等な消費	消費を抑制
需の増減に準ず	需増す、需減減以外に
企業数増減	需の増減に準ず
需減減	需減の増減 (一人表活用)

労働価値説の揺るぎ (日本視点)

前提	ポイント
均等な労働力	働けり、生活の多様化
上流で大量生産	「に」多様な需要性
均等な消費	消費を抑制
需の増減に準ず	需増す、需減減以外に
企業数増減	需の増減に準ず
需減減	需減の増減 (一人表活用)

進んで「国家」のために余剰労働をする者がいない

ミニマムインカムとは

ミニマムインカムとは・・・？

国が生活費を一律に保証するというもの

全ての国民に対して、生活に必要な最低限のお金を給与する。

→当初は貧民の救済措置として考えられていた。

メリットと問題点

メリット

無難に迎えられる。

→社会における労働価値観に不安がある

弊点

税入が大幅に減少し、社会サービスを維持できなくなる。

→社会サービスの提供と企業の生産性低下につながる。

税入が確保される。

社会の経済的効果



弊点

企業活動の停滞

→国に負担がかかるため、高税率を支えるのは企業活動の停滞

弊点について

→労働市場の停滞や雇用の減少が懸念される。

国内の社会福祉制度で対応できなくなる。

社会福祉制度の充実が必要

導入例

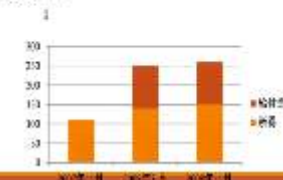
ナミビアでの導入例

→2000年から2002年にかけて導入された。

→所得は毎月1000ナミビア元(約1000円)程度

労働市場の向上と所得の向上

失業率の低下



3. 論点

①ミニマムインカムは実現可能なのか？

②実現にあたってどのように財源を確保するか

8万円をつき一人に与えるとする。日本で導入するとなったら120兆円ほどが財源が必要になってくる。

8万円×12か月分×一億二千万人分=120兆円

日本の一般会計の国家予算は100兆円ほど
...予算が足りすぎないか？

他の社会保障費を削減すれば
それなりの予算は獲得できるよ！

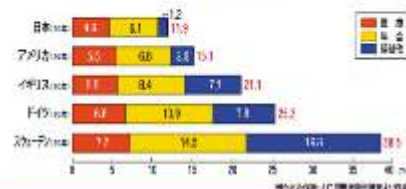
120兆円を新たに確保、ないしはねん出しなければならない。
実現するには一律で個人から徴収可能な税を徴収していくべき



大幅な一律的の増税が
BI導入には必須
例えば消費税の増税など

しかし日本の社会保障費は他先進国と比べても規模的に小さい。
そのためBIを導入しても社会保障費を削減することはできない

■社会保障給付費／国内総生産（GDP）の国帯比（％）



3. 論点

①ミニマムインカムは実現可能なのか？

実現可能ではなさそう...

②実現するとしたらどのように財源を確保するか

一律での大幅な増税

《質疑応答と議論》

論点

- ① ミニマムインカムは実現可能なのか
- ② 実現するなら財源をどう確保するのか

以下、議論

・ミニマムインカムとベーシックインカムの違いは.....？

中村

「調べている中で、政策的違いは特になという見解」

・①②について

森先生

「国民年金・健康保険・介護保険、これらは税金とは別もの。国家予算の社会保障費ではなく」

「つまり、これら全てをやめて BI に充てるというのは可能ではないだろうか」

「年金のありかたを変えたほうがいい」

「4000 万人が年金をもらっている。その人たちに払っている分のお金は、貯金ではな

くいま国民が納めているところから出ている」

「税金があがるかは分からないが、現制度にぶら下がってる機関が多すぎるのも問題」

「つまり、年金機構とかをつぶす必要がある」

「ちなみに医療保険払っていないと大変なことになる。具体的には保険証を再発行するためには半年分一括で払わないといけなくなる」

「こういった制度設計案を出せば卒論になりうるだろう」

・勤労の義務について

森先生

「ニートに対して一般の人は働きなさいと言うだろう。そういう思考しかできない我々は労働価値説が染み付いている」

「富国強兵、徴兵制に代表される勤労の義務は 20 世紀的発想」

「また、企業は国境とは違ったところで動いているから、（働くこと＝国家のため）とは一概には言えない」

小西

「働くのが当たり前という世界で育ってきた我々であるが、スイスのアンケートでは、BI 導入したのち働かなくなるという人はほとんどいなかった」

「お金のために働くわけではないのかもしれない」

森先生

「BI があることによって大学の意味も変わってくるだろう」

「また、ヨーロッパは金曜日仕事していない。そして 18 時過ぎて仕事している人はいない」

中村

「21 時退社が比較的楽じゃないかと思われる日本の労働環境はおかしい」

森先生

「電通の事件は、彼女にとって会社にしか帰属点がなかったからおこったのだろう」

吉備

「企業に働いている人が BI をもらうことの意義が変わるという話だったが、家事などの無賃労働者のあり方も変わるのでは」

森先生

「終身雇用ではなく、非正規雇用が基本になったほうがいいのかという考え方もある」

『正規雇用で終身雇用』ここに入れない人と入る人の間に厳然たる格差がある」

「では BI の導入によって社会秩序はどう変わっていくのだろうか？」

「賃金の意味が失われることで、給料の基準が変わってくる」

「いやなら辞めればいいのかという風潮ができれば、労働者側が給料を決められる」

一同

「こちらのほうが健全な社会かもしれない」

11月18日	VII【戦争放棄と安全保障】 i 行為としての戦争と安全保障	9 班
--------	--	-----

VII- i 戦争放棄と安全保障—行為としての戦争と安全保障—

発表者：9 班

戦争放棄と安全保障

～行為としての戦争と安全保障～

本日の流れ

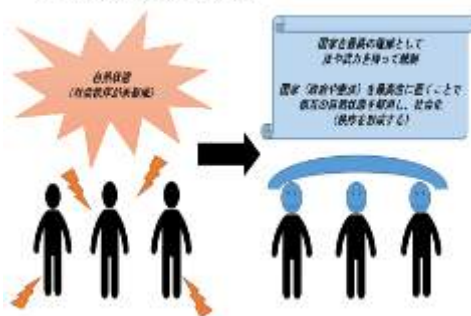
目次

- 1 国内、社会における一般的秩序（前提）
- 2 国際秩序のための「国連」
- 3 国際秩序のための「集団安全保障」
- 4 論点

時系列整理

- ① 個別的自衛権の時代
 - ② 集団的安全保障の時代
 - ③ 国際安全保障システムの時代
 - ④ 集団的安全保障・国際安全保障並列の時代
- 国内秩序と国際秩序の関係

国内における「秩序」



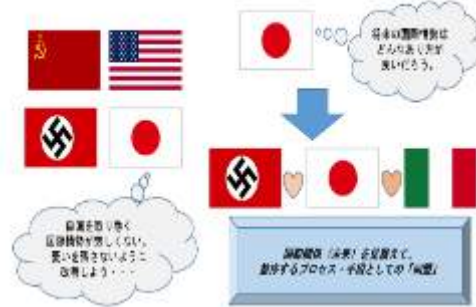
国際関係における「秩序」



自然状態における問題と反省



外交的行為としての「同盟」



集団安全保障の論理（勢力均衡）



集団安全保障の論理（勢力均衡）



自民党改憲9条（国防軍）



集団的自衛権と安保理の住み分け



論点

- ・国家間の自然状態を制御する仕組みとして、
- 集団安全保障は安保理があるが、自民党の改憲草案として、
- 集団安全保障を盛り込むことは正しいのか？
- ＝尖閣の問題や、トランプなどの問題を促える。
- ・今回の発表は、戦争を比較的顺序的行為として捉えるが
- 9条の戦力放棄や、国防軍規定、領土保全をどう捉えるか。
- ・戦争とは、安全保障とは何か。

楨

○時系列の整理

「個別自衛権の時代から集団安全保障の時代へと変わっていく時系列順に整理する。」

○国内における秩序

「国内の人々の自然状態を避ける方法→国家を最高位におき、武力と法律を以て制御する。」

○国際関係における秩序

「国家同士の争いは、緊張不安が高まり軍備の増強が起きる。
予言の自己成就的な突発的な衝突を防ぐ理性的な仕組みづくりが始まった。」

○国際連盟の時代

「各国の主権の上に存在する権威としての国際連盟を結成した。しかし、破たんした。」

○国際連合の時代

「5 大国の権威と協調によって秩序を形づくることになった。
しかし、5 大国の一致した決定はこれまで存在しなかった。権威を十分に行使することに失敗した。」

○集団的安全保障について

「戦争の定義は、国際関係の将来を見据えて整序するプロセスである。
勢力均衡は、過去の自国から現在を通して将来の自国と他国の関係を構築していく行為である。」

《質疑応答と議論》

森先生

「集団的自衛権は憲法 9 条に認められているのか？」

中村

「集団的自衛権と集団安全保障の違いがあり、もう日本は集団的自衛権を保持しているのではないか。」

森先生

「これまでは可決できなかった駆けつけ警護を今回認めたのはなぜか。個別自衛権のみしか認められていなかったのが、つい最近変わった。要するに戦争に巻き込まれる可能性があるということ。どういうのが、駆けつけ警護なのか、範囲が定まってない。個別的な自衛権ではなく集団的な自衛権があるという解釈になる。」

「日本国憲法の想定には個別的自衛権しかない、個別的自衛権さえないと解釈することができる。」

「なぜ、個別的自衛権があると解釈できるの？」

榎

「自国の領土を守る必要があるから。」

森先生

「国際的紛争を解決する目的では武力は行使できない。」

森先生

「イラクの派兵の場合は、イラクに自衛隊を送ってやらせた仕事は水を給水する仕事だけ。自衛隊の周りをオランダ軍が守っていた。自衛隊には交戦権はなかった。ところが、最近、駆けつけ警護が検討されている。」

森先生

「まっとうな判断とは、他国同様に派遣することと憲法の理念を守ることどちらなのかを考える必要がある。ドイツはアフガニスタンに派兵しているが、多くの死人が出ている。ドイツは再軍備後に NATO にも加盟しているので、最初から集団的自衛権の考え方があったのだろう。日本はアジアに派兵するのは、近隣諸国から反対が出るが、まったく関係のないアフリカなら反対はされない。どちらのまっとうな判断をするのかは真剣に考える必要がある。」

吉備

「尖閣諸島はどうなるのか。」

森先生

「第一に日本政府は個別的自衛権の発動を考えるが、中国との交戦を懸念している。」

「日本の海上自衛隊が制圧できたとしても、核も持たない日本は個別的自衛権だけで対処することはできない。」

「両軍が戦闘状態に入って死人が出たらアウト。そう言うようにならないようにするためには、日米安全保障条約に加盟していることが鍵になる。」

「しかし、実際に米軍が動くかはわからない。」

「尖閣諸島が日本の固有の領土であるとアメリカ政府は明言できない。固有の領土は強い言葉であるため、簡単には使えない。」

「固有の領土というアイデア自体は領土が海で囲まれた日本くらいしか使ってない。戦争の度に領土が変わる国において、固有の領土と言い出したら解決はできなくなる。」

「日本政府がアメリカ政府を頼るのは、沖縄返還時に含まれていたと考えているから。但し、当時尖閣諸島に人は住んでなかった。中国は当時からこの問題を注視していた。後世に棚上げした議論という中国の認識がある。」

「カイロ宣言とポツダム宣言を読む必要がある。領土を規定する事ができるのは、イギリス、アメリカ、中国、ソ連だけ、日本が勝手にきめることはできない。」

「北方領土も同じ。2島の返還合意ができるとは思わない。」

「ヤルタ会談も同じ。」

「国際法上の手続きをソビエトが踏んでないかという点、それは難しい。」

「小林多喜二の『蟹工船』を読んでも良い。」

「捉捉と得撫の間に、線を引いたのは生態学的には正しいが、国境の線としては正しい。」

「日本人には国境の概念がない。」

「竹島問題はどうか。」

「なんで李承晩は怒って竹島を占領したのか。」

「国際連盟で仕事している時にタイピストにオーストリア人女性がいて、その人と結婚した。」

「李承晩が占領した理由は、韓国が戦勝国だったかと言えるかどうかという問題があるから。韓国は日本の植民地だったため、サンフランシスコ平和条約に呼ばれなかった。そのため、存在をしめすために占領した。」

「非常に難しい関係になっているが、きちんと抑える必要がある。」

「戦争に徴兵されないためにも、そういうところに意識を向ける必要がある。」

「李承晩が失脚した後は、朴大統領が竹島の爆破を検討したことがある。」

「日本の安全保障を考えたときに、国境を意識することがある。」

「故郷に帰りたいという話と国境の話は、合わせて考えることが大切。南スーダンで自衛隊が死んだら、大変だろ？自民党もそのリスクは考えている。もしものことがあったら選挙で大きな痛手を受けるし、靖国神社の問題も出てくる。」

「御霊と言ってA級戦犯と自衛隊員を一緒に祀ることにたいする問題も出てくる。」

「1月の1週に1年生と靖国神社に行くので、行きたい人がいたら来なさい。原宿じゃないよ。」

「殉死した場合、護国神社に入れるかどうかの問題があった。靖国神社の問題は必ず出てくるだろう。過去の問題が、再生産される可能性が出てくる。」

吉備

「集团的自衛権の話の前に国境の概念が日本人にはないということですよ？南スーダンの話もあり反応がなかったような気がします。」

槇

「そんなことはないのでは。」

森先生

「平和維持活動を考えたとき、これまでも何度も行われてきているが、行く人たちは必ず武器を持った兵隊でなくてはならない。そう考えたら、自衛隊のような組織があっちはいけないかと言ったら、必ずしもそういうわけではない。」

11月25日	VIII 【地方自治の理念からみる在沖米軍基地】 i 中央・地方関係と連邦制・道州制	5班
--------	--	----

VIII-i 地方自治の理念から見る在沖米軍基地—中央・地方関係と連邦制・道州制—

発表者：5班

① 地方自治とは

地方自治とは、住民生活に関わる地域の共通事項（公共的な事柄）について、その地域に住む人々が、自らの参加によって、自らのためにそのあり方を決定し、結果について責任を負うこと。

「地方自治の本旨」

団体自治：国から独立氏や団体を設け、この団体が自己実務を自己の基幹により自己の責任において処理すること。国家に対する地方の独立を意味し、地方の領域に対する中央政府の介入を排除することを通じて、住民の自由を保障するという側面がある。また同時に、中央と地方が抑制と均衡を及ぼしあうことで、住民の人権保障に資する結果がもたらされるという、権力分立の原理に基づく考え方だともいえる。

住民自治：地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき、自己の責任において充足すること。地方政治・地方行政に対する直接の住民参加を重視するものであり、地方自治において民主主義を採用したものと言える。

Key:中央と地方が抑制と均衡を及ぼしあう

中央の権力が強くなりすぎたり、勝手に意思決定したりした場合、秩序が崩れてしまう。

この典型例として、住民自治が守られていない場合に住民が起こす住民運動がある。

② 住民運動について

・逗子市の市民運動 「住民投票請求権」について

森元孝「逗子の市民運動 池子米軍住宅建設反対運動と民主主義の研究」（御茶ノ水書房、1996年）より

- ・沖縄の米軍基地反対運動

反対運動の歴史

- ・1956 島ぐるみ闘争
- ・1960 沖縄県祖国復帰協議会
- ・1970 コザ暴動
- ・1971 沖縄返還協定調印
- ・1995 米兵による少女暴行事件
- ・1996 SACO 最終報告発表
- ・1997 海上ヘリ基地辺野古沖移設で日米基本合意

→これのゴタゴタが今まで続いている。

Ex オール沖縄から、保守派の県政（稲嶺・仲井眞県政→産業界から政治の道へ入ってきた人たち）

→その後、沖縄国際大学への米軍基地墜落事件、民主党政権（鳩山）による混乱、翁長県政へと続く

2015年 沖縄知事「沖縄の自己決定権がないがしろにされている」と国連に訴え翁長雄志市長は9月21日スイスで開かれている国連人権理事会で2分にわたって演説

「沖縄の基地問題は、安全保障、平和の問題ではなく、人権問題だということを国際的にアピールすることになる」

選挙で示された民意を無視して、基地の建設を押し進めている

要はこれらの動きは、幸福追求権・公共の福祉に関わるもの権力の分担？国-地方の関係調整が必要となる。

③ 地方分権について

国主導により全国に統一的で画一的なサービスを提供するのが中央集権である。

それに対し、サービスに多様性と迅速性を求め、身近な自治体が主導して問題解決を図ることが地方分権である。

現在は地方分権への動きが強い理由：

経済面 すでにスパンオブコントロールを超えている

行政面 土地に合った行政を行うべき、国—地方関係の見直し（機関委任事務のような形で国の一方的な関与があった）、

地方自治法などの国の法律によって規定されており、地方自治と言いながらも国が関与しているという形式には批判があった

→それに対する地方自治法制の改革の流れ

平成の大合併は市町村、つまり基礎自治体を強化するために行われた

④ 道州制について

地方分権の未来 道州制についての議論

地方の自治権の度合い

単一国家（現在の日本）＜道州制（２層制、３層制）＜連邦制＜独立（単一国家化

道州制とは、現行の都道府県を廃止し、その区域よりも管轄区域の広い道、州と呼ばれる新たな広域自治体を設置すること。

道州制が政治の舞台に登場した時代背景

1. 地方分権改革が本格化し、それに伴い平成大合併による市町村数が約半数に減少し、府県機能の空洞化が著しいこと。
2. 交通通信手段の革命により、広域生活圈、経済圏が成立し、もはや明治半ばにつくられた四七の府県の区切りは時代に合わなくなったこと。
3. 1000兆円にも及ぶ債務残高を抱え、未曾有の国家財政危機を救う改革手段として考えられていること。
4. 主要政党が地方自治強化の憲法改正として道州制を掲げ、その改正に向けた具体的な動き（国民投票法など）が始まったこと。

上記を踏まえ、具体的な道州制を導入する根拠

1. 日本を分権国家に導くため。
2. 広域化時代に対応するため
3. 行財政を効率化し小さな政府をつくるため

道州制のメリット

行財政基盤を強化する（県職員、国の出先機関職員の大幅削減ができる）

⇒団体自治を重視

行政サービスが向上する（フルセット行政の回避、スケールメリットが働く）

魅力ある地域圏、都市圏が形成できる（特色ある地域圏による都市間競争が成立）

⇒団体自治を重視

経済生活圈と行政圏を一致させる（府県廃止、地方政府の一元化で広域戦略が可

能)

⇒団体自治を重視

大都市圏の一体的運営で経済活力も向上できる（首都圏はイギリス並みの経済力）

道州制のデメリット

そもそも国民は道州制を望んでいるとは考えにくい。府県で育んだ文化を失う。

⇒住民自治を重視

制度を変える前に、現行の都道府県で広域連合をつくり広域対応したらどうか。

道州制であり区域を広げると、自治体に地域住民の声が届かなくなる。

⇒住民自治を重視

各同州の間で経済格差が広がり、勝ち組、負け組がはっきりしてしまう。

⇒住民自治を重視

あまり同州の権限を強くすると、国家全体が統一性を失いバラバラになる。

道州制を導入した場合でも、外交・国防といった面は国が担当することになる。

⑤ 沖縄独立の可能性

沖縄独立のメリット：自己決定権の回復

デメリット：まず現実的でない、それ自体が民意ではない可能性

→独立を叫ぶことのメリット 国から地方に流れる予算、軍の基地を持つ地方に与えられる予算が増える

⑥ 論点

・地方－中央関係について

地方へ権利を移譲していくべきか。それとも従来あるいは従来以上に中央へ権利を集めるべきか。

どちらが秩序や市民の生活に資するか。

→ex 住民投票条例請求の導入（逗子の例）

→ex 米軍関係経費の決定に地方の代表者たちを巻き込ませる

・トランプ次期大統領について

米軍基地はどうなるだろう、その時沖縄は？

《質疑応答と議論》

榎：地方自治の本旨では、「住民が」がキーワードとなっている。

外国人が多い地域では、どこまで「地域住民」という言葉に含めるのか。

城間：そこまで想定していない。

槇：沖縄には帰化した人が多くいる。それはどう考えているか？

城間：制度的な話なので、そこを絡めるのは考えていない。

① 地方—中央関係は、これからどうあるべきか。

森先生：地方自治は、アメリカから入れた概念である。アメリカが独立時の州は 13 州。そこに加盟するという形で今のアメリカはできている。アメリカも、ドイツも連邦国家。ドイツは 1871 年以前王国であった。その名残で今のドイツの州も、権力を持っている。イギリスも似ている。これらの国は、強大な権力が集まって一つの国になっている。だが日本は違う。よってどうしても中央が先という話になる。だから、地方分権は地方に権力を移譲するという形になっている。

地方自治の内容は、もともと日本国憲法では言っていない。国の成り立ちからしてイメージがわからないから。ちなみに、フランスは日本と似ている。

だから、日本の地方分権というのはそもそも矛盾しているのではないか。

道州制と言っても、北海道は特殊だが歴史的なことを考えるとこれでいいのかという面がある。例えば近畿地方、東北地方とかそういう枠組みで私たちは学んできた。

槇：道州制は分かれているという感じがしないと考える。

森先生：道州制は経済的合理性で考えている。集権制をより合理化しているのが道州制。

その前に平成の大合併で基礎自治体は半分に減ってしまった。例えば西東京市は、保谷と田無がくっついてできている。歴史的には別々の町だ。それをくっつけたのは経済的合理性。地方自治の本質かといったら違う。

槇：市町村の合併は、そのほうが便利だから行っているのではと思う。

森先生：上にいる人間は、地方自治を理解してないのではと思う。かつて新潟県巻町という町があった。東北電力の原子力発電所を作ることになったが、住民が反対して住民投票を行い、その結果反対派が勝利した。そして巻町はどうしたかという原発予定地の土地を買って住民に売ってしまった。東北電力はカネをばらまいて建設しようと考えたけど無理だった。しかし、平成の大合併で、巻町は新潟市に併合されてしまった。もし同じことが今起こったとして新潟市では直接請求の 50 分の 1 集めるのは難しい。巻町は人口 3 万人程度であったから、600 人集めれば直接請求が可能。それと直接請求をすると同時に、議会をリコールしなくてはいけない。有権者の 3 分の 1 の請求の委任状をもらわなくてはいけない。そしてその行動は、無償でやらなくてはいけない。

沖縄で暴行事件が起きた時に、全県で抗議活動が起こった。しかし直接請求は集まらなかった。巻町はたまたまうまくいった。もしほかの場所で行ったら、町の中が

ぐっちゃぐちゃになる可能性もある。住民自治をポジティブにとらえるべきか、そうではないか。

槇：対立を覚悟すればよいのでは？

森先生：基礎自治体を大きくした場合、住民の声がより声が通り辛くなる。昔、逗子の市民運動を調査していた時は地方自治に可能性があると思っていたが、今はそう考えていない。

地方自治は、効率性を重視している。

市井：本を読んでも、連邦制の議論では合理性で動いているように見受けられる。

お金の話が多い。市町村合併もばらまきだからうまくいったのではないか。

森先生：連邦制は歴史を持ったところが一緒になっているから成り立つ。

槇：江戸幕府の成り立ちはどうなるのか。

森先生：藩は細かすぎるから、廃藩置県を行った。

吉備：戦国時代の領地の帰属意識があるなら、日本でも成り立つのでは。

森先生：日本には天皇がいる。イギリスは、領地が集まってから女王が出来ている。

城間：自治のためには革命しかないのか？

森先生：日本の自治は、上から行っているからそうかもしれない。

② ドランプについて

中村：トランプは現実路線になってきているから、沖縄からアメリカ軍を撤退させる決断をしないのでは。

森先生：アメリカ軍も官僚だから、自身の予算が減ることに敏感であるはず。軍隊が減ることを考えないのでは。アメリカ軍が日本にいることはプラスなのではないか。お買い得。お金は出るし、戦わなくていい。

城間：少し違う。海兵隊の子どもがいたけど、沖縄からハワイに行ったら暮らしが裕福になったといっていた。沖縄はアメリカ軍でも下のレベル。

森先生：沖縄から撤退することはない。沖縄から撤退というのを考えている人もいる。自民党の中にもいるけれど、石原慎太郎レベルじゃないと選挙で勝てない。

槇：沖縄の秩序はどうなるのか。住民運動もしている。

森先生：国と地方の在り方で決定的な視点の違いがある。

中村：沖縄の人は反抗するのか？

城間：民主党政権以前、賛成と反対は半々だった。基地関係でお金をもらえているのは、一部。お金をもらえたとしても、騒音が嫌という理由で反対する人もいる。

森先生：なんで沖縄だけに基地があるのか。それを宮崎や佐賀に移そうという考えがあってもいいのでは。翁長は、他県に米軍基地を移すことに対してクソと思うかもしれない。仲井眞さんはきっと怒り出す。なぜなら沖縄に基地があることで経済

的に潤っているという考えがある。また、基地が集中していることによってアメリカに利益があると思う。

城間：アメリカの軍事的には、グアムに置けばいい。

森先生：沖縄にアメリカ軍を置けばお金が入る。一番はそれが大きいのでは。沖縄が島であることも大きいだろう。

団体委任事務の例として戸籍がある。戸籍は、国の機関にない。各市町村にある。国が管理すべきものを地方に委任しているのが戸籍。国民健康保険、国民年金もそう。

市役所の中で国の業務をやっているのが4割5割ある。明治時代に戸籍を作った時に国で全部やろうという発想があった。市町村は国の出先機関でしかない。明治時代、廃藩置県で県令を置いたとき、県令は任命制であった。任命というのは封建制と同じ発想。

地方自治という概念は日本にとって難しい。

12月2日	IX 【憲法改正の可能性】 i 日米独を比較して考える	1 班
-------	---------------------------------------	-----

IX- i 憲法改正の可能性—日米独を比較して考える—

発表者：1 班

憲法改正の可能性

一 班

目次

- ① 改憲回数が日本より高い米独から、米独において憲法がどのような存在しているのか。
- ② なぜ日本で改憲が今までならなかったのか。
- ③ 結論



憲法改正回数 9 回 (平均 1 回 17 年)

改憲制度の仕組み：

連邦議会で三分の二以上

改の理由：

- ① 社会主義への移行を要しと促されてから。
- ② 経済危機に際し政治的安定を要しているため。
- ③ 西側文化に同化する目的として独逸人への意識を鼓舞する。



憲法改正回数 国や連邦各州 11 回 50 年

改憲制度の仕組み：

- ① 連邦議会で三分の二以上賛成
- ② 各州議会 あるいは各州の国民投票

改の理由：

- ① 国政を安定させる。

ドイツ憲法、アメリカ憲法は改正の内容、そしてその手続き手法から見て、各州の賛否の戦となる憲法改正がある。

改憲回数 0 回

改憲制度の仕組み

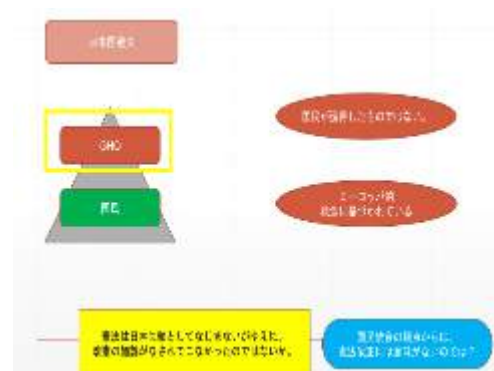
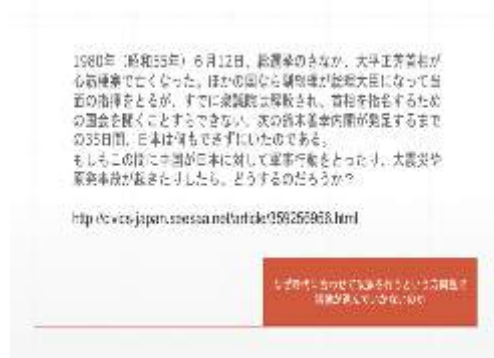
国民院で三分の二以上賛成

国民院で過半数

改の理由：

より多く国民の賛成により改憲の権利が与えられる。国民院の賛成は必要だが国民院の賛成は必要ない。

※ 憲法改正は国民院の賛成が必要



《質疑応答と議論》

榎：美濃部の議論もあるように、日本人に馴染んでいないという事があるのか

先生：平和主義という観点からは日本人に馴染んでいるのでは？

先生：GHQ が作ったからがダメだという意見もあるが、平和憲法であるからこそ変えてはいけないという姿勢は強固だとおもうぞ。そこを変えとなると自民党も危ういからこそ阿部も慎重になる。変えてはいけないという奴も相当数いる。

論点について

先生：国民投票についてどうするのかというのも曖昧だったじゃないか。つまり自民党も改憲まで考えてなかったんじゃないか。国民投票法は定めたけれども非常にリスクだ。仮に投票率が5割切ったらどうする？ 東京都議会議員選挙も5割を切るぞ。ドイツやアメリカは議会だけで決めるからこそ改憲ができる。

榎：さすがに改憲になると行くのでは？

市井：テレビ持ってなかったり 国民にとっては義務ではない。

先生：北朝鮮みたいに投票を完全義務化すればいいのか？投票に行かなかったら罰則を与える？それについてもまた国会で決議をとって、賛否両論巻起こすことになる。投票の義務は難しいもので、認知症の人とかどうするんだ？

中村：そもそも自分たちは憲法基準と国民の中での意識がずれていると思っているのでこの論点を出しました。

槇：結局統合の軸なんてあるのか？

先生：統合とはなんだ？

槇：統合とか統治になるとファシズム的なイメージが...

中村：秩序？

先生：秩序とは何だ？ホッブスみたいな万人の万人に対する？ルソーは自然主義でしょう。

槇：何らかの秩序？

先生：話が進まない。統合とか秩序の軸というものが存在するのか？

城間：軸という言葉が悪いのでは？

「こういう風に決めたんでこうしていきましょう」というシステムが秩序なのであって。アメリカとかだと自分たちの代表が議論したので、国民の総意として認めるという意味で国民投票はせずに改憲できる。

先生：日本の場合、議会で決定しても国民にまた投げるのが、意味がわからないと？面白いね。

槇：押し付け憲法だから日本にそうさせたくなかったのでは？

先生：今の話だと、アメリカやドイツでは帰属点議会であることがはっきりしている。投票率が低いのをどうするんだという議論も出たんだよ、合宿で考えよう。全部逮捕するとなると、数が多いから収監できない。なんで免許更新の時の認知症検査は全員にできないのは医者が足りないからだ。法で決めても実際に実行可能かどうかはまた別の問

題だ。罰則は効果が期待できない、行けば一万円、行けば税金控除とすれば行く。

軸がないとは、帰属点がわざと明確ではない、ということでもいいのか？

天皇退位のことだって憲法の条文をいじるつもりはないだろう？改憲できないのは、手続きが煩雑だからではなくて、帰属点がどこなのかが明確ではないからなんだな？

日本の場合、保守派の人たちはね、アメリカが日本に押し付けた憲法を自分たちで改正することで真に独立をしようとしているんだよ。アメリカの高等戦術だね、改憲して独立するすべをあたえてないんだ。

石原なんかは、人に与えられた骨が入っているだけで軸がないというんだよ。

自民党が一番心配なのは日本人が投票に来るのかということなんだよ。

改正したらしたで何かギクシャクするんじゃないか。

投票率 90%越えなんておかしい世界だぞ。

市井：昭和 41 年代とかだと 70%です。

先生：だいたい投票率は年齢と一緒になんだ。20代だと20パーセント、60代だと60パーセント。石原が強いうのもじーさんばーさんの支持があるから。

改憲もその投票率で行くとどうなる？

生産年齢人口だけで投票はいいと思う。40代だけに一生に一回だけとか。そうすれば平等では？20さいは例外的に高いから統計では除外してある。

アメリカでもクリントンの方が、票が多いから、問題だと感じるのは日本人の感覚だ。

槇：システムの問題だと思います。

先生：一票の格差という議論がアメリカで公にされないのはどうして？選挙制度は卒論のテーマになるよ。議席の数とか。比例代表とか、過半数が取ればそっちに議席が傾くんだよ、考え方によっては、それは平等ではない。

投票率が18パーセントでも、それはみんなが決めたことだからそれでもいいと考える方法もあるんだ。比例代表にも多くの種類があって、ヨーロッパとは違う。どっちが優れているかはわからないが、議員たちに有利かどうかで調整されているのは確かだ。どの種類が良いかはやってみないとわからないところがある。大統領選もそうだ。

マスコミはクリントン勝利で全て用意していたんだよ。全て必然で決まる世の中は怖いものがある。偶然性にかけるという人間の動きもある意味大事なのかもしれない。

比例区と小選挙区の議席数を変えると、やはり結果は変わって来るんだよ。

日本の場合は改憲するなら98条から帰ればいいのか？「国民投票はやめる」？それもまた国民投票だ。アメリカはとても高度なやり方で日本国論を作ったのか。日本国民はそもそも改憲できない、憲法について考えないようにさせられたのか？

護憲派や改憲派が言ってることは50年同じことを言いつづけている。そんなことは言わなくても知ってるし何も変わらない。別のことを考えなくてはならない。

12月10日	X 【秋合宿】 - i 憲法秩序と日常性—改憲と護憲の秩序論— - ii 戦争放棄と核武装 - iii 国民統合とは何か？ - iv 卒論構想	5班 1班 9班
--------	---	----------------

X-i 憲法秩序と日常性—改憲と護憲の秩序論—

発表：5班(小林ひかる 城間正人 槇大和)

憲法と日常性の構造
～改憲と護憲の日常と超日常～

発表の展望
憲法と日常の関係性

発表の展望
憲法と日常の関係性

改憲派と護憲派の関係②
葛藤する改憲派と護憲派

改憲派と護憲派の関係②
憲法—改憲の関係

改憲派と護憲派の関係②
憲法の機能と改憲派・護憲派の関係



《レジュメ》

「憲法秩序と日常性の構造—改憲と護憲の秩序論—」

報告者 榎 大和 小林 ひかる 城間 正人

0. 概要

本報告では日本の改憲と護憲を巡る秩序の性質を明らかにする。この秩序の性質において、重要な点は、改憲と護憲を巡る秩序が消失点を軸に形作られたものであるというものだ。この点を明らかにするにあたって、この報告は次の様な形で展開する。第一に、現行憲法の特徴を通時的に分析するとともに、ウェーバーの支配の概念などを用いて、憲法という制度の性質を明らかにする。

第二章では、シュッツの議論を手掛かりに、私たちの生活世界と憲法という制度がどのような水準において接点を持つのか、という事を明らかにする。これにより現代の日本の憲法秩序と日常性の大きな構造が明らかになる。

第三章では、上記までの議論を基に、繰り返される改憲派と護憲派の悶着が、戦後より続いてきた日本の憲法秩序に存在する消失点に収束するという事を指摘する。第四章では、現行憲法の国民投票という制度における、国家と国民のコミュニケーション構造を分析し、そこに存在する消失点を指摘する。第三章、第四章では他国との比較検討も行い、日本の改憲と護憲の秩序に複数存在する消失点と消失点によって展開される循環構造という性質が明らかになる。

1 憲法秩序に関して

ア憲法の歴史概説

イ日本の憲法の歴史概説

ウ憲法の機能からみる憲法秩序—媒体「法」「権力」、支配、正統性、制度—

2 私たちの日常性—アルフレート・シュッツを手掛かりに

ア日常性と超日常性

イ超日常性、レリバンズ（行為と体験）

3 憲法秩序と日常性の構造

4 改憲と護憲の秩序論

ア消失点について

イ改憲の帰属点—他国との比較—

ウまとめ

5 改憲における国家と国民のコミュニケーション構造

1. 憲法秩序に関して

(ア) 憲法の歴史概説

- ・ 立憲主義：統治者を前提に、制限を与えるもの
- ・ マグナカルタ、王権的支配を支える憲法
- ・ 市民が立法などの権利を持つ形へ

@アメリカ、フランス

- ・ 憲法の性格：権利保障と権力分立によって権力を制限する」
in 近代フランス憲法
- ・ これが次第に現在の国民主権・基本的人権の尊重・権力分立といった要素を持
つ権力者を縛る現代憲法に繋がっていく

(イ) 日本の憲法の歴史概説

- ・ 自由民権運動
- ・ フランスの影響を受けた憲法案が提唱される
- ・ しかし実際にはドイツ・プロイセンの憲法の形へ
→これは君主権の強い成文憲法
→外見的立憲主義と呼ばれる
- ・ 第二次世界大戦後
→米仏式の近代憲法へ
→大日本帝国憲法第 73 条の手続きを用いて過去の憲法を改正する形で導
入
- ・ 国民主権の現行憲法へ
特徴：
違憲立法審査権、自己拘束的な硬性憲法、国民と議会の両方投票による改
正という制度

(ウ) 憲法の機能からみる憲法秩序—媒体「法」「権力」、支配、正統性、制度—

- ・ 憲法—最高法規であり、権力抑制の装置
- ・ 憲法秩序とは、装置の作用によって為政者に一定の制約が与えられた状態
 - 媒体「法」と「言語」の作用
 - 権力行使の正当性は言語によって成文化された法に求められる。
 - 憲法秩序の内実、定義
 - ▶ 政府にとって権力行使の正当性の根拠であり、それと同時に、過
度な権力行使を抑制されるという一定の制約のかかった行為の
体系
- ・ 一方、憲法秩序は私たちの生活に政府を通じて間接的に影響を与える
 - キーワード「支配」
支配とは
 - ▶「挙示しうる一群の人びとを特定の（またはすべての）命令に服従
させるチャンスのことである」
 - ▶「こうした意味での支配（「権威」）は個々のばあいには千差万別な

服従の動機にもとづくことがありうる」

- ▶ 「つまり、この動機は、無反省なしきりからはじまって、純粹に目的合理的な打算にまでわたっている」

- ▶ 支配に必要なもの：人間の幹部（行政幹部）
→ 媒体「人」の析出

○ 日常性との関連

- ▶ 「日常茶飯の生活では、慣習やその他に物質的・目的合理的な利害が、他の諸関係と同じくこの関係を左右する」

⇒ 支配の在り方は上下下達式の一方方向性のみではなく、支配される側の主観にも支えられている。

・ 「制度」の性質

○ 理念的存在であって人々の主観的な思念の内に存在する

- ▶ 制度には人々の思念の主観性と制度のある種の協働性ないし客観性との間に矛盾が存在する事になる。

- ▶ 制度とは、この矛盾を含んだ次のような構図の下で成立している

a. 制度知識所属の主観性

b. 制度知識の客観的妥当性の主観的前提

（この知識は客観的に正しいと主観的にみなされている事）

c. 観察とコミュニケーションを通じての妥当性確認

（cf. ロールズ「反証的均衡」

d. 制度知識の揺らぎ

（ex. 9 条は間違っているんじゃないか？）

⇒ 「制度という現象はこのようにして、基本的にはあくまで個人的な意味世界に帰せられるものでありながら、同時に協働的なものとして成立する事が出来る。」（盛山 1995）

- ▶ 憲法は人々にとって、個人的な意味世界に帰せられるものでありながら、同時に協働的なものとして成立する

- ▶ 尚且つ、憲法は最高法規であり社会構造の最上流部に位置するから、憲法と人々の間には他の制度よりも多くの行政組織（＝媒体「人」）を介在させる

2. 私たちの日常性—アルフレート・シュッツを手掛かりに

（ア）日常性と超日常性

- ・ 日常性：（私たちが持つ）日常の自然的態度であり、私たちの日常世界
- ・ 日常世界：所与として見出す現実

○ シュッツは以下の項目が私たちの自然的態度に所与のものとして与えられていると述べる。

- a. 共在者たちが身体的に存在している事
- b. それらの身体には、私のものと原則的に類似の意識が伴っている事
- c. 私の周囲生活にある外的世界の諸事物と、共在者たちの周囲世界にある外的世界の諸事物は同一であり、原則的に同一の意義を持っていること。
- d. 私は共在者たちとの間で相互関係と相互作用を打ち立てる事が出来るという事
- e. 私は共在者たちと意思を疎通する事 ができる
- f. 分節化されている社会的あるいは文化的世界は私と共在者たちにとって準拠枠として歴史的に、しかも「自然的世界」と同じように疑いのない仕方で、あらかじめ与えられている事
- g. 私たちが自らをそのつどそのなかに見出す状況の中で私がもっぱら自分で創り出したのはそのほんの一部に過ぎないということ

⇒この中で制度と関わるのはfの指摘。

私たちにとって、「憲法」「憲法秩序」「制度」は「自然的世界」と同じように疑いのない仕方で、あらかじめ与えられている。

しかし私たちはそれらに疑問を持つ事ができる。それはなぜか。

⇒レリバンس

(イ) 超日常性、レリバンス (行為と体験)

- ・ 媒体「身体」「言語」
 - ▶ 主題的レリバンス (媒体「身体」)
 - ▶ 解釈的レリバンス (媒体「言語」)
 - ▶ 動機的レリバンス (媒体「言語」)
- ・ 超日常性
 - ▶ 自分、ないしは自分の周囲環境のメタ化
 - ▶ 上記3つのレリバンスを連続させ、蓄積させた先に超日常性が生まれる
- ・ 国家のレリバンスと国民のレリバンス
 - 国家のレリバンス

(行政の構成員間で成り立つ意味体系)

- ▶ 官僚制 (=官僚的支配)
- ▶ 巨大な上意下達式行政システム、
強固な体系
- ▶ 書類主義(媒体「言語」)

○ 国民のレリバンス

- ▶ 一人ひとり異なる、
ある関係における意味体系
- ▶ 「制度」が主題化されたとき、
国家との関わりが生まれる。

○ 異なるレリバンスを持った「人」の関わり

- ▶ 相互作用を通じ、異なるレリバンスを
「調整」する
- ▶ 徐々に互いに理解可能なレベルの
レリバンスが構築される
- ▶ しかし、国家—国民の関係では、国家のレリバンスは強固で、
非対称な関係になる

3. 憲法秩序と日常性の構造—

憲法秩序は、政府の権力行使に一定の制約のかかった行為の体系である。またそれは、人々に行政を通じて上意下達式に影響を与える一方で、私たちは日常性の中で、各種レリバンスの積み重ねにより超日常性を獲得し、憲法との接点を持つ。

しかしそこには国家と国民という異なるレリバンスを持つもの同士の非対称な関係性があり、ここに日本における改憲と護憲の秩序と、日本の憲法秩序と日常性の構造に接近するポイントが存在するだろう。事項より、その点を詳しく見ていく。

4. 改憲と護憲の秩序論

(ア) 消失点について

- ・ 誕生する順序：改憲派→護憲派

【改憲派】

- 改憲の行為体系 (図参照)
- 改憲に至らない改憲派の循環構造
- 帰属先が国民投票(国民)という曖昧さ

【護憲派】

- 改憲派に連なる形で展開される行為体系
- 循環構造に連なる循環構造(図を参照)

(イ) 改憲の帰属点—他国との比較—

【日本】

- ・ 憲法 96 条と 97 条 1 号、および国家投票法によって規定

○ 国会の発議→国民の承認→公布という諸段階

- ・ しかし、発議について規定されているといえど

「憲法改正は、各議員の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で国会が発議し、国民に提案してその承認を得なければならない」などの規定に複数の解釈があるという問題

Ex.)

- 公職選挙法であらかじめ定められた理論的な人数

(法定議員数) なのか

- 欠員を差し引いた現在議員数なのかなど

- ・ 国民の承認のフェーズにも同様の問題が

Ex.) 有権者総数、投票者総数、有効投票数の

いずれの過半数にするかなどの論争

※有効投票総数を決定する国民投票法が憲法学説を無視しながら成立をしている。

- ・ 大日本帝国憲法との比較

大日本帝国憲法第日本帝国憲法 73 条

国民投票の規定はなく、両議院の出席 3 分の 2 以上—出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で決定という形になっていたが、これはアメリカなどの憲法改正のあり方と類似しているといってきた。

⇒結果としてより改正ということに関して、不透明性が増したと言える。制度そのものにも消失点が存在する

硬性憲法の例としてオランダ・アメリカ・スイス

【オランダ】

- ・ 改正の要件

オランダでは下院において改正案を過半数で賛成を得た場合、議会を全て解散し新議会両院で投票総数 3 分の 2 以上の賛成の場合、改正が実現する。

- ・ 議会解散と国民投票

これは、国民が責任を持つことを国政選挙と絡めることで、直接性を持たせる取り組みであると言える。この憲法改正は、王の布告によって成立する特徴が存

在する。

【アメリカ】

- ・ 国民投票は必要でない。
- ・ しかし両院での三分の二の賛成による発議ないしは全州の三文の二が一致した要求で発議のための憲法会議が召集される。
- ・ そのような発議が完了した後、全州の4分の3以上の州議会で受け入れられることが要件になり、憲法が修正、改正される。
- ・ アメリカは、国民投票こそないものの、総議員ではない状態で発議できるということは、日本と共通していると言える。
- ・ アメリカの政治学者ルッツは、州を構成する連邦国家の憲法改正が非常に難しく、比較こそしにくい非連邦国家である日本よりも、アメリカでの憲法改正は手続きの要件的に難しいとしている。

But 日本よりも改正や発議が多い

(アメリカまとめ)

アメリカでは、議会が明確な帰属点になっており、発議や改正のその他手続きにおいても、改正の軸となり得る。

【スイス】

- ・ 発議
「国民提案制度」として「10万人以上の賛成」で憲法の全面または部分改正が要求できるが、全面改正には国民投票、部分投票には連邦議会の同意が必要になる。
- ・ 部分投票はその後改正草案を国民と州に対し投票に掛けさせる。その改正草案に関して続行可能であると判断された場合は、改正草案を基に、さらなる草案を作成し国民投票。
- ・ もし、連邦議会両院で意見が食い違った場合、全面改正をするかの国民投票にかけ同意された時、両議員は解散し選挙で新たな両院が構成されるという直接民主制と間接選挙のシステムをふんだんに使って、憲法改正に関して高いハードルを設けている。
- ・ しかし、このような高い要件なのに、スイスは140回もの改正を経ているということである。

(スイスまとめ)

スイスでは、憲法の改正に関して、国民が重要な主体となっている。だが日本と違

い、発議という憲法改正に際して最初の入り口までもが国民となっており、憲法改正に賛成する国民が明確な帰属点となるよう設定されている。この事が、スイスで多くの改正がされている原因のひとつと考えられる。

(ウ) 第4章まとめ

改憲派と護憲派の議論を通して、両者の帰属先は憲法という制度にあるように見えながら、実際には明確な帰属点を持たない状態になっている事を述べた。これは制度的には、日本国憲法が、憲法改正の手続きとして国民投票に帰属点を求めているからである。だが、国民個々人に帰属点が求められるという事は同時に、明確な点があるようで消えてゆく消失点であるという事に他ならない。改憲派、護憲派の両者は、この消失点の下に、終わりのない循環する行為体系を形作り、

また、憲法改正という手続きについて、日本は行政の発議—国民投票という、憲法改正の手続きの入り口から出口が行政の担当する構図になっていると述べた。各国と比べてみると、この構図は日本国憲法の特徴ともいえる特異なものである。先に挙げた国々は、議会や改正を志した国民が、憲法改正という行為体系を成り立たせる明確な帰属点となっていた。

事項からは、入り口と出口を行政が担うという日本の特徴がどのような意味を持つのか、という事に焦点を当てて論を掘り下げていく。

5. 国民投票における

国家と国民のコミュニケーション構造

国民投票という制度において、改憲と護憲を巡る秩序、行為体系を考察する。

(ア) 国民投票＝国家によって発議され、国民に投機され、投票を通じて国家へ帰る。

- ・ 投票行動の○●※図で書く
 - ▶ 主題的レリバンス（＝国民投票の認知、興味）
 - ▶ 解釈的レリバンス（＝候補者の認知、興味）
 - ▶ 動機的レリバンス（＝自分の意見、投票行動のメタ化）
 - ⇒上記それぞれが連続し、蓄積されて実際の投票行為に繋がる
- ・ 解釈的レリバンスの構造
 - ▶ $P*B>C$ （＝合理的選択モデル）
 - ※ $P=○●$ 、 $B=benefit$ 、 $C=Cost$
 - ▶ 国民それぞれが、解釈の内で C を P, B が上回ったとき初めて投票に繋がる
 - ▶ 各行為において消失点が析出する
 - ⇒消失点が複数存在する非対称な国家と国民のコミュニケーション構造

6. まとめ

- (ア) 憲法は単なる支配の形ではなく、相互に構築される権力関係の結果として発生し、支配ではなく権力関係を構築する。
- (イ) 改憲派、護憲派の相互の挫折と拡大。
- (ウ) 大日本帝国憲法や他国の憲法のように帰属点が生じている憲法と異なり、日本国憲法の場合複数の消失点が存在し、拡散する。
- (エ) 異なるレリヴァントの体系、共有される国家のレリヴァント。

7. 論点：

- (ア) 現行憲法改正の可能性とその方向
- (イ) 日本において設定し得る帰属点はどこか

《議事録》

論点

- ① 現行憲法改定の可能性とその方向性
- ② 日本において設定し得る帰属点

先生：帰属点とは消失点

疑問点

形川：アメリカの帰属点も日本と同様曖昧では？

問題は帰属点の話ではないのでは？

→城間：アメリカの場合、議会の裏でやりとりがあるかもしれないが、一応議会が機能している。議会で決められている。しかし日本はそれさえできていない。

牧野：変えやすい憲法が必要かもしれない。人によって日常は全く違う。

しかし絶対に変えてはいけない部分はあるべき。

ドイツの憲法がモデルになりそう。

荒木：現代日本において帰属点を求めるのは不可能ではないのか。

不確実性が高まっている社会において1つの帰属点を置くのは無理そう。

しかし憲法の場合は1つにしないと意味がない？

憲法という考え方がもう古いのかもしれない。

→城間：憲法の条文をどのように考えるのか、という軸は作れそう。

内容に関しては1つに絞るのは難しい。

瀬古：帰属点の先の設定は恣意的に思える。

→牧：国家としてどのような存在になりたいのかを考えたときに、どの国においても恣意性は生まれてくるはず。

吉備：帰属点はどのように設定できるのか？なぜ帰属点を探すのか？

先生：日本の憲法は特殊

外装的に憲法を作っている（近代化するため）

アメリカやドイツの場合、どの州も全て憲法を持っている

→州として国家がある、その集まりだから最終的に議会で決めればいいという意識

識

最終的な帰属点は州

一方明治以降日本は連邦制を考えたことがない。

日本の憲法は恣意的にやっている、あまり根拠がない。

住んでいる人たちの帰属点がそこに本当にあるのか？憲法だけがぼつんと浮いている

結局護憲派と改憲派が無限交代していく。

X-ii 戦争放棄と核武装

発表：1班(市井杏 吉備彩日 小町貴之 末次延蔵)

戦争放棄と核武装 ～日本が核兵器を使用する可能性を問う～

冬合宿1班 市井杏・吉備彩日・小町貴之・末次延蔵

①導入

②第9条と戦争放棄

③非核三原則と安保、アメリカの核の傘について

④核武装をした国家の具体的事例

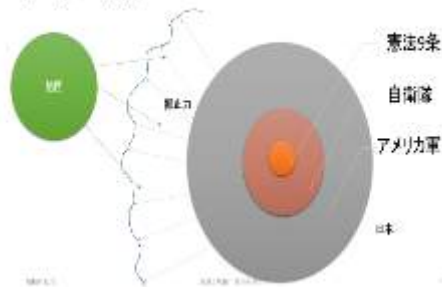
⑤結語

2024.12.29

戦争放棄と核武装

8

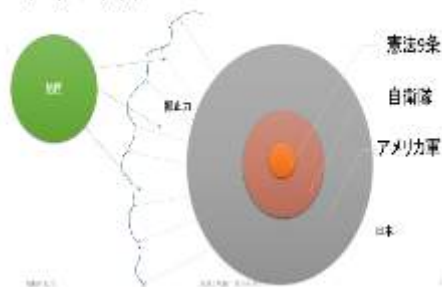
日本の平和



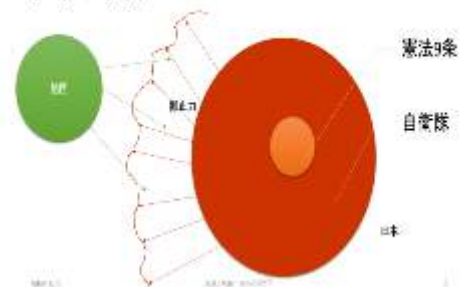
建前と本音

- 日本は憲法で戦力の不保持を謳いながらも、「戦力」ではない自衛隊や潜在的な戦力を持っている。
- 同様に、戦争放棄の理念を掲げながらも実際は「戦争放棄」していないのではないか。
- このような建前は、1950年の朝鮮戦争時に創設された保安隊のころからはまっている。

日本の平和



日本の平和



岸信介の核武装合憲論(1982年)

- 「核兵器という言葉で用いられている各種の兵器を(中略)、名目が核兵器であればそれが憲法違反だ、秋山委員のお考えはそういうふうなようです。が、**そういう性質のものじゃないのじゃないか、(中略)やはり憲法の精神は自衛ということであり、その自衛権の内容を持つ一つの力を備えていくというのが、今の我々の憲法解釈上それが当然のことである。しこうしてそれぞれの科学の発達からやはり兵器の発達というようなものにつきましては、科学の研宄をしていかななくてはならぬという趣前に置きまして、いつまでも竹やりで自衛するという性格のものではなからう。」**

新報東京、(昭和57年)10月、文芸春秋、1982年



核の傘のジレンマ

- アメリカの核の傘は本当に機能するのだろうか。ワシントンで差し出して東京を守るだろうか。
- 日本が独自に核開発をすれば、経済制裁をはじめ多くの困難が待ち受けている。
- 潜在的な戦力、技術抑止から一歩踏み出した状態とは？

日本国憲法第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦争放棄に関する国際法の歴史

1920年国際聯盟規約

⇒前時代的な「戦争の自由」を制限するのみ。

1924年ジュネーブ議定書(発行せず)

⇒聯盟規約の紛争解決法について不完全な部分を補い、すべての国際紛争に対して拘束力のある解決を行い、戦争の禁止をより一層徹底化させようとした。

1925年ロカルノ条約(イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー)

⇒自衛権行使などの例外を明確に設けた上で、少なくとも加盟国間においては、戦争や武力行使(攻撃・侵入)の禁止を明確に義務付けた。

1928年パリ不戦条約

2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

12

戦争放棄に関する国際法の歴史

1928年パリ不戦条約(日本は1929年6月批准)

第1条 締約国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを非難し、かつ、その相互の関係において国家政策の手段として戦争を放棄することを、その各々の人民の名において厳粛に宣言する。

第2条 締約国は、相互間に発生する紛争又は衝突の処理又は解決を、その性質または原因の如何を問わず、平和的手段以外で求めないことを約束する。

⇒国際紛争解決のために戦争に訴えることを禁止し、

国家の政策の手段としての戦争を放棄

2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

13

戦争放棄に関する国際法の歴史

1928年パリ不戦条約(日本は1929年6月批准)

⇒国際紛争解決のために戦争に訴えることを禁止し、国家の政策の手段としての戦争を放棄

BUT ・アメリカのケロッグ国務長官の発言

「この条約は自衛権を否認するものではない」

・締約国に対する制裁規定を欠いている

・自衛の範囲を過度に広げその国の権限地そして利害関係地域まで含んだ

・違法とされたのは(正式な宣戦布告を経た)「戦争」のみであって

2024/5/29

それに至らぬ「武力行使」ないしは「事変」は含まれないという解釈

14

よくわかる自衛権！



2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

15

よくわかる自衛権！



2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

16

日本国憲法成立過程

1945年10月 憲法問題調査委員会発足(委員長:松本浩治)

1946年2月3日 マッカーサーノート(平和主義に関するもののみ抜粋)

「国の主権の権利としての戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてさえも、戦争を放棄する。日本は、その防衛と保護を、いまや世界を驚かしつつある異常な理想にゆだねる。

いかなる日本の陸海空軍も、決して認められず、いかなる交戦者の権利も、日本軍隊に決して与えられない。

1946年2月11日 「臨時命令案」を日本政府に交付

1946年3月6日 日本政府、GHQとの共同作業を経て「憲法改正草案要綱」を発表

1946年4月17日 日本政府、「憲法改正草案」を発表

枢密院、衆議院、貴族院で可決

1946年11月3日 交付

2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

17

幣原とマッカーサーの平和思想

幣原喜重郎の外交信条

「国際協調、恒久平和、共存共栄、対支不干涉」

戦後の発言

「我々の子孫をして再びこのような自らの意志でもない戦争の悲惨事を味わしめぬよう、政治の相立から改めなければならぬということを私はその時深く感したのであった。(中略)憲法の中に未来永劫そのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならぬ」

2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

18

幣原とマッカーサーの平和思想

マッカーサーの平和思想

「戦争の放棄は、ある意味では日本の戦争能力の破壊の論理的帰結ではありますが、しかしそれを超えて、国際社会において武力に訴える権利の放棄にまで至っているのです。このことによって日本は、正義と寛容と普遍的な道義が効果的に支配する国際社会への信頼を表明し、国民の安全をそこに委ねたのです。」

「私は、もし戦争を廃絶することになれば、自らの地理的な境界線の中で良好な状態を維持するのに、[すなわち国を守るために]必要とされるのは、警察と保安部隊程度の武装で充分であらうと確信致します。」

⇒戦争放棄を日本国憲法にとどまるものではなく、

世界へ広げようという考え

2024/5/29

資料:2024/5/29/2024/5/29

19

日本国憲法成立過程での政府の見解

1946年6月25日 吉田茂内閣総理大臣 衆議院本会議での発言
「国の主権の象徴たる戦争と武力に依る威嚇又は武力の行使は、他
国との間の紛争解決の手段としては永久にこれを放棄(ほうき)するも
のとし、進んで陸海空軍其他の戦力の保持及び国の交戦権をも之
を認めざることに致して居るのであります。」
1946年7月1日 金澤徳次郎国務大臣 帝国憲法改正委員会
「(戦争放棄に関して)わが国自ら常に身の虚勢に立って、全世界の
平和愛好諸国の先頭に立たんとする建意を明かに致しまして、**永久
平和を希求するのみが大原則を力強く宣言した**のであります。」

1946年6月25日 吉田茂内閣総理大臣 衆議院本会議
「戦争放棄(ほうき)に関する條案の規定は、直接には自衛権を否定は
して居りませぬが、第九條第二項に於て一切の軍備と國の交戦権を
認めない結果、**自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したも
のであります。**従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦はれたの
であります。満洲事変然り、大東亜戦争又然りであります。……茲に我
が國に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先づ第一自ら進ん
で放棄する。放棄することに依つて全世界の平和の確立の基礎を成
す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献す
る決意を先づ此の憲法に於て表明したいと思ふのであります。」

日本国憲法成立過程での政府の見解

1946年8月24日 芦田均委員長
「近代科学が原子爆弾を生んだ結果、将来万一にも大国の間に戦争
が開かれる場合には、人類の受ける惨禍は測り知るべからざるもの
があることは何人も一致する所でありませう。我等が進んで戦争の否
認を提唱するのは、単り過去の惨禍に依つて戦争の忌むべきことを痛
感したと云ふ理由ばかりではなく、世界を文明の壊滅から救はんとする
理想に発足することは云ふまでもありませぬ」

1946年8月24日 芦田均委員長
「近代科学が原子爆弾を生んだ結果、将来万一にも大国の間に戦争
が開かれる場合には、人類の受ける惨禍は測り知るべからざるもの
があることは何人も一致する所でありませう。我等が進んで戦争の否
認を提唱するのは、単り過去の惨禍に依つて戦争の忌むべきことを痛
感したと云ふ理由ばかりではなく、世界を文明の壊滅から救はんとする
理想に発足することは云ふまでもありませぬ」

日本国憲法成立過程での政府の見解

1946年6月25日 吉田茂内閣総理大臣 衆議院本会議
「戦争放棄(ほうき)に関する條案の規定は、直接には自衛権を否定は
して居りませぬが、第九條第二項に於て一切の軍備と國の交戦権を
認めない結果、**自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したも
のであります。**従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦はれたの
であります。満洲事変然り、大東亜戦争又然りであります。……茲に我
が國に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先づ第一自ら進ん
で放棄する。放棄することに依つて全世界の平和の確立の基礎を成
す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献す
る決意を先づ此の憲法に於て表明したいと思ふのであります。」

1946年6月25日 吉田茂内閣総理大臣 衆議院本会議
「戦争放棄(ほうき)に関する條案の規定は、直接には自衛権を否定は
して居りませぬが、第九條第二項に於て一切の軍備と國の交戦権を
認めない結果、**自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したも
のであります。**従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦はれたの
であります。満洲事変然り、大東亜戦争又然りであります。……茲に我
が國に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先づ第一自ら進ん
で放棄する。放棄することに依つて全世界の平和の確立の基礎を成
す、全世界の平和愛好国の先頭に立って、世界の平和確立に貢献す
る決意を先づ此の憲法に於て表明したいと思ふのであります。」

日本国憲法成立過程での政府の見解

すなわち、日本国憲法成立過程では

- ・自衛権も含めた戦争放棄を行う
- ・平和主義の理想を掲げ、世界のパイオニアになる

この二点を政府は考えていた。

⇒世界情勢の変化で、見解が変化していく

東西の冷戦

1947年トルーマンドクトリン(ソ連対抗の政策)
マーシャルプラン
1948年大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ成立
1949年東西ドイツの分離
中華人民共和国の成立
1950年朝鮮戦争勃発



1947年トルーマンドクトリン(ソ連対抗の政策)
マーシャルプラン
1948年大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国がそれぞれ成立
1949年東西ドイツの分離
中華人民共和国の成立
1950年朝鮮戦争勃発

アメリカの占領政策の転換

1948年アメリカ陸軍長官ロイアルの演説
「日本を極東における全体主義(共産主義)に対する防壁にする」

背景...

- ・東西冷戦体制の形成
- ・中国内戦による中国共産党の優勢と
朝鮮半島における南北分離状態の固定化

アメリカの占領政策の転換

1948年アメリカ陸軍長官ロイアルの演説
「日本を極東における全体主義(共産主義)に対する防壁にする」

【転換前】日本の非軍事化
⇒【転換後】民主化よりも反共の防波堤に

憲法9条の解釈の変化

1949年川村外務次官
「**自衛権、自衛戦争は放棄したもの**」
1949年西村英約局長
「憲法9条第一項は、国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使は
これを放棄しておりまして、直接には自衛戦争にはあたりません。しか
し第二項で一切の軍備と國の交戦権を認めておりません結果、**百年のた
めの戦争も放棄したものとして解いたしませぬ。**自衛権の行使が戦争または武力
の行使、こういう場合、わが國は保護のいかに問はず、すべての
戦争または武力行使を放棄しておりますから、そういう形式まゝ自衛権は
ないものと解します。しかし、多量に不正の脅威が現に起こる場合、
かような事態の場合、やむを得ずこれを武力をもって排除することをも容
れたものとは考えません。」

憲法9条の解釈の変化

1949年11月21日 吉田茂内閣総理大臣

「日本は戦争を放棄し、軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもって国家を自衛する、守るといふ権利はむしろあると思います」

⇒自衛権を認める方向にシフト

国史館文庫 国会文庫「戦後文庫」

憲法9条の解釈の変化

1951年1月1日 マッカーサー

「もし、国際的な無法律状態が引き続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、第九条の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らねばならなくなることは当然であり、自由を尊重する他の人々と相俟って、国際連合の諸原則の枠内で力を調整するに力を以てすることが諸君の義務となるだろう」

国史館文庫 国会文庫「戦後文庫」

憲法9条の解釈の変化

1951年2月16日 衆議院予算委員会 吉田茂

「日本の安全は日本の手で守る、守る権利があり、また義務がある。それが自衛力である。」

1951年11月9日 大橋秀経総裁

- ・自衛権は国際法上の国の基本権
- ・自衛力とは国家防衛のために必要とする力
あるいは自衛のために用いる力。
- ・戦力は自衛上の動機を論外とした戦争する力。

国会文庫 国会文庫「戦後文庫」

自衛隊の成立

1954年 自衛隊の創設

対外的な武力行動も行いうる自衛隊について、これを自衛権にもとづく自衛力であると考えた。

「直接侵略及び間接侵略に対してわが国を防衛することを主たる任務」とする。

自衛隊法88条第一項

第七十八条一項の規定により出動（＝防衛出動）を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため必要な武力を行使することができる。

国会文庫 国会文庫「戦後文庫」

憲法9条の解釈の変化

1950年1月1日 マッカーサー

「日本国憲法の規定はたとえどのような理由をならべようとも、相手方からけしきけてきた攻撃に対する自己防衛の権利がたい権利を全然否定したものと絶対的に解釈できない。それはまさに敵対によらぬ国際正義を国際正義の終局的権利と固く信じて、ること大力強く示したものにやならない。しかしながら、拒絶をこととする国際的諸派団が今日のように強欲と暴力で人間の自由を侵襲しようとする地上を徘徊している限り、諸君の掲げるこの新しい理想も全世系から受け入れられるまでにはなおかなりの時間がかかるものと考えなければならない。」

1950年7月警察予備隊が設置

国史館文庫 国会文庫「戦後文庫」

※国連憲章の自衛権に関する記述

国連憲章51条

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、恒久的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって所管国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復の為に必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」

国史館文庫 国会文庫「戦後文庫」

憲法9条の解釈の変化

1952年3月6日 吉田茂の発言

「私に暴力を振ってはいけないと言っているのではない。再軍備はしない。再軍備は（自分）にしないと言います。憲法に基いてあります。これは国際法上の原則に基いて、決して武力攻撃の手段にないということをお断りしておきます。自衛手段の武力を振ってはいけない。が、日本としては、今、今日考えていることは、一に国家防衛、日本の安全、独立を維持するための自衛力を養うのであって、これが我々にも再軍備には考えないのであります。」

⇒国民の安全に、発言撤回

1952年3月10日

「たとえ自衛のためでも戦力をもつことにはいかなる再軍備でもありまして、この場合には憲法の改正を要するということを私はここに改めて断言いたします」

国史館文庫 国会文庫「戦後文庫」

憲法9条の解釈の変化

1954年12月 9条に関する政府見解

「憲法は戦争を放棄したが自衛のための抗争は放棄していない。

①戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、『国際紛争を解決する手段としては』ということである。

②他国から武力攻撃があった場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであって、国際紛争を解決することは本質が違ふ。従って自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない」

国会文庫 国会文庫「戦後文庫」

憲法9条の解釈の変化

1948年以前：自衛権も含めた戦争放棄を行う。

1948年以降：自衛権は認められる。

自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、
国土を防衛する手段として武力を行使することは、
憲法に違反しない。

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

○衆議のしと、**専守防衛**を防衛の基本的な方針として武力増強としての自衛隊を保持する。

○憲法上保持できる自衛力に、**自衛のための必要最小限度**のもの。

○自衛力が憲法第9条第2項で禁止されている「武力」にあたるか否かは、保持する自衛の武力についての問題。自衛隊の様々な活動の保有の可否は、それを保有することで、日本の存続する自衛の武力がどの程度を越えることとなるか否かにより決められる。ただし、**性急上早に相手国領土の武力的な侵襲のためにのみ認められる、いかなる攻撃的兵器（大規模なミサイル、長距離弾道ミサイル、攻撃型空母）も保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を越えることとなるため、いかなる場合にも許されない。**

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

○政府は、日本に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきであると判断している。

※国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合があり、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるもの。

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

○憲法第9条第2項で「国の交戦権は、これを認めない。」の、「交戦権」とは、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

○国を防衛するため必要最小限度の実力を自衛権として行使することは当然のこととして認められている。日本が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の概念のものである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

日本国憲法では主権国家としての固有の自衛権を否定していない。
そのためその行使を委付ける自衛のための必要最低限の実力を保持することは憲法上認められる。

- 憲法第9条のもとで許容される自衛の措置としての「武力の行使」の新三要件
- わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
 - これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
 - 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

○自衛権は外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

○自衛権を行使できる地理的範囲は、必ずしも領土、領海、領空に限られないが、具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

○武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるため憲法上許されない。

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

○政府は、日本に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきであると判断している。

※国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合があり、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるもの。

憲法9条が

自衛に認められる武力

が

現在の日本政府の憲法9条の解釈

「自衛のため」であれば、認められる
「安全保障理事会の決議前まで」なら自衛権は国際法上認められる

⇒日本国内を守るためなら核兵器を所持することが認められるのでは？

憲法9条が

自衛に認められる武力

が



非核三原則

「核兵器をもたず、つくらず、持ち込ませず」

- 1967年 佐藤栄作首相が衆院予算委員会で主張を表明
- 1968年1月30日施政方針演説において



を政策として表明

2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12

非核三原則

「核兵器をもたず、つくらず、持ち込ませず」

- 1967年 佐藤栄作首相が衆院予算委員会で主張を表明
- 1968年1月30日施政方針演説において



非核三原則 核武装・核軍拡
米への核抑止依存
核エネルギーの平和的利用

を政策として表明

2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12

法的拘束力は？

- 三原則自体にはないが、

『もたず』『つくらず』



日米原子力協定

核不拡散条約(NPT)

IAEA

2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12

『もつ』『つくる』は対外的に不可能？



2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12

そもそも『武力』の定義が...

『日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する』

2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12

『持ち込む』とは具体的に何？

- 領海内に存在するだけでアウト？
- 核搭載船の寄港はセーフ？
- 日本国内に配備された時点で持ち込み？

非核三原則、安保条約ではこの定義が不十分

核密約の存在

2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12

核密約問題



2024/12/27

資料: 2024/12/27/12/27/12/27

12



旧安保の第一条～第三条

第二条

日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、
基地、基地における若しくは基地に関連する権利、権力若しくは
機能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の
権利を第三国に付与しない

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

旧安保の第一条～第三条

第一条

アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に
配備する権利を、日本国は、許し、アメリカ合衆国はこれを受諾す
る

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

旧安保 第一条～第三条

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における
配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

旧安保 第一条～第三条

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内
配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する

米軍は日本への移駐を認め、
軍事行動が実施されない限り

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

60年改正後の『事前協議』

事前協議の対象は「岸・ハーター交換公文」で規定

- ①米軍の日本への配備における重要な変更
- ②米軍の装備における重要な変更
- ③日本から行われる米軍の戦闘作戦行動

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

機密討論記録

『事前協議』は、合衆国軍隊の日本国内への配備における重要な変更
の場合を除き、合衆国軍隊とその装備の日本国内への配備に関する
現行の手続き、並びに合衆国軍機の飛来や八咫宮海軍艦艇に
よる日本国および同港湾への侵入に関する現行の手続きに
影響を与えるものと懸念されたい

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

Description of Consultation Arrangement

日本との協議が不要な物
(中略)

c. 合衆国の艦船及び航空機による日本国内の港や航空基地への立
ち寄り、整備の事象に関わりなく(機密)

2010/12/29 資料：防衛省「防衛白書」

国民には嘘の説明がなされていた

岸首相

「日本の港に入っている場合に、そういう(核)攻撃をする際には、第七艦隊といえども、これは事前協議の対象になる」

外務省北米局・防衛庁・内閣法制局

『持ち込み』には『寄港・通過も含む』と共有

情報元 外務省・防衛省・内閣法制局

高橋-マウラ会談記録

アメリカ「『持ち込み』は陸上配備のみを指す」

「NATO政策堅持のため、能率の両国政府を
弱らぬにできない」

60年1月30日
つまり安保法成立日

情報元 高橋・マウラ会談記録

岡田元外相の結論

「われわれは非核三原則を堅持するが、将来、緊急事態の場合において、実際に三原則をしっかり守るという選択と、場合によってはそれに例外を作っても国民を守るという場面が来た時に時の政権が政権の命運をかけて判断することであり、そして大事なことはきちんと(国民に)説明することだ」

2004/2/26 外務省・防衛省・内閣法制局

④核武装をした国家の具体的事例

外務省官僚による密約の継承

オフレコの証言多数

冷戦終戦期の元外務次官 村田氏

「歴代外務次官は、日米の核についての了承を引き継いできた」

別の外務次官経験者

「長く続きそうで、立派な大臣や首相達には伝えてきた」

2004/2/26 外務省・防衛省・内閣法制局

何故密約の存在を否定し続けてきた？

- ・非核三原則はその場しのぎ？
- ・ニュージーランドの二の舞になりたくない？
- ・世論の反対をかわしたかった？

2004/2/26 外務省・防衛省・内閣法制局

日本が核兵器を使うとしたら...

- ✗「つくる」=生産
- ✗「もつ」=自衛隊若しくは陸上への配備



米軍に『持ち込まれた』核兵器の『防衛目的』での使用？

2004/2/26 外務省・防衛省・内閣法制局

前提として.....

国家として核兵器を保持する理由

1、相互確証破壊(MAD: Mutual Assured Destruction)の理論

→代表的なものとしてアメリカ・ソ連(ロシア)間

→世界規模

2、近隣国家を対象とする自衛手段としての保持

→代表的なものとしてインド・パキスタン、イスラエル・アラブ諸国間

→地域が限定される

2004/2/26 外務省・防衛省・内閣法制局

前提として.....

国家として核兵器を保持する理由

1、相互確証破壊(MAD: Mutual Assured Destruction)の理論

→代表的なものとしてアメリカ・ソ連(ロシア)間

→世界規模

2、近隣国家を対象とする自衛手段としての保持

→代表的なものとしてインド・パキスタン、イスラエル・アラブ諸国間

→地域が限定される

資料: 丸山

資料: 丸山・丸山・丸山

16

年表① 核兵器開発

1945年7月 米国は核実験を初めて成功させる

1945年8月 広島・長崎への原子爆弾の使用

→核兵器の戦術的有用性を証明する

1949年8月 ソ連が核実験を成功させる



互いを**潜在的脅威**として認識するように

資料: 丸山

資料: 丸山・丸山・丸山

17

MAD理論の確立

MAD理論とは.....

“互いが滅亡のシナリオをちらつかせながら牽制し合うことで核兵器による戦争に対して強烈な自制心を相互に働かせる”

→キューバ危機(1962年)以降、この理論に基づき米ソ間の均衡状態を作り出す一方で、双方の核軍拡競争は加速

資料: 丸山

資料: 丸山・丸山・丸山

18

年表② 戦略兵器制限交渉

1972年5月 第一次戦略兵器制限条約(SALT1)とABM条約に調印

年表② 戦略兵器制限交渉

1972年5月 第一次戦略兵器制限条約(SALT1)とABM条約に調印
→核兵器保有数の現状維持

1979年6月 第二次戦略兵器制限条約(SALT2)に調印
→運搬手段と核多弾頭(MIRV)の制限
→ソ連のアフガニスタン侵攻を理由に批准拒否

1991年7月 第一次戦略兵器削減条約(START1)を締結

資料: 丸山

資料: 丸山・丸山・丸山

19

ABMとMAD理論の矛盾

ABMがシステムとして完全に機能するなら.....



そして.....

先制攻撃においても報復攻撃においても迎撃可能となれば無量の軍拡競争となり、予算が足りない! →条約の必要性

現在.....

第二次世界大戦後の世界において、いまだに核兵器を使った戦争が行われていないのもまた事実である

言い換えば、

米国をはじめとする核保有国も日本を含む非核国も、核兵器による均衡の有効性を否定できないのではないだろうか。

資料: 丸山

資料: 丸山・丸山・丸山

20

前提として.....

国家として核兵器を保持する理由

1、相互確証破壊(MAD: Mutual Assured Destruction)の理論

→代表的なものとしてアメリカ・ソ連(ロシア)間

→世界規模

2、近隣国家を対象とする自衛手段としての保持

→代表的なものとしてインド・パキスタン、イスラエル・アラブ諸国間

→地域が限定される

資料: 丸山

資料: 丸山・丸山・丸山

21



年表

1998年5月11日 インドが地下核実験を実施
 →この1ヶ月前、パキスタンは中距離弾道ミサイル「ガウリ」の発射実験に成功したと発表していた
 →ガウリの射程は1500キロメートルで、これはニューデリーを含むインドの全主要都市を攻撃可能

1998年5月28日 パキスタンが地下核実験を実施
 →背景としてインドの核武装だけでなく、イスラエルが保持しているであろう核兵器への対抗策でもあった
 →ユダヤの核・ヒンズーの核・イスラムの核がそろ

年表

1998年5月11日 インドが地下核実験を実施
 →この1ヶ月前、パキスタンは中距離弾道ミサイル「ガウリ」の発射実験に成功したと発表していた
 →ガウリの射程は1500キロメートルで、これはニューデリーを含むインドの全主要都市を攻撃可能

1998年5月28日 パキスタンが地下核実験を実施
 →背景としてインドの核武装だけでなく、イスラエルが保持しているであろう核兵器への対抗策でもあった
 →ユダヤの核・ヒンズーの核・イスラムの核がそろ

議論

- 日本が世界で平和を促進する役割を望まれている一方で...
- 日本が核兵器を持つとしたらどのような場合がありうるのか？
- 日本が核兵器を使う可能性はあるのか？

《議事録》

1 班議事録(市井杏,吉備彩日,小町貴之,末次延蔵)

2016 年 12 月 10 日(土)

柳原雅貴

0.導入

「日本の平和」

アメリカ軍＞自衛隊＞憲法9条

安保は大きな抑止力であるが、日本のみの裁量で制定されたわけではない。

→意見：米にとっては軍備の運用のための設備を極東におければよかったと考える。

朝鮮半島が南北に分断されていなかったら、安保はなかったのではないのか？

このように考えると、日本独自の抑止力を持つ可能性は否定できない。

憲法が制定されてから数年で戦争の意志を放棄したのでは？

「潜在的戦力」

→米の戦力の代替可能性の戦力が有ります。

→ex) 核兵器,(岸内閣:自前の核兵器の推奨の歴史)

→高速増殖炉がその可能性になります。

→〃の技術はプルトニウム生成のための重要な技術(意見：転用可能性を考慮?)

「核の傘のジレンマ」

→アメリカって実際に日本を守ってくれるのか(日のためにワシントンを差し出すか?)

→じゃあ日本が武装すればいいのでは?

→経済制裁不可避

→「テーマ：どうしよう」

～本題～

「日本国憲法第九条」

特徴：戦争放棄を掲げた世界でも稀な条約

「戦争放棄の歴史」

1.国際連盟：戦争のモラトリウムを設けて戦争の自由を制限

2.ジュネーブ議定書(制定されず)：上記の補完

3.「パリ不戦条約」

ケロック：この条約は自衛権を否認するものではない。

→満州事件の妥当性が担保されてしまった

→宣戦布告を経た正式な“戦争”のみ制限(武力行使は非制限)

「自衛権とは」

権利や利益が違法に侵害された場合に、それに対する防衛のために必要な措置をとること

→つまりその手段を問わない。

「マッカーサー・ノート」

戦争放棄を掲げた。

→平和憲法を制定してくださいと。

「幣原喜重郎×マッカーサー」

前者：協調外交を行った(国際協調、恒久平和、共存共栄、対支不干涉)

→平和であるべきです

後者：戦争の放棄は世界で行われるべき

日本政府：放棄します。恒久平和を希求します。

吉田茂「自衛権も交戦権も放棄します」

→平和のパイオニアになりたい

「東西冷戦」

米の日に対する政策の変化

日本を極東における全体主義に対する防壁にする。

米「日本の非軍事化」→「反共産主義の防波堤にしちゃおう」

影響：吉田「自衛権はあります」

→武力に依らない自衛権は認める方向にシフト。

→在日外国人(敵国)の講座を凍結とか

：マッカーサー「自衛権は認めます」「国際連合の自衛権くらいはいいよ」

→警察予備隊の設立。

「解釈の変化」

戦力と自衛権は別という思想の変化に至る

→日本国憲法の中に自衛権を見出そうとした。

吉田「自衛手段の戦力をきんじておるわけではない」

1954年「自衛隊の総説」

→自衛権に基づく自衛力を制定

同年：政府「憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。」

・解釈まとめ

1948年以前：自衛権も認めない

～冷戦勃発～

1948年以降：自衛権は良いでしょ

今の政府見解：自衛の為の最小限度ならおっけー（やりすぎはよくないよ）

：安保理の決議前なら自衛権は国際法上認められる

「班の意見」

→じゃあ、自衛のための核武装は認められるのではないのか？

「今の日本の核に対するスタンス」

唯一の被爆国

しかし、核禁止条約に対して、日本は反対している・・・？

→日米関係に対する排除

→ダブスタじゃないの？

「非核三原則」

核兵器をもたず、つくらず、もちこませず

佐藤栄作とか岸信介が言い出した。

〃が、国是として提唱。

世界の核は軍縮に向かうべきだ。

→しかし、核兵器はアメリカに依存

→平和的運用のみは肯定

「佐藤栄作の逡巡」

実は、核の抑止力を高く評価していた人だったのでは？→日本の政府の本音と建前にリンク

後悔している説があるよ。

・非核三原則自体には法的根拠はない。

しかし、日米原子力協定、核不拡散条約、IAEAによって、「もたず」「つくらず」は制限される

→2018年には日米原子力協定は廃棄される。

→各推進派にとっては嬉しい/政府が非ミルチに引き延ばそうとしているというウワサ

・現実的にはどうなの？

アメリカが怒る＝国際情勢(社会、経済、政治)的に不可能。

「そもそも武力の定義」

非常に恣意的な概念です。

「持ち込むって？」

ex)核を搭載した船が日本海に入るとだめ？寄港でだめ？配備がだめ？

→意見：核密約が介在する余地が存在する

隙間を残している。

「核密約問題」

2009年ごろから話題に(1950年くらいから議論にはあったけどね)

同年、佐藤栄作が沖縄返還をやり遂げた。

→沖縄核密約の存在が弟の家から出てきた

→自民党は認めている。「広義の密約があった」←は？

「旧日米安保条約」

不平等条約でしたね。

アメリカ絶対的優位の法制。

→日本における各配備すらアメリカの裁量

「60年安保」

・事前協議ができるようになった。

→“重要な変更”って感じになってる

・機密文書ある

→「現行の手続きに影響をあたえるものと解釈されない。」

→現行の手続きに関することなら、事前協議しなくていいよ

・現行の手続きとは？（事前協議が必要ないもの）

→合衆国の艦船および航空機による日本国内の港や

航空基地への立ち寄り装備の中身に関わりなく(機密)

→意外と核兵器ってもちこまれてたのかもね。

・政府の見解

→核に関するものなら、事前協議の対象になるよ

→持ち込みには寄港、通過も含むと共有されていた。

→INTRODUCTION/TRANSIT

「機密文書の歴史」

オフレコ（正式な手続きを経ない非公式のメモ書きのようなもの）

歴代外務次官は少なくともそれを引き継いできた

「長く続きそうで、立派な大臣や首相たちには伝えてきた。」らしい
しかし、現在は抹消されているかもしれない・・・

米「持ち込みは陸上配備のみを指す」

「NCND 政策堅持のため、艦船の核搭載有無を明らかにできない」

→装備に対しては YES も NO も言えません

→安保改定翌日に言われました。

「どうして機密の存在を否定したのか？」

説1.佐藤が適当に比較三原則を言い出しちゃった

説2.ニュージーランドの二の舞いを演じたくない(うわさ)

説3.世論の反対をさけたかった

・民主党はこれを詳らかにしようとしていたんだけどね。

岡田「核を使うかどうかはその時次第です。その時の政権次第。」

(非核三原則は大事だけどね)

(将来的に、米の核持ち込み/日本の各配備をすることを否定しなかった。)

→現実的に、日本は核の完全撤廃は考えていない

「日本と核」

つくる＝生産

もつ＝自衛隊もしくは陸上への配備

米に持ち込まれた核兵器の防衛目的での使用

→もっていない状況から、保有し始めた例もあるんだよ

「核武装をした国家の具体的事例」

「なぜ核兵器を持つのか？」

1. 相互確証破壊 MAD の理論

米ソ

広島長崎で核兵器の戦略的有用性が明らかに。

そのごソ連が核実験を成功させました。

MAD 理論とは・・・

→互いが滅亡のシナリオをちらるかせながら牽制し合うことで核兵器に依る戦争にたいして強烈な自制心を相互に働かせる。

ABM 理論

大陸間弾道ミサイルみたいな（迎撃ミサイルと表裏一体の）やつ

これが完全に動作するのであれば、MAD 理論を崩すことが可能。

迎撃→報復→迎撃という形で無限の軍拡競争に陥る。

1972 年：現状維持しましょうね

1979 年：運搬手段と核多弾頭の制限

—理論じゃなくて今は？

結局核戦争起きてないし、抑止力としての妥当性

2. 近隣国家を対象とする自衛手段としての保持

インド・パキスタンの例

パキスタン：1998 年に中距離弾道ミサイルガウリ

インド：ちょっとあとに地下核実験を実施

パキスタン：そのちょっとあとに地下核実験を実施

そうして両国が核武装を成功した。

2008 年のムンバイ同時多発テロのときもかなり緊張したけど、核戦争にはいたらなかった。

意見：互いにとった戦闘態勢が逆説的に最悪の自体を回避させているのではないだろうか

→日本もこういった均衡状態を保てるのではないのか？

-----議論の議事録-----

①日本が世界で平和を促進する役割を望まれている一方で...(核の有効性を認めてるじゃん)

今後の技術革新によって、核武装することも、ミサイルを持つことも、戦争放棄をしていないから可能である。

しかし、国際情勢の関係で、自前の開発はできない。アメリカと協働での使用は不可能ではない

—日本が核兵器を持つとしたらどのような場合がありうるのか？

—日本が核兵器を使う可能性はあるのか？

アンドレ

戦争が起きないという要因が核にしか注目されていないだけに、冷戦期はそうだった。

今は、経済的要因が大きい。世界の経済は今、相互依存적であって、相手国を壊滅させるような核を使用すると、いずれ自国にも不利益を被る。だから、大規模な戦争が起きないという側面があると思うんだけど。

→吉備

インドパキスタンを見ると核が無かった場合には、戦争が起きてしまったのではないのかっていう確信がある。理論は無いけれど。

しろま

①日本が核兵器をもつとしたらどのような場合があるのか？

②日本が核兵器を使う可能性はあるのか

のイメージを共有してください

きび

①は、保つ場合の形や情勢

②使う場合は、そういった状況

森先生

駆けつけ警護は許されている。

飯に派遣されている自衛官がたくさん殺されると、自衛権を行使しなければならない。

したら、南スーダンに派遣されている自衛隊の数を増やすのか？
そうするとかつて中国に侵略していったことのようなことになる。
→自衛権の行使ってパラドキシカルである。

杏

自衛権の定義が曖昧である。

森先生

南スーダンの自衛権は危ないものを含んでいるという事が言えるのか

杏

yes

パリ不戦条約の解釈によって、自衛権は戦争を含むこともありうる。

森先生

パリ不戦条約の日本語は文語調

英文は憲法9条と同じようなもの。というか直接由来している。

マッカーサー9条はパリ不戦条約の文章をそのままもってきている。

コピペなんだよ

そういう点で日本国固有のものではないという気がしている。

かつては、パリ不戦条約の制定は揉めた

森先生

ワカバヤシケイが今日の発表で抜けている。

〃は、タサクナカリシヨシンズを書いた人。

ニクソン政権と交渉して、最終的に沖縄の変換を YES と言わせた。

その際に、核兵器に関する密約もセットでつけるという条件を提示した。

戦後の冷戦が終わって日本の①が変化した。。もしかしたら、小町の意見のように、中国の内戦が起きなかったら日本にとって深刻な問題。そうしたら日本は4等国とか5等国になっていたかもしれない。カイロ条約で日本の領土が制限されていたかもしれない。

アメリカも太平洋戦争の後には絶対に戦争させないという意見だったともう。

わかばやしけいは 1994 年、無くなる直前に、当時の密約の記録を全て本に変えて、自殺した。

その印税は、全て沖縄へ寄附。なぜなら、機密条約は自らの責任だから。

立派な人です。（佐藤栄作よりも）

彼が居なかったら沖縄は日本ではなかった。

シロマ

早稲田奉仕園は留学生しか住めないけど、当時の名残で沖縄県民枠があるんですよ

森先生

使うとしたらアメリカの核を使うのか？

トランプはどうなるのか？

吉備

実際には不確定要素が多くて今ここで論じても意味がない。

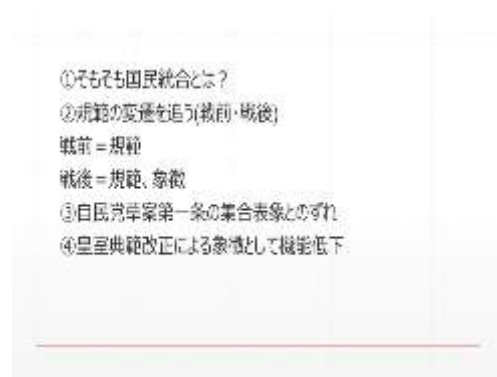
森先生

沖縄の現状はかわらない？—はい

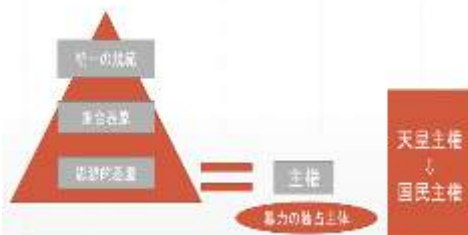
その密約があるということはある種の抑止力になっている。

X-iii 国民統合とは何か？

発表：9 班(小西勇輝 中村優士 形川静華)



国民統合＝国民間の規範の統一化



ただし、現代日本には革命の経験、そして人権的な土壌が存在していない。
よって、天皇という象徴が国民統合において不可欠。



象徴としての天皇の必要性

象徴とは、秩序を形成する規範ではなく、国民の理想像(モデル的存在)。



皇后は常に私の立身と勤めを勉め、私生活にのびやかで温かい大層をはじめ、私の生活に大いにしつこく寄り添ってくれました。(天皇)

陛下が日々貞静にとるべき道を求め、お示ししてくださいましたので、今日までこの道に歩んでいくことができました(皇后)

皇后陛下が天に召されたことには、たいへん、さみしく思っています。



規範が天皇から大きくなりすぎた中、
集合表象のより詳細な考察を踏まえ
第一象、お気持ち表明の規範とのずれを見ていく



法律に見る規範

・治安維持法

「治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

→ 警察(天皇)は、治安を維持するために動く。

社会主義運動の発展(1920年代後半)

→ 法律を強化→ 治安の悪化

→ 政治的運動の発展(1920年代後半) (1925年治安維持法)

言論統制と規範

・新聞記事

→ 1925年11月、治安維持法(新聞記事の検閲)が施行された。

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

・言論

→ 1925年11月、治安維持法

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

「治安維持法」は、治安を維持するため必要と認めるときは、内閣は法律の定めるところにより、関係の官署に、左の事項を命ずることができる。」

二つの法律による言論統制

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

・治安維持法

総力戦下での規範「天皇」

- ・国家総動員法
→戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))
- ・「戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))」



- ・教育勅語とは？
「教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))」
- ・教育勅語とは？
「教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))」

教育に見る規範

- ・1890年 文部省設置、1892年 学制発布
教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))
- ・1890年 文部省設置、1892年 学制発布
教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))

- ・1890年 文部省設置、1892年 学制発布
教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))
- ・1890年 文部省設置、1892年 学制発布
教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))

天皇を中心とした国家づくりのための様々な施策

- ・教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))
- ・国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))
- ・教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))
- ・教育勅語(教育勅語)とは、戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法(戦時下の国家総動員法))



教育

教育基本法

この法律は教育の根本的、基礎的な思想を定めている。

これをもとに教育の理念を探り、戦後の規範の在り方を考える。

同 21 年 10 月 8 日、文部省は次官通達をもって、次のように指示した。

一、教育勅語を以て我が国教育の唯一の規範となす従来の考え方を云って、これと共に教育の淵源を立く古今東西の倫理、哲学、宗教等に求むる態度を採るべきこと

<https://www.mext.go.jp/sakka/kijyo/143-600.pdf>

教育勅語とのつながりはない

我々は、この理想を実現するため、**個人の尊厳を重んじ**、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな個性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

個人の尊厳

個人の価値を生まれながらに尊重しなければならない

基本的に個人を尊重しており
特段、一つの視点を押し付けようという意図は見当たらない

皇統＝皇位継承

→ミチーブームは皇統＝皇位継承の多岐化を促していると考えられる。

ミチーブームに対する多岐化の認識

→これは皇室の多岐化を認める



→人々の関心・注目の対象となり、大層な関心を集めていると考えられる。

ミチーブームに見る象徴天皇

ミチーブームとは？

→皇統の継承である皇位継承が、天皇と皇太子にのみ限らず、ミチーブーム。

→「貴人」などと呼ばれて、ミチーブームの中心人物として、皇室の多岐化を促している。

天皇の即位

天皇の即位として即位

皇統＝

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

皇統＝

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、公民統合の象徴である**天皇を戴く国家**であって、国民主権のもと、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

天皇の権威が強調

それによって、多岐化現象におけるランク付けがなされ、天皇に一番のプライオリティーが与えられた。それに伴い、様々な社会課題が浮き彫りにされていくことが予想される。



自民党・天皇の懸念



お気持ち表明を考える。

皇統＝皇位継承

→皇統、皇位継承の多岐化現象は、皇室の多岐化現象である。

皇統＝皇位継承

→皇統、皇位継承の多岐化現象は、皇室の多岐化現象である。

皇統＝皇位継承

→皇統、皇位継承の多岐化現象は、皇室の多岐化現象である。

皇統には異ならない

《議事録》

【発表】

①国民統合とは何か

＝国民間の規範の統一化

○規範の形成のされ方：思想的基盤→集合表象→統一の規範

・思想的基盤（＝主権）：国民統合の軸、規範の源泉たる拘束力の強い軸 暴力の独占主体

天皇主権→国民主権へ、国民統合のされ方も大きく変わる

・天皇主権→集合表象日本・天皇→天皇という統一規範

・国民主権→集合表象日本・多様→多様な統一規範

○第1条の「統合の象徴である日本」とは何か？

・これまではすべて上からの是正（階級上位）→革命を経験していない、勝ち取っていない

国民が主権を持っているという意識がない→思想基盤がうまく機能しない→天皇が象徴

○「象徴」としての天皇とは何か？

・秩序を形成する主権ではなく、国民の理想像（モデル）

「ご成婚50周年記念」の言葉から「男女平等」（？）

・皇室への親しみ・役割への評価は高い→皇室はモデルとして機能している。

規範が多様になり、表象も天皇からズレた。

②規範の変遷を追う

○戦前：統一規範「天皇」

・法律に見る規範「治安維持法」（国体に反するものへの処罰）

総力戦・国体護持をしなければならない1920年代

社会主義運動の大衆化・法によって規範である天皇を保障したい

←国体・国民を固めておきたい

・言論統制と規範「新聞紙法」と「出版法」

→天皇軽視・秩序を乱すものは禁止、政体護持（国体護持）・秩序の護持

言論統制によって天皇のイメージや秩序が乱れることを警戒。

万世一系の天皇を守るため。

・総力戦下における規範「国家総動員法」

1920年代に軍部の意見→参考に作成

国民動員・産業動員・流通動員・財政動員・精神動員

精神動員：精神的に日本人をまとめよう（ex.万歳の対象は天皇）

・教育に見る規範（媒体「教育」）

1872年学制（西洋的な国家、ナショナルな意識を持った国民）

→1870年代からは儒教をベースとした道徳教育の復活が求められた。

- 1879 年「教学聖旨」……仁義忠孝愛国心→小学校教科の最上位に「修身」の誕生
1885 年に森有礼が文部大臣→教育による国家意識の形成
1889 年大日本帝国憲法→儒教ベースの教育勅語（天皇への忠誠心や愛国心を強化する）
- (1)教育勅語の写しと御真影を配布、奉読指示
 - (2) 国定教科書制度の導入 天長節起源説の祝賀式や歌の導入
 - (3)「兵士体操」の導入

○戦後：国民主権

- ・教育基本法、いわば「教育の憲法」
- ・1946 年教育勅語の廃止（教育基本法とのつながりはない）
第 1 条「個人の尊厳を重んじ」、個人の価値が生まれながらに尊重されている（自然権、基本的人権の尊重）→規範を押し付けようとする意図は見えない
- ・ミッチーブームと象徴天皇
1958 年～美智子様と皇太子のご成婚、大衆であった美智子様
天皇と大衆の距離の近さ、女性の理想像としての美智子様
- ・象徴＝理想像、理想像は天皇だけではなく皇室、ミッチー＝社会の目標
人々の間に上昇志向が生まれて、大量消費社会を後押し
（国民の自発的な規範としての天皇）

③自民党改憲草案第 1 条の集合表象とのずれ

- 「天皇を戴く国家」→天皇の権威が強調
→多様な集合表象におけるランク付けが行われ、整序が行われる
→いずれは天皇が主権？

④皇室典範について

- 現在の象徴である天皇は多様な表象の一つ
自民党は表象を天皇だけに絞ろうとしている。譲位・摂政は
象徴としての天皇個人がわからなくなってしまう→国民統合の機能が弱体化？
- 退位と摂政どっちがいい？
退位・上皇→主権は国民だし……
摂政…モデルは皇室だし……
→どちらをとっても弱体化にはつながらないんじゃないの？という意見

【質疑応答】

槇：思想的基盤→集合表象→統一規範っておかしくない？

(基底に天皇主権を置くのがおかしい？突然過ぎない？)

発表者：思想的基盤という言葉がよくなかったのかもしれない。軸って言ったほうがいい？

森先生：槇の意見がわからない、なぜ？何と何が逆なのか？

槇：統一規範に主権がかかるのでは？暴力的な図

森先生：ピラミッド型である必要があるのか？

発表者：思想的基盤・統一規範に主権がかかっている、ピラミッドではなく円柱でもいい。

司会：ドイツがどうやって国民統合をしたのか？

アンドレ：ドイツも日本と類似している。下からの革命で体制ができたのではなく、ワイマール時代・ナチスを経験し、外から自由と民主主義というシステムが入ってきた。しかし、天皇という絶対的なものがドイツにはない、自由と民主主義は絶対変えてはいけないし、でも弱いものだと思う。機能している部分はある。それしかないから。そう考えるとドイツもあいまい。

森先生：日本の憲法草案を中村案にすると、国民の統合の象徴は基本的人権か？

発表者：日本国において人権や個人という概念が薄いので（ないに等しい）、基本的人権が思想基盤や象徴になりうるのか。

森先生：1890年の教育勅語は大きい。

明治政府は統治機構をどうするか決められなかった。ヨーロッパ・欧米の真似をしようとするとする流れがあったが、どういう国家を作っていったらいいか？はわからない。日本の基本的な構造は儒教だった。儒教も外から輸入したもの。

教育勅語は天皇制、教育の中に天皇を組み込む（宗教教育）という機能は明治維新～1890年までなかった。1890年からその制度になったが、その時の子どもたちは1920～30年代出征時に大人になっている世代。教育勅語は重要な転換点であるといえる。天皇の御真影は1890年まではない。大体は衣冠束帯を付けた絵だった。1890年からはヨーロッパの元首のような服装の服を着たものになる。天皇は神だから見えなかったはずのに、御真影を通して見えるようになった→制度化する天皇。

当時の日本にとって「神道は祭天の古俗（久米邦武）」であり、国家神道は宗教ではなかった。しかし、太平洋戦争のあとGHQは国家神道を宗教であるとみなした。

アメリカの憲法の修正第1条には国家と宗教の関係性について論じている。アメリカの場合、国家は宗教に関わってはならない。どの宗派がどれだけの人を抱えているのかをカウントすることもいけない。一方日本は宗教とその信徒の数をカウントしている（神

道と仏教を足すと人口を超える)。アメリカの政教分離と日本のそれは違う。ヨーロッパは宗教とくっついているところがあった。

1890 年教育勅語は読んでみたほうがいい。戦前は教育勅語＞大日本帝国憲法という比重だった。学校教育は子どもたちの生活のすべてを学校で社会化する、教育勅語によってそういう人間を作っていた。学校教育で描かれている天皇は皇祖皇宗、日本書紀や古事記から天皇の歴史を追うような形。現在の日本人には「神話を勉強しなさい」という案にアレルギーがある。

しかし、ミッチーブーム以降、皇祖皇孫ではなくパフォーマンス、「みんなの天皇!」。美智子様、雅子様は私たち庶民に近い憧れの存在だったのか? やっぱり男尊女卑なのは? 発表で取り上げられた天皇と皇后のエピソードも性別役割分業を感じる。

発表者: 若い世代としては親しみを感じない、年上ほど親しみを感じる。

森先生: 正田美智子は理想的なのか?

発表者: 当時の多くの人たちにとっては

森先生: 小和田雅子は迷惑を被ったとも言える。能力があったのに、活躍できたかもしれない人なのにどう考えたらいい? 皇族のパフォーマンスの失敗とも言える。男女役割分業の中に無理やりはめ込まれた、かわいそうだと思う。

森先生: もう一つ聞きたい、正田美智子の場合一般人でもあなれるかもしれないと感じさせたのか? 幻想、父親は日清製粉の社長、弟は政経の教授で総長のナンバー2 まで行った。

正田家は家としてはとってもお嬢様、鳩山家や麻生家と同じようなお金持ち。洗濯や掃除をしないようなお嬢様。

発表者: 美智子様以前は皇族だけだったし.....

森先生: 大正天皇の後は?

吉備ちゃん: 藤原家 (一条家)

森先生: 明治天皇の後は?

学生 (誰だっけこれ): 一条家

森先生: 日本においては貴族・皇族が明治時代に増える、大隈重信・伊藤博文については本人から前に家系図をほとんどさかのぼれない。貴族制度は海外から持ち込んだ怪しいものと言える。近親相姦で皇族が増えていった。大正天皇が少し変だったのも遺伝なのでは?

杏ちゃん: 美智子様の「テニスコートの恋」は「恋愛結婚」のパフォーマンス?

森先生: 1968 年ぐらいに見合いと恋愛が逆転する、『恋愛結婚の誕生』という本がある。

井川: 例えばもし愛子様が天皇になったとして、旦那さんが一般人だったら?

森先生: そもそも皇室典範の改正が必要になる。皇室典範は「愛子様のあとに子どもは生まれない」と考えて小泉政権で改正しようとした。でも秋篠宮家で生まれたから立ち

消えになった。愛子様を天皇にしようとしたら、秋篠宮家の息子との関係がある、難しい。ひと悶着ありそう。秋篠宮家・東宮家は予算も扱いも違う。物質的なことはどう思ってるかわからないけどいろいろありそう。紀子さまの家は IAEA・学習院の先生の娘さんだった。

森先生：このテーマは卒論になる、天皇の聖像だけ集めて卒論にした人もいる。

アマテラス、明治になってから無理やり作った。

教育基本法は教育勅語と対置してカウンターパートで作っている。

アメリカの憲法は合衆国憲法、町は憲章、州も憲法を持っているそれが集まって合衆国憲法ができています。だから伊東市自体の憲法はないし、都市の自治権はない。国の行政組織の一面しかない。

もし明治維新の時に公武合体を取っていたらドイツのようになっていたかもしれない、「地方創生」という概念自体は国が上から作っていく、馬車で馬を引っ張るような構造になっている。理想とは逆の構造になっているからうまくいくわけがない。

先生は「共生社会論」の共生に抵抗した、文科省が作った言葉。シンピオティック（共生）なんて「生物学やってるの？」と見える。この概念も御用学者と文部科学省が作った。

現在は東大の医学部・法学部に残っているくらいだが、昔は大学に○○学講座というものがあつた。1 講座に教授 1 人、助教授（現在の准教授）2 人、助手 2 人。東大の憲法第 1 講座・第 2 講座とあり、第 1 講座のほうが偉い。講座の中で競争をし、負けた准教授は他大（植民地）に行く。例えば立教など。早稲田も 1980 年代まではそういう構造だった。

しかし弊害も多い。講座は封建制だからダメな殿様（教授）がいたらマズい。

この講座をいじるときに社会学第 1・第 2 という表記を変えようとして、既存の学問分野以外の名前に変えた。教授の数を増やす（大講座制）方針で行った。

地方創生も同じ、政府が作った仕組みである。

X-iv 卒論構想

①小川さん 城戸さん 柳原さん 蓮見さん

蓮見さん 地域社会における公共交通の今後—LRT の導入を踏まえて
富山などにおける富山湖線などの例に

三年の 12 月においては、自分が興味のある分野の文献を最低一冊は読んだ方が、書き出しが上手くいく。自分は夏ごろに書き始めて、最後五日で主に書き上げた。

また、グラフ等に使うデータをきちんと集めておくと、より内容を掘り下げた論文になるのでは。

柳原さん 現代の二重構造論

大企業や中小との規模感の違いなどについて

テーマを今から絞り込む必要はないかも 興味のあるリストを作っておくと訳にたつのでは。

城戸さん FinTec による革命について

アップルペイに代表されるテクノロジーによって銀行は必要でなくなるのか？

ブロックチェーンが産業を大きく変えていく。

自分が書きたいものを深く調べずに絞っていくと、最後の方にやり直しになることも。興味があることを調べておくとよい。

小川さん 日系大企業八社から見る事業整理について

調べてから書く。書きながら調べると、間違ったデータをもとに書いてしまったり、しっかりしたソースを提示しきれなかったりする。

質疑

榎：皆さんが卒論テーマを絞り込んだ時期は？

城戸さん：9月中旬に一応提出する でもテーマ変わっているが多い感触。

榎：データの入手どのように苦労しました？

柳原さん：データの整理をきちんとしないと、参考文献書くときに出典分からなくなる

蓮見さん：Web なんからダウンロードするとタイトルが記号だったりして何のためのデータとかが分からなくなるからね。あとデータの量が多くなるから管理とか、脚注とか。

柳原さん：目次の付け方とか形式等も大変では？

蓮見さん：何か月もかけて書くものだから、文体が変わってきたり。

一回書き直すくらいの余裕をもって書き上げるのがいいと思う。

中村：どういうデータが集めきれなかった？

蓮見さん：自分の場合は、LRT についてこの部分にはこれだけの利用が見込める等のデータがあれば、LRT の有用性についてもっと強調できた。

実際は通勤通学時の利用者数や乗降数のデータしか載せられなかった
あと文科省の観光データに頼りがちになってしまう。

城間：路面電車って実際地域に利益があるんですか？

蓮見さん：実際は電車があるだけで路線図、地図に載るということがある。

富山の場合、車社会で市外壱が薄く広く広がるが、除雪などの公共コストがかかるが、交通機関によってコンパクトシティを作り上げ、コスト削減・セキュリティの向上・病院などの機能の集約が可能になった。

③ 井川さん 金親さん 瀬古さん

井川さん テーマはフラダンスとは何か 福島のスパリゾートハワイアンズ

全然違うテーマ転換に成功した施設が面白い。

書きたいテーマと書きやすいテーマは違うとは思いますが、書きやすいからと言って興味が無いものを選ぶと最終的に書きにくい。

最初はハワイの先行研究がないので異文化ということでディズニーランドにしたが、先行研究が多すぎると指摘された。先行研究無くても卒論はできる。

瀬古さん 東京2020 都市のイメージ

都市のイメージは何で決まるか、ゼミ合宿で使ったテーマだと楽だと感じたから

12月は何もしなかった。もうちょっとやくことを集中する、あれもこれもだとぐちゃぐちゃになったりする。一つの参考文献絞って研究してもよかったかも。

金親さん ソーシャルメディア

早稲田生と当局単体での炎上件数は8/900 実名家族所属高校全てバレる

極論に振り切れる奴がどうやら炎上の原因

早稲田の教育は、どこに対するもの？炎上に加わる奴らでは。

鬼女版にずっと張り付いていた。プロデュースしてたアイドルの炎上を防ぐためにいろいろしてたことも卒論に使った。わざわざ有料版ご購入して炎上事例にアクセスしたのに、大した情報が無く、ネットで情報を拾う場合は自分で調べたほうが良い、そしてネットの情報は信憑性がないと思ったほうがいい。

質疑

榎：皆さん調べ方が独特ですがどんな感じで行いましたか？

瀬古さん：東京ショーでのイメージと実際の都市がどう関係しているのかを見ていった。

井川さん：実際のフラガールより、施設でのポリネシアンショーのイメージが浸透して

いる。社会学には答えが無く、自分の答えが正しいと証明できた気はしない。

金親さん：著名なブロガーなどの言説をもとに考えたり、炎上防止についての研究は結構あったので持ってきた。ネットは信用できないといいながら、結構使ってきた。ネットでの集団の言説は使わない方がよく、個人の言説は使うべきでは。

小町：先行研究とは、自分の主張の補強につかうものですか？

先生：先行研究はなんで触れるかという、既にある研究は同じことをやっても意味がないので、それとは違った自分の研究を主張する。自分のオリジナリティを示すために、他の研究についても触れておく。

中村：炎上とは何だとはどうやって導いたんですか？

金親さん：炎上の定義について15冊ほどあり、共通項を引き出しりしてオリジナルの定義にまとめました。

③室井さん 高野さん 国分さん

国分さん 地方局の展望

就活で地方放送局はそうあるべきかをよく聞かれて面白いと思った。地方人口減少で広告収入が減ったことで、衰退につながっている。北海道の放送局はいろいろコンテンツ（水どう）で稼いだりしている。それがモデルにならないかと考えた。また、コンテンツを作れない理由として、キー局のコンテンツをそのまま流すだけで収入が得られる民放ネットワークがあり、そのメリットデメリットを調べました。

12月合宿でパナなどの経営について調べ、楽なテーマだと思ったが、就活中に面白いと感じたうえ来年の就活で使えると思った。先輩の平岡さんはシンガポールについて調べ、彼はシンガポールについて語り続けて就活をしたのを見て。ゼミの話についても、卒論できちんと調べて取り組むことで、話に説得力が出て就活上手くいくのでは。

高野さん 阪神大震災と比較して 東日本大震災の復興について

財源の違いがある 阪神：国債 東北：増税

草稿までにテーマが3回変わっている。原因はやりたいことがなく、興味をもてなかったため、いろんなことに興味を持つといいと思う。国債と増税には思想も絡んでいて、まともになくなったので、はじめから結論を考えて書くとい。

室井さん 暴力のコミュニケーション

若者の他社との交流の仕方について媒体暴力の視点から考えた 夏の合宿

テーマ・川崎中1殺害事件がきっかけ。そのときの結論・地域社会の崩壊が原因というのに疑問をもっていた。現代の子供に特有なのか、昔からあったのかを考察。欲しい文献をどう探せばいいのかわからなかった。今のうちから頭のいい人に聞いたりして、資料集めのスキルを向上するといいかも。

質疑

吉備：室井さんは結局どういう風に資料集めをするようになったんですか？

室井さん：荒木さんの喋っていることを盗み聞きして、資料集めのヒントを得た。荒木さんに聞いてみて笑

中村：キー局の現状内容について、聞いてみたいです。

国分さん：キー局は毎年10億円支払ってキー局の番組を流してもらっている。例えば、日ハムの試合でVS嵐がなくなる、とかあって、キー局的には、その番組中の広告収入が減る。地方にとっても、年間140億年の売り上げのうち10億円がなくなるのは痛い。そういったいきさつで、だんだんキー局が地方局に番組を作らせないようになったため、制作力がなくなり、深夜番組みたいな低クオリティなものしか作れなくなっているのが現状。

国分さん：旅行にいくまでにどこまで書こう、とか。草稿提出のたびに目標を設定したり他のメンバーの字数も見れるので意識したり。

高野さん：第二草稿次点で2万字書いたところでやる気がなくなったので、あんまり早くやるとかではなく、目標設定して徐々に増やすといいかも。

室井さん：12月頭に1万字くらい。四回分の草稿提出は1000字ずつ出すだけで、せっかくの機会に先生にも字数少ないしか言われなかったので、草稿提出を気にしましょう。

④荒木さん 大津さん アンドレさん

大津さん シュッツの社会的世界の話の軸に現代メディアによる同時代世界の変容について 同じ時間を生きている実感がテレビ電話などの人を繋げるメディアによって変わってきた。

合宿で二回ともシュッツを取り上げて面白いと感じたので、もし何か興味のあるものが無い人は合宿テーマを使うとよいのでは。

何を取り上げるか、広げすぎると言いたい事がよく分からなくなってくるので絞った方がいいと思う。

荒木さん 高校生の進路決定について

例えば声優になりたいくて失敗、貧困になった友人の思考などについてトラッキングを行った。

学力が低い→夢追い型進路決定について実証を加えて研究。

母校において 自分のやりたいことを軸に学んでいく・興味関心を通して自己実現をすると、夢追い型になる？アカデミックな興味を持たない子に対しては、他にやりたいことをやらせる、新自由主義的なカリキュラム形成が行われている。

先行研究がないというのは知らないだけなのでは。「進路選択意識」として、知識がない状態で探して見つかる文献は少ない。何かを知るためには、必要とされる知識がある。例えばリサーチに関する知識もしかり、調査対象分野における知識が関係する。最終的には「進路形成意識」になった。モノを知らないままに調査をしても意味がないので、調査設計でつまずきました。

知るためにはまずモノを知る。必ずしも新しい発見をする必要はなく、いわゆる完璧にまとまった教科書作りをして自分の意見を加えるだけでも大きな意義があるのでは。

アンドレさん 難民と社会

ベルリン留学中での体験 他者が入って来ることで社会が変わって行くことについて。賛成と反対に分かれており、ドイツだけ制限はかけつつも難民を受け入れ続けている。＋と－の面を分析。

一部：難民とは？

二部：難民によって社会がどう変わる？

ギリシャのマケドニアとの国境沿いにある村で生まれたジャスミンちゃんとの出会い

きれいな病院で生まれいい生活をしている自分達と難民キャンプで生まれる彼女たち

人間としていい子たちの不遇に対するやるせなさ

レスボス島 ライフジャケットの墓場 難民が捨てていった木製のボート

難民が来るのを24時間交代で見張る ナイトスコープを使ったり

ギリシャに関しては、海を越えるので入国を止められず、溜まっていき、200人の村に一万五千人のキャンプが...

反省点はテーマが大きすぎて字数が多くなってしまった。興味の幅を広げていくことは大切。実際興味があってヨーロッパに関するニュースを見ていたうえで、経験したので書く決心がつきました。

【執筆者】

市井 杏/吉備 彩日/小西 勇輝/小林 ひかる/小町 貴之
城間 正人/末次 延蔵/中村 優士/形川 静華/槇 大和
(敬称略、五十音順)

【編集者】

吉備 彩日/城間 正人

2016 年度 秋学期 活動記録

発行日 2016 年 1 月 22 日
発行者 早稲田大学 文化構想学部
 社会構築論系 現代共生理論
 森ゼミナール